

— 目 次 —

(12月6日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	5
出 席 議 員	7
欠 席 議 員	8
議会事務局職員出席者	8
説明のために出席した者	8
開会、開議宣告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議長の諸般報告	9
市長の行政報告	10
国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告	13
認定第1号	15
認定第2号	16
認定第3号	16
認定第4号	16
認定第5号	16
認定第6号	16
認定第7号	16
認定第8号	16
認定第10号	19
認定第11号	19
認定第9号	21
認定第12号	21
認定第13号	21
認定第14号	21
承認第9号	23

承認第10号	23
議案第94号	26
議案第95号	38
議案第96号	38
議案第97号	38
議案第98号	38
議案第99号	38
議案第100号	38
議案第101号	45
議案第102号	45
議案第103号	45
議案第104号	48
議案第105号	48
議案第106号	51
議案第107号	51
議案第108号	53
議案第109号	53
議案第110号	53
議案第111号	67
議案第112号	69
議案第113号	70
議案第114号	70
議案第115号	70
議案第116号	70
議案第117号	73
諮問第2号	74
請願第1号	75
散会	75

(12月7日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	77

出席議員	77
欠席議員	77
議会事務局職員出席者	77
説明のために出席した者	78
開議宣告	78
市政一般質問	79
17番 小川 廣康君	79
1番 脇本 啓喜君	90
10番 小宮 教義君	97
6番 松本 曆幸君	109
16番 大浦 孝司君	118
散会	128

(12月15日)

議事日程	129
本日の会議に付した事件	130
出席議員	130
欠席議員	131
議会事務局職員出席者	131
説明のために出席した者	131
開議宣告	132
議案第94号・第108号・第113号・第114号・第116号	132
議案第94号・第110号	132
議案第94号・第109号・第115号	132
議案第118号	146
請願第1号	148
発委第2号	149
発議第4号	152
閉会	155
署名	156

対馬市告示第73号

平成23年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成23年11月25日

市長 財部 能成

1 期 日 平成23年12月6日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	長 信義君
山本 輝昭君	松本 曆幸君
阿比留梅仁君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	島居 邦嗣君
作元 義文君	

○12月7日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○12月6日に応招しなかった議員

小田 昭人君	桐谷 徹君
--------	-------

○12月7日に応招しなかった議員

小田 昭人君	桐谷 徹君
--------	-------

○12月15日に応招しなかった議員

齋藤 久光君

桐谷 徹君

議事日程(第1号)

平成23年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第6 認定第1号 平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第7 認定第2号 平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて(継続審査)
- 日程第8 認定第3号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第9 認定第4号 平成22年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第10 認定第5号 平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について(継続審査)
- 日程第11 認定第6号 平成22年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第12 認定第7号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について(継続審査)
- 日程第13 認定第8号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出
決算の認定について(継続審査)
- 日程第14 認定第10号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決
算の認定について(継続審査)
- 日程第15 認定第11号 平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第16 認定第9号 平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決

算の認定について（継続審査）

- 日程第17 認定第12号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第18 認定第13号 平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 認定第14号 平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第20 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第21 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第22 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第95号 平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第96号 平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第97号 平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第98号 平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第99号 平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第100号 平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第101号 平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第102号 平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第103号 平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第104号 平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第105号 平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第106号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第107号 対馬市斎場条例の一部を改正する条例

- 日程第36 議案第108号 対馬市市民基本条例
- 日程第37 議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
- 日程第38 議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第39 議案第111号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第40 議案第112号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第41 議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第117号 市有地明渡等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第6 認定第1号 平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第7 認定第2号 平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第8 認定第3号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第9 認定第4号 平成22年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第10 認定第5号 平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）

- 日程第11 認定第6号 平成22年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第12 認定第7号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第13 認定第8号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第14 認定第10号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第15 認定第11号 平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第16 認定第9号 平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第17 認定第12号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第18 認定第13号 平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 認定第14号 平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第20 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第21 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第22 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第95号 平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第96号 平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第97号 平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第98号 平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第99号 平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第100号 平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）

- 日程第29 議案第101号 平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第30 議案第102号 平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第31 議案第103号 平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第32 議案第104号 平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第33 議案第105号 平成23年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第106号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第107号 対馬市斎場条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第108号 対馬市市民基本条例
- 日程第37 議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
- 日程第38 議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第39 議案第111号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第40 議案第112号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(佐
賀地区)
- 日程第41 議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の
指定について
- 日程第43 議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第117号 市有地明渡等請求に伴う民事訴訟について
- 日程第46 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養
成経費(医療技術修学資金)の定数増に関する請願書

出席議員(19名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 脇本 啓喜君 | 2番 黒田 昭雄君 |
| 4番 長 信義君 | 5番 山本 輝昭君 |
| 6番 松本 暦幸君 | 7番 阿比留梅仁君 |
| 8番 齋藤 久光君 | 9番 堀江 政武君 |

10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員（2名）

3番 小田 昭人君	15番 桐谷 徹君
-----------	-----------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君

美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。桐谷徹君、小田昭人君より欠席の届け出があつております。

ただいまから平成23年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、長信義君及び山本輝昭君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月15日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月15日までの10日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

第3回定例会終了後における議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

なお、11月15日に東京で行われました離島振興市町村議会議長会全国大会出席後、国土交通省の松原副大臣室を訪れ面会を要請しましたところ、わずかな時間でありましたが応じていただけることになりました。

9月の定例会で採択しました新たな離島振興法の制定及び防人の島新法の制定を求める意見書の概要を説明し、改正離島振興法には外海の離島は内海離島とは異なる特段の配慮をしてほしいことと、国境に位置する離島については特別措置法の制定をお願いする旨要請いたしましたところ、非常に前向きな発言をいただきましたことを報告いたしておきます。

次に、委員派遣に関する各常任委員会の調査報告がっております。

総務文教常任委員会は、長崎市の長崎ケーブルメディアを訪問し、ケーブルテレビを活用した市民サービスなどについて、厚生常任委員会は、平戸市の北部クリーンセンターを訪問し、最終処分場の維持管理費等について、産業建設常任委員会は、長崎市の県総合水産試験場ほかを訪問し、施設見学、事業概要の説明後、当市における利用、活用等についてそれぞれ調査研修を行っております。

詳細につきましては、皆様方に配付のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。行政報告をさせていただく前に、開会直後の冒頭で大変恐縮に存じますがお時間をちょうだいしまして、去る10月18日に発生しました賀谷へき地保育所の元嘱託保育士にかかる事件につきまして、市民の皆様へおわび申し上げたいと思います。

事件の概要につきましては、新聞等での報道のとおりでございまして、現在司法当局において鋭意進行中のこととでございます。私といたしましても、施設の管理、嘱託職員の指導監督の両面のあり方からこのようなことが発生したのかと痛恨いたしているところでございます。

管理指導のあり方にも、その一因があるのかとも考えられ、園児の皆さんや保護者の皆様をはじめ、市民の皆様方へ大変な思いと不安を抱かせまして、まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

当保育所は、事件以来休園にし、園児は小船越へき地保育所まで通園をお願いしているところでございまして、本年度を限りに閉園の方向で準備を進めているところでございます。

また、施設管理、職員の指導監督のあり方における管理監督責任につきましては、司法当局の

進展状況を見きわめながら厳正に処分してまいりたいというふうに考えております。

今後につきましては、二度とこのような痛ましいことが起こらないよう、施設管理のあり方や職員の指導監督のあり方について十分に検証し、行政組織のあり方全般について見直しをしたいと考えているところでございます。大変申しわけございませんでした。

では、お時間いただいております行政報告に入らせていただきたいと思います。

本日、ここに平成23年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、9月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、地域再生推進本部関連の事項でございますが、アイランダー2011への参加について報告させていただきます。

先月、26、27の2日間、東京都池袋のサンシャインシティにおいて、国土交通省及び財団法人日本離島センター主催によるアイランダー2011が開催され、本市も参加させていただきました。

島に行こう、島で暮らそうをテーマに、島の魅力、定住及び交流の促進に関する情報提供を目的として、北海道から沖縄まで全国の島々が集い、本市においては島おこし協働隊が新たな力となり、五感で感じる対馬をコンセプトに企画段階から協議を重ね、手づくりのポスターやシタケを利用した対馬の模型等を作成するなど、従来と変わった対馬のPRを展開いたしました。

当日は、物販も含め手づくり判子を使ったエコバッグや、イノシシやシカの皮によるレザーグッズを使ったワークショップ等を行い、事前にインターネットを利用したフェイスブック等によるアイランダーへの対馬の参加告知を行った効果もあり、多くの方々が本市のブースを訪れ対馬を感じていただきました。

今後、島おこし協働隊と連携しながら、さまざまな仕掛けや企画を行い、さらなる対馬の魅力発信を展開していきたいというふうに考えております。

次に、観光物産推進本部関連でございますが、JR九州高速船と未来高速の対馬釜山航路の新規就航についてでございます。10月1日から、JR九州高速船が釜山港から比田勝港、また11月1日から未来高速株式会社が釜山港から厳原港を就航し、新たに2つの国際航路が就航いたしました。

今回の国際航路事業者2社の新規参入によりまして、本市においては国際航路に3社、国際航空路に1社が就航することとなり、これまで以上に官民一体となった観光客の受け入れ態勢の充実やおもてなしの心の情勢など、早急な取り組みが求められております。また、地域経済の活性化へとつながる牽引役として、十分期待をしているところでございます。

次に、第18回朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会の開催についてでございます。

文化8年、1811年に最後の朝鮮通信使が対馬で易地聘礼を行ってから200周年のことし、朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会対馬大会を11月5日、6日の2日間、対馬市交流センターをメイン会場として開催いたしました。

朝鮮通信使から学ぶ21世紀の東アジア善隣友好に向けてをテーマに、国内外から約400名の関係者が対馬に集いました。この大会では、ジェームス三木氏の脚本、わらび座の制作協力による市民劇団「漁火」の対馬物語の公演、対馬でとり行われた易地聘礼の国書交換式は本邦初公開であり、多くの関係者や市民の方々が対馬の歴史であり文化でもある朝鮮通信使を通じて、今後の国際交流のあり方を深めることができました。

次に、対馬アートファンタジアキックオフ事業の開催についてであります。

対馬を舞台として展開されてきた諸外国との文化交流を、現代アートを介して再現し、東アジアの方々との新たな出会いの場としていこうと、対馬アートファンタジアキックオフ事業2011ツシマリンクスを厳原市街地で11月5日から12月11日まで行っているところでございます。この現代アート制作には、広島市立大学芸術学部の協力を得て7名の作家による16作品を展示しております。

次に、長浜市との友好のまち縁組の締結についてであります。

滋賀県長浜市の藤井市長をはじめ、吉田議会議長らを迎え、本市との友好のまち縁組の締結式を11月4日に対馬市交流センターで行いました。平成21年10月17日に雨森芳洲先生のゆかりのまちとして、滋賀県高月町と本市が友好のまち縁組を締結していましたが、平成22年1月に高月町が長浜市と合併したことにより、新たな友好のまち縁組の締結を行いました。

今後の両市民の揺るぎない友情と、両市の持続的発展に寄与していくため、各分野で交流を推進していくことを確認をいたしました。

次に、朝鮮通信使日韓文化交流事業共同推進協定の締結についてでございます。

朝鮮通信使縁地連絡協議会と、大韓民国釜山広域市の財団法人釜山文化財団との間で、善隣友好のあかしである朝鮮通信使による文化交流を拡大し友好増進を図る目的で、朝鮮通信使日韓文化交流事業共同推進協定の締結式を11月5日に対馬市交流センターで行いました。

今回の締結は、平成18年9月9日に朝鮮通信使日韓文化交流事業共同推進協定を大韓民国の社団法人朝鮮通信使文化事業会と締結していましたが、同文化事業会が財団法人釜山文化財団と統合されたことにより今回対馬易地聘礼200周年を機に、新たに締結を行いました。

次に、第15回対馬市影島区行政交流セミナーの実施についてであります。

大浦副市長を団長に、本市の職員12名が10月6日から8日の日程で釜山広域市影島区を訪問し、第15回対馬市影島区行政交流セミナーを実施しました。今回のテーマは、海洋施策の振興として、本市から対馬漁場の現状と振興方策、影島区からは海洋環境改善と漁業者の所得増大

方策と題し、それぞれの担当職員が発表しました。

その後、意見交換を行い、水産資源確保のための方策や後継者育成など、海洋自然保護に関する情報を交換できる体制づくりを今後深めていくことを確認いたしました。

次に、対馬市国際諮問大使の委嘱についてであります。

対馬の振興浮揚に関する市長の諮問に対する提案、助言及び支援を行う対馬市国際諮問大使の3人目として、イノシシによる食肉、革製品の開発、研究、販路開拓等に知識が豊富で、イタリアと九州との間で経済活動を行っているディサント・ダニエレ氏を9月26日に委嘱を行いました。

次に、農林水産部関係でございます。

海洋温度差発電についてであります。先般独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構が公募していました海洋エネルギー発電システム実証研究等の選考結果につきましては、10月14日付で通知があり、今回の株式会社GECの提案は採択に至りませんでした。

しかしながら、対馬市周辺に無尽蔵に存在する海洋エネルギーの活用は、環境実践モデル都市の指定を受けた本市としても、エネルギー自給の島づくりを目指す上で不可欠であり、豊富な森林資源を有するバイオマスエネルギー利用とあわせ、今後の本市の活性化を誘引する重要な政策課題であると考えております。

このことから、若者が夢を持てる島づくりを目指すため、昨年度策定しました海洋温度差発電を主とした対馬市スマートアイランド構想の実現に向け、今後も海洋温度差発電の権威者である上原春男先生と連携を図りながら推進していきたいと考えております。

最後に、議案関係について御説明いたします。

本定例会に御審議願います案件につきましては、専決処分の承認2件、平成23年度一般会計補正予算等12件、条例の制定及び一部改正5件、辺地にかかる総合的な整備計画1件、新たに生じた土地の確認及び区域変更1件、指定管理者の指定4件、民事訴訟について1件、人権擁護委員の推薦について1件、合わせて27件の案件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。
委員長、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） おはようございます。それでは、ただいまより国県道路整備促進

特別委員会の調査報告を行います。

国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成23年11月17日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、市長部局より建設部の堀部長、松村次長兼建設課長、北部建設事務所の島居所長の出席を求め、第10回の委員会を開催いたしました。

今回の委員会は、国県道路整備促進にかかわる調査研究として、平成23年度対馬振興局管内の国県道路事業の事業概要と進捗状況について建設部より説明を承りました。

事業の一部について、先般の東日本大震災の影響により予算の削減はあったものの、ほぼ計画どおりの事業が実施されていることを確認いたしました。平成23年度新規事業である一般国道382号道路改良事業上県町大地バイパスについては、今後用地説明会を開催し、その後用地交渉を順次開始する予定となっておりますが、1日も早い着工のためにも地元の道路改良促進委員会の御協力と、事業完了までの存続をお願いするものであります。

本委員会が最も力を入れ、存在感を発揮していかなければならない改良が必要な未改良区間についてであります。残念ながら平成24年度において新規採択事業はないということでありす。

本委員会の今後の活動として、平成25年度の新規採択に向け、県知事はもとより、関係機関に対し陳情活動を行うべきではないかという強い意見が委員会の総意でもありました。

また、未改良区間について大きな問題となっているのは用地であります。新規採択の絶対条件は、環境整備、入会林整備であります。市の担当課では、臨時職員等を配置し対応をいただいておりますが、国県道路整備事業の早期実施のためには、職員を増員し入会林整備事業の進展を図るべきではないかという意見が多く出されました。

当委員会として、今後は国県道路の未改良区間について、それぞれの箇所が抱える問題点、課題等を箇所ごとに整理し、事業の早期実施に向け踏み込んだ調査研究を行うことを確認いたしました。

以上で国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

9月定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成22年度の各会計の決算については、審査報告書の提出がっております。

日程第6. 認定第1号

○議長（作元 義文君） 日程第6、認定第1号平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） おはようございます。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に閉会中の継続審査として付託されました認定第1号平成22年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定しましたので、同規則第103条の規定により報告します。

以下、審査の概要について報告します。

当委員会は、平成23年10月25日から27日までの3日間にわたり、対馬市議場において、対馬市長、代表監査委員をはじめ各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成22年度の一般会計決算額は、歳入が338億4,159万5,011円、歳出が332億1,929万3,974円、歳入歳出差引額6億2,230万1,037円となっております。これを前年度と比較すると、歳入が2.9%増、9億5,534万1,680円、歳出が4.2%、13億4,231万6,444円、それぞれ増加をしております。

審査の過程でさまざまな意見がありましたが、その主なものとして、市税について、徴収率の向上のためなお一層の努力を要望する、指定管理者選定委員会のチェック機能の強化を図ること、各種事業の早期発注に努め安易な繰越は避けること、対馬市ケーブルテレビデータ放送の有効活用を図ること、教育現場の意向を反映した予算の確保に努められたい等の意見がありました。

市長部局におかれましては、本委員会の指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市民福祉向上のため、後年度の予算編成や今後の行財政運営に生かしていただきたいことを強く要望をいたします。

以上で決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7. 認定第2号

日程第8. 認定第3号

日程第9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

日程第13. 認定第8号

○議長（作元 義文君） 日程第7、認定第2号平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第8号平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

厚生常任委員長の報告を求めます。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件であります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年10月24日に対馬市役所別館2階第2会議室において、全委員出席のもと、市長部局より扇福祉保健部長、藤田市民生活部理事並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第2号平成22年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額3億4,944万1,000円に対し、歳出額は3億4,806万3,000円で、差引決算残額は137万8,000円であります。

歳入の主なものは、1款診療収入で2億3,874万9,000円、へき地医療対策費補助金として3款県支出金で2,517万円及び一般会計からの繰入金として、4款繰入金で6,060万

4,000円であります。

歳出の主なものは、1款総務費2億3,653万7,000円については、医療関係職員8名、嘱託職員8名並びに嘱託医師3名等に対する給与、報酬、謝礼金等で1億5,955万8,000円、出張診療所医師派遣等委託料1,970万6,000円及び診療所の運営費等補助金1,429万9,000円であります。

2款医業費1億1,152万7,000円は、医薬材料費987万円、薬品代9,576万6,000円であります。直営診療所13カ所の患者数は2万9,058人で、医師が常勤します豊玉診療所、水崎診療所を含みましての患者数は1万7,923人、仁田診療所、鹿見、伊奈診療所を含みまして6,888人の患者数で、地域医療対策に貢献しているところであります。

認定第3号平成22年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額53億8,399万4,000円に対し、歳出額は53億7,745万8,000円で、差引決算残額は653万6,000円であります。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税10億6,393万8,000円、3款国庫支出金16億5,772万9,000円、5款前期高齢者交付金8億2,822万9,000円及び8款共同事業交付金6億9,134万3,000円であります。

保険税のうち、一般被保険者、退職被保険者を合わせた現年課税分の収納率は91.03%、前年度が90.14%でございます。滞納繰越分は、収納率10.34%、前年度10.71%であります。厳しい経済、雇用状況であります。保険税の収納率向上にさらなる努力を願います。

歳出の主なものは、2款保険給付費35億945万7,000円、3款後期高齢者支援金等5億9,319万3,000円、6款介護納付金3億1,804万4,000円及び7款共同事業拠出金8億792万6,000円であります。

国保事業年報による平成23年3月末の国保世帯数は7,358世帯で、被保険者数は1万4,561人です。特定健診について、国が示しております平成24年度末の目標受診率65%に対し36.6%、前年度は28.5%の受診率で、全国の他市町村と同様に目標の達成は困難な状況ではありますが、関係機関と連携し、受診率向上にさらなる努力を願います。

認定第4号平成22年度対馬市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額286万4,000円に対し、歳出額は69万3,000円で、差引決算残額は217万1,000円です。

本特別会計の老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行されており、本年度は給付費の過誤調整の最終年度で、歳出において、3款諸支出金69万3,000円は平成21年度分精算による支払基金及び県費負担金の返還金です。

認定第5号平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入

額3億1,648万2,000円に対し、歳出額は3億1,634万9,000円で、差引決算残額は13万3,000円であります。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料1億6,912万円、一般会計より5款繰入金1億4,571万7,000円であります。

歳出の主なものは、1款総務費で広域連合事務費負担金等3,694万7,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億7,905万9,000円であります。

保険料については、普通徴収率は93.5%、前年度は96%でございます。特別徴収率は100%であります。また、対馬市の被保険者数は平成22年度末で5,500人です。

認定第6号平成22年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額32億2,369万6,000円に対し、歳出額は31億9,917万5,000円で、差引決算残額は2,452万1,000円であります。

歳入の主なものは、1款保険料で4億3,437万4,000円、3款国庫支出金8億4,676万3,000円、4款支払基金交付金9億659万4,000円、5款県支出金4億7,180万9,000円及び7款繰入金5億5,279万9,000円であります。

歳出については、介護保険事業に伴う職員9名の人件費、電算システム保守料及び介護認定調査委託料として1款総務費に1億866万5,000円、2款保険給付費に30億73万7,000円、8款地域支援事業費に8,856万1,000円あります。

対馬市の65歳以上の高齢者は、平成22年度末で1万160人、そのうち介護が必要と認定された方は2,355人で、前年度2,225人に比べ5.84%の増加で、保険給付についても1億4,865万5,000円で、5.21%の増となっております。なお、保険料の徴収率は97.75%、前年度97.72%であります。

認定第7号平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額1億2,980万4,000円に対し、歳出額は1億1,254万2,000円で、差引決算残額は1,726万2,000円あります。

歳入の主なものは、1款繰入金で、介護保険特別会計より介護保険の給付費の3%に当たる8,856万1,000円が繰り入れされ、3款諸収入では、介護保険サービス事業収入等3,129万8,000円あります。

歳出の主なものは、1款地域支援事業費8,992万9,000円で、一般職員6名、嘱託職員3名に対する人件費並びに社会福祉協議会からの出向職員5名分の給与費等負担金、2款介護予防支援費2,261万3,000円は、介護予防支援計画（ケアプラン）作成委託料であります。

認定第8号平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入額5億4,261万3,000円に対し、歳出額は5億1,133万8,000円で、差引決算

残額は3,368万9,000円であります。

歳入の主なものは、3款繰入金1億3,481万1,000円、施設介護サービス費収入等として、5款諸収入で3億7,745万5,000円であります。

歳出の主なものは、1款民生費4億4,444万3,000円、2款公債費6,689万6,000円であります。

一般会計からの繰入金は1億3,481万円で、前年度2億6,121万円に対し、1億2,640万円の減であり、これは緊急経済対策事業費の減及び正規職員3名の退職によるもので、本年度は公共投資臨時交付金等により浅茅の丘等の施設整備に5,012万4,000円が充当されております。

施設の利用状況については、短期入所者の延べ利用者数は浅茅の丘定員6名が1,485人、日吉の里定員4名が1,372人、また入所定員は各50名で、入所待機者数はそれぞれ年間平均30人前後とのことであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第8号までの7件の特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから、討論、採決を行います。7件に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

7件に対する委員長の報告はいずれも認定するものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から第8号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第10号

日程第15. 認定第11号

○議長（作元 義文君） 日程第14、認定第10号平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会

計歳入歳出決算の認定について及び日程第15、認定第11号平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括議題とします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。4番、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました認定第10号平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、10月20日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より豊玉地域活性化センターの中村部長、仁位地域支援課長、松尾地域支援課参事兼課長補佐、上県地域活性化センターの永留部長、春日亀地域支援課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

認定第10号平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,977万6,304円、歳出決算額3,868万5,075円であります。

歳入の主なものは、1款事業収入312万4,260円、2款国庫支出金1,507万7,923円、3款県支出金709万382円、4款繰入金は一般会計からの繰入金1,410万円となっており、国、県の補助が歳入全体の55.7%を占めております。

歳出の主なものは、1款総務費では主に職員の給料、報酬、職員手当等の人件費として2,731万1,574円、2款施設費は航路事業の運営に伴う経費として1,137万3,501円となっております。

この事業は、関係地域の生活航路ではありますが、船舶建造後相当の年数を経過しておりますので、費用対効果、代替交通の手段等十分検討され、事業運営をされるよう要望いたします。

認定第11号平成22年度対馬市風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額3,103万9,568円、歳出決算額3,098万90円であります。

歳入の主なものは、1款売電事業収益1,958万9,148円、3款繰入金で財政調整基金からの繰入金1,116万1,000円となっております。

歳出の主なものは、1款電気事業費は風車管理に関する費用として1,582万8,749円、2款公債費は元利償還金として1,498万7,714円となっております。

本事業につきましては、現在関係機関と協議中であり、議会にも逐次交渉の経過報告がなされております。今後の事業運営は非常に厳しい状況であり、存廃を含め早急に結論を出す必要がありますので、さらなる努力を希望いたします。

以上、本委員会に付託されました認定第10号及び認定第11号の2議案につきましては、慎

重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから、討論、採決を行います。2件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

2件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第10号及び第11号の2件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16. 認定第9号

日程第17. 認定第12号

日程第18. 認定第13号

日程第19. 認定第14号

○議長（作元 義文君） 日程第16、認定第9号平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定第14号平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの4件を一括議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） ただいまより産業建設常任委員会審査報告を行います。

平成23年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第9号平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第13号平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第14号平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年10月28日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、桐谷委員、大浦委員は欠席でありましたが、堀建設部長、阿比留水道局長、ほか担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、認定第9号平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入決算額は一般会計繰入金で114万5,000円、歳出決算額は償還金利子として114万4,799円であります。

これは、平成21年度に長崎県対馬振興局前のNTT西日本の用地を購入した公共用地先行取得等事業債の利子分であります。

認定第12号平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額8億4,433万3,921円、歳出決算額は8億1,846万5,139円であります。

認定第14号平成22年度対馬市水道事業会計決算の認定については、水道事業収益2億4,407万3,077円、水道事業費用2億2,780万7,763円であります。

この両会計の水道使用料滞納額は、簡易水道事業特別会計で1,983万8,820円、水道事業会計で1,994万2,090円であります。また、両会計の不納欠損額は、簡易水道事業特別会計で65万8,620円、水道事業会計で297万8,980円あります。

この収納対策として、美津島、峰、豊玉に嘱託職員を1名ずつ配置をし、また給水停止の措置をとるなどして徴収率の向上に努力をしているところです。

認定第13号平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額は2,596万8,197円、歳出決算額2,199万2,760円あります。

対象件数89件のうち、加入件数は57件で、加入率は64.04%です。22年度の新規加入件数はゼロ件であります。その理由として、改造費に経費がかかるため家を改築するか新築するときにはしか加入をせず、また独居老人においては経済的にも難しい面が現実にあります。

以上、本委員会に付託されました認定第9号、認定第12号、認定第13号、認定第14号の4議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これから、討論、採決を行います。

4件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

4件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号及び第12号から14号までの4件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20. 承認第9号

日程第21. 承認第10号

○議長（作元 義文君） 日程第20、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））及び日程第21、承認第10号専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただ今議題となりました承認第9号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明を申し上げます。

本案は、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を、去る11月4日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

今回の補正は、市道中山線において地滑りが発生し、その災害復旧のため増額するものであります。

一般会計補正予算書の第3号をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億5,600万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を4ページから5ページにかけての「第2表 地方債補正」によるものとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明をいたします。10ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。10款地方交付税は普通交付税を9万8,000円、14款国庫支出金は災害復旧費国庫負担金を600万2,000円、21款市債は災害復旧債920万円をそれぞれ増額いたしております。

12ページをお願いいたします。歳出につきましては、11款災害復旧費で市道中山線道路災害復旧に係る測量調査、設計管理等委託料など1,530万円の補正であります。

続きまして、議案集の3ページをお願いいたします。

承認第10号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、去る11月24日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

人事院においては、例年同様公務と民間の給与を比較した結果、公務が民間を上回ったため、国家公務員の俸給表を引き下げることと柱とした勧告を9月30日に行いました。

これを受け、政府としては我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するための国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が、今般の人事院勧告による給与水準の引き下げ幅と比べ厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであり、また総体的に見ればその他の人事院勧告の趣旨も内包しているものと評価できることなどを総合的に勘案し、既に提出している給与臨時特例法案の早期成立を期し、最大限の努力を行うこととされたところであります。

一方、地方公務員の給与改定に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の諸原則、人事委員会の給与に関する報告及び勧告等を踏まえ適切に対処すべきであることから、本市においては今般の人事院勧告の指示に乗り、一般職の給与について所要の改正を行うものであります。

なお、今般の人事院勧告に4月から11月までの民間給与との格差相当分を12月の期末手当で減額調整する旨の規定があり、勧告どおりの措置をするには期末手当の支給基準日である12月1日の前日である11月30日までに職員の給与条例等の一部改正条例を公布し施行する必要があることから、11月24日付で専決処分とさせていただきました。

改正内容について御説明を申し上げます。

第1条は、対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。別表第1から第4までの給料表の改正は、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げで、50歳代が受ける号給で最大0.5%、40歳代後半層が受ける号給で0.4%、平均で0.2%の引き下げとなっております。

22ページになります。第2条は、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、任期付職員の給料月額を一般職同様に引き下げるものであります。

第3条は、平成18年対馬市条例第13号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成18年4月に、国の給与構造改革にならい給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げをいたしました。それに伴う経過措置として、引き下げ前の給料月額に達しないものには、引き下げ後の給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給をしております。

この経過措置の算定の基礎となる引き下げ前の給料月額について、給料表の引下改定が行われることを踏まえ、一昨年及び昨年の給与改定において給料表の引下改定が行われる号給の給料月額を受ける職員を対象に、0.24%及び0.17%引き下げたところでありますが、今回さらに0.49%引き下げのものです。

附則第1条で、今回の改正条例の施行日を交付の日の属する月の翌日の初日からと定めております。12月1日であります。

附則第2条は、本年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定める規定であります。

本年4月から、本条例の施行日の前日までの期間にかかる民間との格差相当分を解消するため、4月の給与に調整率0.37%を乗じた額に、4月から実施日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、今年12月の期末手当から減額調整するものです。

なお、この減額調整は、給料表の引下改定が行われる給料月額または経過措置額を受ける職員のみが対象となります。

附則第3条は、本条例施行に関する委任規定を定めたものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、各案ごとに討論、採決を行います。

承認第9号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度対馬市一般会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

次に、承認第10号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、起立によって採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 起立多数です。承認第10号専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）は承認することに決定しました。

暫時休憩します。昼食休憩といたします。

なお、理事者側から全員協議会の要請がっておりますので、30分から議員控室において全員協議会を開催いたします。よろしく願います。

午前11時16分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午後1時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

大部議員から早退の届け出がっております。

.....
日程第22. 議案第94号

○議長（作元 義文君） 日程第22、議案第94号平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただ今議題となりました議案第94号平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による職員給与等の減額、合併振興基金の積立金及び災害復旧事業等の増額が主なものであります。

1ページをお願いいたします。平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319億6,940万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条債務負担行為は、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を6ページ及び7ページの「第2表 債務負担行為補正」によるものであります。

第3条地方債の補正は、地方債の変更を6ページから7ページにかけましての「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を37億660万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明をいたします。

まず、歳入であります。12ページをお願いいたします。10款地方交付税は、普通交付税を9億6,077万2,000円増額いたしております。

12款分担金及び負担金は、1項分担金で漁港整備事業分担金2万円を追加いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、1億1,580万6,000円を増額いたしております。自立支援費負担金2,402万1,000円、生活保護費負担金1,586万2,000円、道路災害復旧事業負担金1億2,157万1,000円の増額、子ども手当負担金4,181万9,000円の減額が主なものであります。2項国庫補助金は4目農林水産業費国庫補助金で、漁港整備事業補助金を4,000万円、14ページをお願いいたします。6目土木費国庫補助金に道路橋りょう費補助金3,116万4,000円、都市計画費補助金1,780万円の増額が主なもので、8,963万9,000円を増額いたしております。

15款県支出金1項県負担金は、保険基盤安定負担金1,215万6,000円、自立支援費負担金1,201万円など、2,055万1,000円増額いたしております。2項県補助金は、3目衛生費県補助金の地域グリーンニューディール基金事業補助金9,573万8,000円の増額、4目農林水産業費県補助金の鳥獣害防止総合対策事業補助金4,187万9,000円の減額、16ページをお願いいたします。5目商工費県補助金の外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金879万9,000円を増額するなど、県補助金は8,551万2,000円を増額しております。3項委託金は、長崎県議会議員選挙費委託金など935万5,000円を減額しております。

18款繰入金は、住民生活に光をそそぐ基金繰入金50万円を減額。

20款諸収入は、海岸漂着物地域対策推進事業県委託金5,313万9,000円の減額が主なものであります。

18ページをお願いいたします。21款市債は、合併振興基金積立事業債2億8,500万円など。20ページをお願いいたします。4億390万円を増額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。22ページをお願いいたします。1款議会費は、職員給与等188万1,000円を減額しております。

2款総務費1項総務管理費は、主なものとして1目一般管理費は、職員給与等1,379万9,000円の増額、24ページをお願いいたします。3目財政管理費は、合併振興基金積立金など3億5,910万円の増額、5目財産管理費は、15節工事請負費の庁舎等改修工事などに729万5,000円、26ページをお願いいたします。7目企画費は、19節負担金、補

助及び交付金の地方バス路線維持費補助金1億64万4,000円など、総務管理費は4億9,288万1,000円の増額、2項徴税費は職員給与等の減額が主なもので、28ページをお願いいたします。1,646万8,000円を減額、3項戸籍住民基本台帳費は、除籍簿戸籍システムイメージ登録業務委託料など、383万5,000円の増額、4項選挙費は長崎県議会議員選挙費を減額し、30ページをお願いいたします。市議会議員選挙費など、129万1,000円の増額、5項統計調査費及び32ページをお願いをいたします。6項監査委員費は職員給与などの減額であります。

3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費の34ページをお願いをいたします。20節扶助費の自立支援給付費4,874万9,000円、4目国民健康保険費の28節の国民健康保険特別会計の繰出金1億3,786万1,000円などが主なものであります。2項児童福祉費は、36ページをお願いをいたします。3目児童措置費の20節扶助費の子ども手当4,904万8,000円の減額、38ページをお願いをいたします。3項生活保護費は、2目扶助費2,115万円の増額が主なものであります。

4款衛生費1項保健衛生費は、主なものとして1目保健衛生総務費28節繰出金の診療所特別会計の繰出金2,431万3,000円、40ページお願いをいたします。2目予防費13節委託料、予防接種事業委託料641万6,000円、2項清掃費1目清掃総務費、42ページをお願いをいたします。13節委託料、漂着物処理関係委託料4,500万円追加、2目塵芥処理費13節委託料、塵芥収集委託料を1,125万1,000円減額するなど、合計2,621万6,000円増額いたしております。

6款農林水産業費1項農業費は、44ページお願いいたします。3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金のイノシシ捕獲補助金など、3,538万9,000円の増額が主なもので、3,738万6,000円の増額であります。2項林業費は46ページお願いをいたします。2目林業振興費19節負担金、補助及び交付金、有害鳥獣駆除事業補助金1,000万円など、1,684万9,000円の増額であります。3項水産業費は48ページをお願いいたします。2目水産業振興費19節負担金、補助及び交付金の水産物販売促進事業費補助金の減900万円、4目漁港建設費15節工事請負費で阿連漁港整備工事費の増5,930万9,000円などが主なもので、50ページをお願いをいたします。3,200万5,000円の増額であります。

7款商工費は、3目観光費18節備品購入費で、三宇田浜キャンプ場のテント購入費など、52ページをお願いをいたします。19節負担金、補助及び交付金の外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金879万9,000円など、1,603万2,000円を増額しております。

8款土木費2項道路橋りょう費で職員給与等を減額するほか、3目道路新設改良費の54ペー

ジをお願いをいたします。15節工事請負費、仁田志多留線道路改良工事2,018万2,000円などの増額が主なものであります。4目橋りょう費は、橋りょう整備工事2,250万円の増額であります。56ページをお願いいたします。5項都市計画費は5目まちづくり事業費の増額1億1,559万7,000円、6項住宅費は維持補修工事など及び解体工事など1,601万6,000円の増額であります。

58ページをお願いをいたします。9款消防費は、職員給与等を減額するほか、2目非常備消防費11節需用費に消防用ホース購入費900万円を追加いたしております。

10款教育費、60ページをお願いいたします。2項小学校費は2,769万円を増額しております。修繕料、維持補修工事費及び備品購入費の増額が主なものであります。62ページをお願いをいたします。3項中学校費は1,473万4,000円を増額しております。15節工事請負費の仁田中学校の合併処理浄化槽工事1,640万円の増額が主なものであります。64ページをお願いをいたします。5項社会教育費は934万6,000円を減額しております。職員給与等の減額、6項保健体育費はスポーツ活動振興補助金238万6,000円の増額であります。66ページをお願いをいたします。15節工事請負費の運動公園や体育館などの維持補修工事2,013万9,000円の増額、3目学校給食費は職員給与等899万5,000円を減額しております。

11款災害復旧費は、市道中山線道路災害復旧工事費1億5,217万6,000円の増額であります。

68ページをお願いをいたします。12款公債費は、縁故債の繰上償還金5億円。

13款諸支出金は旅客定期航路事業特別会計繰出金85万6,000円の増額であります。

70ページから73ページにかけましては、補正予算給与費明細書であります。御参照をお願いをいたします。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 2点質問をさせていただきます。

27ページ、負担金、補助及び交付金の中で地方バス路線維持費補助金が載っておりますけれども、この補助金を出すことは地域のバス路線の維持で非常に重要なことだと思うんですが、例えば交通会社等が運行する場合、時間帯については地区住民の意向を反映した時間帯を組んでいるのかどうか、まず1点。

そして、9月1日から11月30日まで実証実験で乗合タクシーを運行された6路線がござい

ますが、もう12月に入りますと当然実証実験ですので終わって普通の路線バスに戻っているんだらうと思うんですが、11月のたしか10日前後ぐらいにアンケートが来まして、15日までに集めるというようなことで各地区とも区長が回収をしました。その結果が出てれば教えてほしい。

そして、続いて57ページ、総務部長は主なものを説明しますということでしたが、私聞いておりますとこれはまちづくり事業費の中で、公有財産購入費で2億5,705万円が載っております。これはどこなのか、そしてどういうところで、例えば単価とか何かはどういう算出をされて購入されようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） 三山議員の質問にお答えしたいと思っております。

市民に身近な公共交通機関でありますバス路線は、近年のマイカー普及や車社会の進展によりまして利便性の悪いバス利用は減っているものの、いまだ老人や学生といった交通弱者にとっては、バスは必要不可欠ではなかろうかと思っております。

先ほど、住民の利便性を考慮しながらバスの便を考えてあるのかということの質問がありましたけど、やはり利便性もありますけど利用者が少ないということで最近では1日の便数が大変減っているような状態ではありますが、このような中で対馬交通等におきまして市からの赤字補助金が多額になっておりますので、路線網の再編等による持続可能な公共交通体系を確保するために、法定協議会におきまして22年3月に策定いたしました地域公共交通総合連携計画に基づきまして、スクールバスの空き時間を活用した市営有償バスの運行や、1カ月5,000円の定額フリーパスポートの販売、路線バスにかわる、先ほど話がありましたように新たな交通機関として予約制乗合タクシーを本年度から2路線実施いたしまして、残り6路線につきましては、現在11月末まで実証実験を行ったところであります。

先ほど、市民アンケート調査を実施しておりましたがその結果が出ておるかということの御質問であります、現在最終の取りまとめ中でございます。

本予約制の乗合タクシーは、従来の1日1便、ましてや2便のバス運行に比べ、1日4便の利便性の高い運行をしながら市民の利用満足度等もアンケート調査で把握しながら、今後どうやって運営していくかということを現在調査中であります。

それから、このアンケート調査に基づきまして現在財団法人ながさき地域政策研究所のほうに今後のあり方等のコンサルの委託もいたしておりますので、今後はコンサルの調査結果に基づきながら、地域公共交通対策協議会に諮りまして来年度以降の運行は検討していきたいとこのように思っております。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 予算書の56ページから57ページの5目まちづくり事業費の公有財産購入費の内訳でございますが、本件の議案第102号のほうにも公共用地先行取得特別会計の補正予算も上げておりますが、この特会のほうで計上いたしておりますNTT宿舎跡地ですね、巖原町の日吉にありますNTT宿舎跡地の特別会計からの買い戻し1億5,900万円と、現在検討いたしております巖原郵便局前の丸和用地の用地購入がその主なものでございます。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 公有財産の購入につきましてはわかりましたので答弁は結構ですが、バス路線について私住民、やはり議員というのは住民の代表ですから、決してこうバス会社とか行政側に立って発言するよりは住民の側で発言をさせていただくというのが私の考えです。

たしかに、ほかの路線はわかりませんが、今雞知から尾崎にかけてバスが出てます。尾崎を今7時40何分か50分ぐらいに出て、今里に8時ぐらい到着してます。それから雞知まで、恐らく8時20何分ぐらいには雞知に着くと思うんですが、着いて今度帰ってくる便というのは午後4時なんですよ。

例えば、雞知に着いてから7時間半ぐらいは雞知で用事がある人なら利用できるんですが、病院とか何かであればもう午後からの4時間というのは雞知でどっかで待機せざるを得ないような時間帯が今組んであるんです。

先ほど、乗合タクシーの予約をして乗合タクシーを運行する実証実験であれば、例えば1日4往復ありますので、病院が終われば乗合タクシーを利用して帰ってくる人が結構いらっしゃるというような話で、ぜひ実証実験だから期間が終われば当然それは運行をやめるだろうけども、今後そういう方向で続けていただくようお願いしてほしいという方も何人もいらっしゃいましたので、市がバス路線に対する補助金が、バスを走らせた補助金が安いのか予約制の乗合タクシーを走らせたほうが安いのかは私わかりませんが、そのあたりは今後検討するような余地はあるのでしょうか、ないのでしょうか。そのあたり、本部長なり市長にお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） 今、先ほども申しあげましたように、3カ月間の実証実験やって、アンケート調査を取りまとめ中であります。

先ほど言われましたように、確かに赤字補助金を少しでも減らすために便数を減らしたりとか今回行っておりますように乗合タクシーをしたりとかしながら、赤字補てんの市の持ち出しも減らしながら、そして利便性を考慮してやってきてるということでございますので、これは先ほども申しあげましたように地域公共交通対策協議会が対馬市の中でできておりますので、そのほうに諮りながら実験結果に基づいて来年以降どうしていくかというのは、この3月までに決定させていただきたいとこのように思っております。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） ちょっと最後になりますので、私この地域公共交通総合連携計画を見させていただいて、この中ではいろいろと市も考えたり路線の再編成をするなり、あるいは乗合タクシーを走らせるような計画を持ってるので、どの路線についても私は考え方一緒やと思うんです。市民の目線に立ったバス路線なり乗合タクシーを運行していただくように、ぜひこの機会にお願いをして質問を終わります。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、三山議員のほうからありました御意見ですが、これから対馬市の公共交通のあり方というもの、バス事業者だけではなくて、今行っておりますタクシーでつなぐ部分と、それからNPO等が受け持つ部分とに、恐らく3つに分かれていくというふうに私どもは考えております。

そうすることが、市民の利便性を高めることだろうというふうにも思っておりますので、そういう方向でこれからも市民の足を守るためにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 次。糸瀬さん。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 2点お尋ねします。43ページ、上段のほうの委託料ですけど、海岸漂着物の処理委託料の追加ということなんですけど（発言する者あり）管轄外で、うん。うん。

これは、私9月もたしか早目に処理されたらどうだろうかということをお尋ねしたと思えますけど、いまだに処理ができてないんですけど、漂着物収集された時点で応分の予算措置ができてるものと私は思ってますけど、今回これが可決できれば処理するというのでしょうか。

それと、もう1点53ページ、外国人の観光客受入グレードアップの推進について、これちょっと詳しくお願いをしたいと思いますので、担当課よろしく。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいまの質問で、43ページの海岸漂着物の処理の件ですけども、これ今回長崎県が管理しております海岸があるわけですけども、こちらのほうの歳入で雑入で受けさせていただいてる金額をもって扱いたいと。

グリーンニューディールでやっている事業につきましては、きのうの段階なんですけども佐須奈地区がきょう明日のうちに回収をすべて終わるということで、ことしのニューディールによる海岸清掃はそれをもって終了ということで、12月20日をもってすべての今まで回収したものの、漂着物の処理に関する入札をしたいという計画を今持っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業について、ページ数は53ページの最上段になろうかと思えますけども、御説明申し上げます。

本事業は、本年長崎県のほうの大きな外国人観光客をふやすための目玉でございます、受入事業実施主体としては、外国人観光客受入施設推進施設ネットワークということで、振興局のほうで事務局を取り扱っておりますけども、ここに各観光受入、ホテルとか旅館とかバスとかそういう観光業者の皆さんが集まっておりますけども、その中で県の要綱で9月にちょうど市の負担分3分の1は要求をしまして補正を認めていただいておりますけども、今回直接事業主体には補助は出さないと、市を通してトンネルをしてからでないということ県の方の確定がありましたので計上しております。

内容的には、そういう地域指定を大陸の玄関口ということで、厳原、美津島と上対馬地域を指定申請をしておりますが、該当施設が申請があったのが13施設でございます。

一応、県が3分の1ということで879万9,000円、そして市も879万9,000円と3分の1でございます、具体的な内容については、ホテル、旅館内の外国語表記でございますとかインターネットの整備、個室にそれぞれの初期設定をするということと、ほかトイレいわゆるウォシュレットですかね、そういう整備に上限が設けてありますけども、そういう整備をして外国人をたくさん招こうというような内容でございます。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 歳入のほうの17ページに、海岸漂着物地域対策推進事業の減額と書いてあるんですけど、グリーンニューディールと、入りと出の問題ですけど、ちょっと紛らわしいような気がするんですけど、部長ちょっと詳しく説明してください。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 17ページの雑入の件なんですけども、この5,313万9,000円減額させていただいております。これは、グリーンニューディール事業の県補助金と県単独事業の海岸漂着物の処理費用の2つがございまして、県の委託料を雑入ということで受けております。グリーンニューディールのほうを県補助金という形で受けさせていただいております。

この段階におきまして、数字の取り間違いが発生をいたしております、グリーンニューディールのほうに二重計上という形になりましたので、このたび県の補助金の減額をさせていただいて、最終的な予算として3億2,645万7,000円の数字を計上させていただく形でグリーンニューディールと県の海岸漂着物の処理費用をもってことしの事業を進めていきたいということです。御理解いただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 1点だけお尋ねします。先ほど質問がありましたまちづくり事業の中で用地購入についてですが、用地先行で1億5,900万、これはNTT跡地ということで理解できるわけですが、残りの約9,800万が買収目的と、それからNTT跡地はその後用地購入から、用地購入時には幼稚園敷地としての購入という説明をもらいましたよね。その後の進捗状況と今回の9,800万の目的についてお尋ねします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） まず、公有財産の購入費の内訳でございますが、先ほど説明をいたしましたとおり、日吉のNTT宿舎跡地の一般会計からの買い戻しですね、これ1億5,900万円と、そして丸和用地につきましては今担当部署のほうで検討は進めておりますが、計画といたしましては観光交流センターですね、観光案内所とかそれに地場産品の推奨品の展示場とか休憩所とかそれに公衆用トイレ、そして大型バス等の駐車できる催事スペース、それに緑地等の計画をいたしております。

現在のところ、この用地購入費につきましてはちょっと時間のずれと申しますか、予算要求時期と双方の確認に至るまでのちょっと時間差が出ている関係から、当初予算要求時点では1億4,000万の予算計上をさせていただいております。

ただし、先ほど言いますように、この金額についてはまだ双方の合意に達してない金額でございますので、今後交渉というか協議を進める中でその辺の金額ははっきりしていくんではないかというふうに考えております。ですから、最悪現行予算でちょっと不足するケースも予想されますので、その対応としては3月の補正でも対応していきたいと思っております。

それと、このほかに道路整備事業等で若干工事の進捗のぐあいから、公有財産の事業費を皆減とした箇所があります。一つとしては、巖原小学校線、長寿院通りですね、ここと宮谷の鈴木ガソリンスタンドの裏に元検察庁宿舎があったんですけど、ここ公園整備とか公衆トイレの整備計画をしておりましたけど、財務省のちょっと都合がございまして今年度用地が取得が困難ということになって、その2業について事業のほうを皆減とさせていただいております。

それから、NTT宿舎の事業計画と申しますか内容について御説明をしたいんですけど、まずメインとしては幼稚園建設をメインとしております。そのほかに、公園整備とか若干取りつけ道路が入ってきます。この3つの事業で進めていきたいというふうに考えております。

このスペースにつきましても、今年度ある程度配置計画を行いまして、最終的には24年度に幼稚園の実施設計、そして25年度に本体工事ですね、そして26年度の開園を目指して今まちづくり交付金事業で実施をいたしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） ちょっと最後の分で、NTT跡地は幼稚園等の施設ということが主になると思うわけですが、それまちづくりでできるわけでしょうか。その点が1点と、やはり2億という数字が出てくる、2億5,000万もの用地購入については事前にそういった目的、面積等についても説明がほしいと思います。

私は、幼稚園を何でNTTの跡地のことについて触れるかといいますと、決定してからその後進捗しとるのか、果たして幼稚園は、巖原の幼稚園ばかりじゃないわけです。比田勝の泉を含んだ幼稚園、保育所も幼保一体型ということも計画されておりますが、巖原の幼稚園が進まなければ、今度は逆に巖原の幼稚園がまだ後であれば上対馬の幼保一体型を先にすることもあるわけでしょうが、今のとこまずNTTの跡地を買ったときには幼稚園を建てるということで議会も同意したと思うわけです。その後の進捗があまりにも遅いと思います。

それで、また今回は1億円もの用地を買うと。用地だけ買って事業をしなければ、ぜひとも今回買わなければならないのかという気もするわけです。そのところもう少し説明ください。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 巖原幼稚園、それから久田幼稚園の統合について、進捗状況を申し上げます。

今年度、久田幼稚園の保護者、それから地域の方々、それから巖原幼稚園の保護者の方々に3回説明に入っております。済みません。訂正します4回説明に入っております。それで、NTT跡地に建設をするということで大筋で合意をいただいております。

したがって、今後の計画といたしましては来年度設計、それから25年度に建設、26年度当初から統合幼稚園がスタートできるという計画で進むようになっております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 山本議員の御質問に答えさせていただきます。

当然、先行取得の特会から買い戻すということでやっとな交付金事業対象に持っていき、これで補助対象になりという流れをまず、やっとなここまで来た。そして、買い戻すということですので特会での、確かにすぐに物事が進めばそれだけの負担はないんですけども、特会には迷惑をかけた形にはなっております。

今先ほど教育長が申しましたように、地域のほうから一定の方向性が見いだされつつあるものですから、今回ここで一般会計で買い戻しをさせていただくという運びとなった次第です。

また、今屋敷の件でございますが、これにつきましては、以前観光協会のほうから大型バスが駐車するスペースがなくて大変苦慮していると、そういうものをどこかできないかというお願いが上がってきておりました。

それと、先ほど建設部長が申しましたような機能を持たせて、駐車場だけではあまりにも土地購入がもたないという思いがありますので、あそこに以前ありました山や旅館という旅館がございましたけども、あの旅館については壊される前に建物を、再建といいますかできるように図っております。

そういう意味において、山や長屋門をあそこ、元家老の屋敷ですけども、ああいうものをあの場所に再建をしていく方向性の中で、先ほど言った機能を持たせていこうと。それと、路線バスの発着所もそこに機能を持たせていこうという思いで、今これを用地購入を上げさせていただいたところです。

この方向性につきましては、以前も話をさせていただきましたが、宗家墓所等の史跡整備委員会においてあの場所の活用をきちんとしないといけないということもありまして、その意向も踏まえた上でこれに取り組んでいるという次第です。

以上です。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 今市長の説明で十分理解できたわけです。先ほど、私はまだそういったところが理解できない部分があったものですから、丸和についてお尋ねしました。

また、NTTの跡地についても、来年度から設計に入るということで、ぜひ早い時期に建設ができますよう努力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 8番、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

45ページに農業振興費で、毎年毎年多額の有害対策、市としてイノシシ捕獲補助金等が掲載され、防護柵等も各全島に網羅されて対策はしていただいておりますけれども、何せこの現場のほうでイノシシの捕獲がかなり多くとれてるような状況やと思いますけれども、22年度にどれだけの実績があつて、23年度まだ中間ではございますけれども、その捕獲状況等が部長のほうで把握されておればお知らせをいただきたいと思います。

何せ、このイノシシ対策も本当に年々莫大な金を投下していただいているわけでございますけれども、全く農家のほうで被害等についても非常に苦慮されているのが現状であります。特にまた、今深刻となっているのが、農業はもとより林業のほうでシカの被害が非常に多くなってきたと。

今、我々の島でシイタケ栽培を基幹産業として推進をいただいておりますけれども、この伐採した原木を次の萌芽していくことによってまた再生がなされて、20年後にはまた伐採できるというのがこれまでの循環型のパターンでありましたけれども、シカが異常な繁殖により、伐開して萌芽していくその芽を小さいうちにかんでしまい萌芽ができないような状況、この状況が

続くともう裸山になってしまいそうな状況が続いております。

市のほうも調査をしていただいて、その現況に踏まえた対策を打っていかなくや、環境王国という称号をいただいたこの対馬市も、本当にこれでそういう恥じない環境になっていくのかどうなのか、非常に私も考えるところがございます。そういうことで、先ほどの実績等について部長のほうからでもお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 平成22年度のイノシシの捕獲頭数から報告したいと思います。平成22年度におきましては、6,172頭にモデル事業での419頭を加えまして6,591ということになっております。

同じく、シカにつきましても、捕獲頭数1,585頭にモデル事業の41頭を加えまして1,626頭となっております。

それと、現在23年度の途中経過でございますけれども、10月分まででイノシシが5,113頭、約去年の捕獲頭数の2倍近くということになっております。

次にシカでございますけれども、シカも10月末で1,566頭といったことで、昨年度に比べまして約1.6倍ほど増としてるといような現況でございます。

○議長（作元 義文君） 8番、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） ありがとうございます。この数字を皆様も聞かれてびっくりされたんじゃないかなと思いますけれども、本当にこのような状況で、今まで猟友会のほうも協力されて捕獲にこれだけの実績を上げていただいているわけでございますけれども、このような大きな多額なお金を投下しても一向に減っていかないということに、本当に困ったことだなあと私も思っているわけでございますけれども、何とか対策をこれは講じないと、このままでいったらもうたちごっこでなかなか、いつになればこれが収束できるようなことになるのか、本当に悩ましいことでもあります。

それを踏まえて、先ほどもうイノシシもかなり全島的に、農地の保護についてはワイヤーメッシュ等も配置させていただいて、農地を守るようなことでやっておりますけれどもなかなかこれも、イノシシもどんどん勉強していくもんですからワイヤーメッシュについてもなかなか効果が、いいところもありますけれどももうそれを押し破って入っていくというようなこともあって、非常に大変農家も苦慮されております。

そのようなことで、このシカについての対策をもう1回やっぱし猟友会と、しっかりと市のほうも捕獲に対して研究されていったほうがいいんじゃないかというようなことを申し上げて質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑を終了します。

お諮りします。議案第94号は配付しております議案審査付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第94号は配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。2時35分から開会します。

午後2時22分休憩

午後2時34分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第23. 議案第95号

日程第24. 議案第96号

日程第25. 議案第97号

日程第26. 議案第98号

日程第27. 議案第99号

日程第28. 議案第100号

○議長（作元 義文君） 日程第23、議案第95号平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から、日程第28、議案第100号平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第95号から議案第100号までの議案について御説明申し上げます。

まず、議案第95号平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、豊玉診療所の医事システム改修委託料及び生化学自動分析装置等の医業用機械器具購入費の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,431万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億

2,245万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

8ページをお開き願います。歳入の4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を2,431万3,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款総務費1項施設管理費は、職員の人件費及び豊玉診療所の医事システム電子カルテ改修委託料等1,822万3,000円を増額しております。

2款1項医業費は、豊玉診療所の生化学自動分析装置、多項目自動血球計測装置購入費等609万円を増額しております。

12ページ及び13ページに、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第96号平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険税等の急激な伸びを抑制するために一般会計及び財政調整基金からの繰り入れを行い、国民健康保険税を減額いたしております。

また、繰越金の減額、歳出では、介護納付金及び国庫支出金返還金を増額いたしております。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,184万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,468万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

8ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項国民健康保険税は所得割、資産割の税率及び均等割、平等割の決定等により、一般被保険者国民健康保険税を1億7,362万6,000円減額しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護納付金負担金等939万4,000円を増額しております。

4款1項療養給付費交付金は、退職者医療交付金、後期高齢者支援金の決定及び前年度精算交付金の決定により1,392万5,000円を増額しております。

5款1項前期高齢者交付金は、前々年度分の精算額等の決定により224万3,000円を減額しております。

10款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億3,786万1,000円増額しております。10ページをお願いします。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億円増額しております。

11款1項繰越金は、前年度繰越金を5,346万4,000円減額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。1款総務費2項徴税費は、嘱託職員報酬を20万円増額しております。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金ですが、116万5,000円を増額しております。

4款1項前期高齢者納付金は、4万5,000円を増額しております。

6款1項介護納付金は、額の決定により3,415万8,000円増額しております。

14ページになります。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の国庫支出金の返納金を2,323万4,000円増額しております。

12款1項予備費は、2,695万5,000円減額しております。

16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第97号平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,033万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入ですが、8ページをお開き願います。1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を158万3,000円減額し、普通徴収保険料を154万5,000円増額しております。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金を156万円減額しております。

6款1項繰越金は、前年度繰越金を13万2,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費は、給料、職員手当等427万1,000円を減額しております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金を280万5,000円増額してお

ります。

12ページ及び13ページに、補正予算給与費明細書を添付しております。

続きまして、議案第98号平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護予防サービス給付費及び基金積立金の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,660万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,283万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金を200万円、2項国庫補助金は、調整交付金を85万円、それぞれ増額しております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を302万5,000円増額しております。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金を125万円増額しております。

7款繰入金1項他会計繰入金は、職員給与費等一般会計からの繰入金を511万4,000円減額し、10ページお願います。2項基金繰入金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を7万1,000円増額しております。

8款1項繰越金は、前年度繰越金を2,452万円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願います。1款総務費1項総務管理費は、職員の人件費等13万5,000円を減額しております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、特例介護サービス給付費を30万円、2項介護予防サービス等諸費は、居宅介護予防サービス給付費を970万円それぞれ増額しております。

14ページをお願います。4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を879万4,000円増額しております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、介護給付費国庫負担金返還金等794万3,000円を増額しております。

16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第99号平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第

1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護予防支援委託料の増額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,082万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を123万6,000円増額しております。

歳出ですが、10ページをお願いします。1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、職員手当等25万2,000円を減額、2項介護予防事業費は介護予防事業委託料を38万6,000円減額、3項包括的支援事業・任意事業費は、印刷製本費を32万円増額しております。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料を155万4,000円増額しております。

14ページ及び15ページに、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第100号平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計からの繰入金の減額、繰越金及び介護給付費収入の増額等が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,979万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入ですが、8ページをお開き願います。3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を3,040万3,000円減額しております。

4款1項繰越金は、前年度繰越金を2,637万6,000円増額しております。

5款諸収入1項介護給付費収入は、短期入所生活介護収入等444万円、2項自己負担金収入は、短期入所生活介護収入等171万9,000円をそれぞれ増額しております。

歳出ですが、12ページをお願いします。1款民生費1項社会福祉費は、213万2,000円増額しております。職員手当等の減額、消耗品等の需用費の増額が主なものでございます。

14ページ及び15ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、議案第95号から議案第100号までの説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

6件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第95号平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第96号平成23年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第97号平成23年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第98号平成23年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第99号平成23年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第100号平成23年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第101号

日程第30. 議案第102号

日程第31. 議案第103号

○議長（作元 義文君） 日程第29、議案第101号平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第31、議案第103号平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） 一括して議題となりました議案のうち、議案第101号平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の人件費と渡海船の燃料費の補正でございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,269万1,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いいたします。4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を85万6,000円増額いたしております。

6款1項1目の繰越金は、前年度繰越金99万2,000円でございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費は、職員の給料、職員手当、共済費の人件費3万3,000円を増額、2款1項施設費は、燃費高騰に伴う渡海船ニューとよたまの燃料費181万5,000円を増額するものであります。

12、13ページに給与費明細書を添付しておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第102号平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

平成21年度に、本会計より先行取得をいたしました厳原町日吉のNTT宿舎跡地につつまし

ては、まちづくり事業として幼稚園建設や公園整備事業計画をいたしております。

今回の補正は、この幼稚園建設事業等を実施するために、前倒しで一般会計より一括買い戻しを行うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。平成23年度対馬市の公共用地先行取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項に歳入歳出予算の補総額に歳入歳出それぞれ1億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,043万5,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお願いいたします。1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入1億5,900万円の追加は、土地売払収入で一般会計からの買い戻しによるものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。10ページから11ページをお願いいたします。1款公債費1項公債費1目元金1億5,900万円の追加は、償還金元金の一括返済でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(作元 義文君) 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長(永留 秋廣君) ただいま一括して議題となりました議案のうち議案第103号平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、風車故障による4月から11月までの売電実績に基づく売電収益の見直し及び年次点検委託料の減額が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ782万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,470万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

補正予算の内容につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページをお開き願います。1款売電事業収益1項営業収益1目

売電収益3,112万8,000円の減額は、平成23年3月から4月にかけて発生した風車2基の故障に伴う売電実績による減額でございます。

次に、3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金2,019万2,000円の増額は、売電事業収益及び一般管理費等の見直しによる減額相当分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、5款諸収入2項雑入1目雑入315万4,000円の増額は、風車故障により請求した風力発電施設総合損害保険制度の損害保険金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。10ページをお開き願います。1款電気事業費1項営業費1目一般管理費737万4,000円の減額は、修繕料191万4,000円並びに施設点検業務委託料575万4,000円の減額が主なものでございます。

次に、3款諸支出金1項基金費1目基金費44万9,000円の減額は、財政調整基金積立金を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただ今議題となっております3件は、委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第101号平成23年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第102号平成23年度対馬市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）について、

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第103号平成23年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第104号

日程第33. 議案第105号

○議長（作元 義文君） 日程第32、議案第104号平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第33、議案第105号平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第104号、議案第105号の2件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第104号平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億165万4,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであり

ます。

それでは、補正の内容について歳入から御説明をいたします。8ページ9ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料930万円の減額は、水道使用料の収入見込み修正による減額補正であります。

6款繰入金2項簡易水道繰入金1目簡易水道基金繰入金1,500万円の減額は、簡易水道基金繰入金の減によるものであります。

7款繰越金1項繰越金1目繰越金2,053万6,000円は、前年度繰越金の追加であります。

10ページ11ページをお願いします。歳出でございますが、1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費475万3,000円の減額補正は、職員の1名減に伴うものと、消費税納付金の追加が主なものであります。2目施設管理費98万9,000円の増額は、既設のポンプ故障取りかえによる増額補正であります。2項水道建設費1目水道建設費において、目区分の増減はありませんが節区分において13節委託料の精査に伴う減額分を、15節工事請負費に同額の増額とするものであります。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、議案第105号平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。1ページをお願いします。

第1条、平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成23年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益第1項営業収益を65万円減額し2億7,464万5,000円とし、第1款水道事業収益を2億8,308万5,000円とするものであります。

続きまして、支出でございますが、第1款水道事業費用第1項営業費用を1,323万4,000円増額し2億5,042万5,000円とし、第1款水道事業費用を2億7,560万6,000円とするものであります。

第3条、予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,294万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額492万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2,801万5,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的支出第1項建設改良費を200万円増額し8,430万円とし、第1款資本的支

出を1億479万3,000円とするものであります。

第4条、予算第8条中、職員給与費6,610万9,000円を7,202万1,000円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容について収入から御説明いたします。

6ページ7ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、1款水道事業収益1項営業収益2目その他の営業収益65万円の減額補正は、消火栓等維持管理費負担金の皆減に伴う減額補正であります。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費1,354万8,000円の増額補正は、人事異動に伴う人件費の増額及び修繕料の増加によるものであります。2目総係費31万4,000円の減額補正は、職員手当の減額が主なものでございます。

続きまして、資本的支出でございますが8ページをお願いいたします。1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費15節委託料535万4,000円の減額補正は、設計委託料の精査による減額であります。21節工事請負費735万4,000円の増額補正は、委託料の減額に伴う同額を工事請負費の増額としたことと、さらに増工事に伴う単独工事不足分200万円を増額補正としたことによるものであります。

以上で議案第104号、議案第105号の特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第104号平成23年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決をします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号平成23年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第106号

日程第35. 議案第107号

○議長（作元 義文君） 日程第34、議案第106号対馬市税条例等の一部を改正する条例及び日程第35、議案第107号対馬市斎場条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただ今一括議題となりました議案のうち、議案第106号対馬市税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

議案集の25ページ、条例新旧対照表22ページをお開きくださるようお願いいたします。

国におきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法及び政令並びに施行規則の一部を改正する省令を平成23年6月30日公布されました。

このことを受けて、対馬市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

具体的な改正について、主なもののみ御説明申し上げます。

1点目でございますが、経済社会情勢の変化に対応し、税制の信頼に一層の向上を図る観点から罰則が強化をされました。それに伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、鉾産税の納税管理人等の不申告に関する過料、退職所得申告者の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正しようとするものであります。

入湯税につきましては、特別徴収義務者にかかる帳簿記載の義務違反等に関する罪では、3万円以下から10万円以下の罰金刑にと所要の改正を行おうとするものであります。また、新たにたばこ税及び鉾産税に係る不申告者に10万円以下の過料を科すよう追加することといたしております。

2点目であります。認定特定非営利活動法人及び公益社団法人等への寄附金について、所得税の税額控除制度が導入されたのに伴い、寄附金税額控除をうたっています条例第34条の7の全部改正をお願いしようとするものであります。

なお、このたびの法令の改正により個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられております。

この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、規定によりそれぞれ施行日が異なりますので、議案集37ページの附則の施行期日を御参考にしていただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第107号対馬市斎場条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。

峰浄苑の位置につきましては、平成13年4月、施設の供用開始より現在まで使用しています地番は、国土調査に基づく地籍簿の完成を待って条例を改正しようと予定されておりました。その後、平成19年2月には国土調査による地籍簿が完成、同年5月には分筆登記が完了していますが、条例改正をすることなく現在に至っております。

このたび、条例改正が必要であることを確認いたしましたので、御提案申し上げる次第であります。どうか深い御理解の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） それでは、2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第106号対馬市税条例等の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号対馬市斎場条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第108号

日程第37. 議案第109号

日程第38. 議案第110号

○議長（作元 義文君） 日程第36、議案第108号対馬市市民基本条例から、日程第38、議案第110号対馬市環境基本条例までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました議案第108号対馬市市民基本条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

国におきましては、従来の中央集権型行政システムから基礎自治体への権限を委譲することや財源の確保など検討が進められ、その一方では行政運営の自主性や主体性が求められているところでございます。

また、社会環境の変化にあつては、近年の少子高齢化の中で地域の担い手が減少している一方、市民参加やNPO等の活動が活発化するなど協働のまちづくりが推進されてきており、本市においても地域マネージャー制度の導入などで、市民協働の推進についての取り組みがなされているところでございます。

このような背景を踏まえ、今後の自治体の運営については、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める自己決定、自己責任が求められるなど地方自治制度が転換期に差しかかる中、活力に満ちた地域社会を実現していくためには市民、議会及び行政の役割と責務を明確にするとともに、これまで以上に市民がまちづくりにかかわる新たな仕組みづくりが必要とされているところであります。

そのような中で、本市におけるまちづくりの基本理念や市政運営のあり方などを定めるため、平成22年6月に仮称対馬市市民基本条例検討委員会を設置し、10回にわたる委員会の開催と、その間市内6カ所での市民との意見交換会、ワークショップ、市民アンケート調査及び議会との意見交換会の開催やパブリックコメントの実施など、市民の皆様からの御意見をいただき検討委

員会におきまして協議検討され御意見を取りまとめられ、本年10月18日に提言書の提出を受けたところでございます。

その提言に基づき、個性豊かで活力に満ちた社会構築を目指すための基本理念や市政運営のあり方を定め、市民主体のまちづくり実現のため本条例を制定しようとするものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

条例案は、前文と本文33条及び附則で構成されています。

前文は、対馬の歴史・文化や、自然及び先人の教えなども触れながら、これからの対馬のために私たちが大切にしたいことを述べています。そういった中で、市民自らがまちづくりに参加することで、さらなる市民協働を推進していく、新しい自治の仕組みを定めようとする本条例の理念をうたっています。

第1章の第1条から第3条までは、条例の目的、用語の定義や条例の位置づけを定めました。第2章の第4条及び第5条では、まちづくりの基本理念、基本原則を。第3章の第6条から第12条までは、本条例の根幹となす「市民、議会及び行政の責務と役割」を定め、3者が一体となつての青少年及び子供の育成、地域コミュニティ及びNPO法人の育成について取り組むことといたしております。

第4章の13条から第21条につきましては、市政運営に関し、その効率性や組織体制の整備、健全な財政運営、行政評価のあり方、行政改革の取り組み、市民の権利、利益保護のための個人情報取り扱い及び危機管理体制の整備について定め、第5章の第22条から29条につきましては、自治の基本原則である情報の共有、参画及び協働について定めています。その中で、政策等の実施に当たっては、市民にわかりやすく説明するとともに、審議会等の委員に市民公募委員を選任するよう努めることといたしております。

第6章の第30条では、住民投票について定めたものでございます。市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要がある場合、議員もしくは市長の提案、または住民の直接請求により、その都度条例を定め、住民投票が行われる個別設置型の住民投票制度といたしております。

第7章の第31条におきましては、対馬らしさの特色を生かしたまちづくりを進めることといたしております。第8章の第32条及び33条では、条例の検証について、制定後の社会の変化に対応した運用が図られるよう条例推進審議会の設置や、4年を超えない期間で条例の見直しを定めています。附則で条例の施行日を平成24年4月1日からといたしております。

以上で、提案の理由を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、議案第109号、対馬市森林づくり条例の制定につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書53ページをお開きください。

対馬市森林づくり条例の制定に向けましては、平成22年9月に市民公募委員、林業事業者、漁業関係者、環境関係者、学識経験者、関係行政機関等により組織した（仮称）対馬市森林づくり条例検討委員会を設置し、同年9月14日の第1回検討委員会から平成23年9月28日まで9回に及ぶ委員会を開催し、対馬ならではの条例を制定するため、条例に盛り込む項目、内容、表現など活発な協議をいただき、検討委員会の意見を取りまとめた上で、本年10月12日に提言書の提出を受けたところでございます。

その間、同様の条例を策定しております地方公共団体へのアンケート調査をはじめ、市民向け森林づくりイベントの開催、対馬の未来を担う市内小中学生を対象としたアンケート調査、議会への進捗状況説明、パブリックコメントの実施など市民の皆様からの御意見をいただき、本条例を提案するものでございます。

条例の目的といたしましては、本市の約9割を占める森林に多様な機能を発揮させることを主眼とし、対馬の象徴でもあるツシマヤマネコ等大陸と日本のつながりを示す多様な動植物の生息空間の保全と、木質チップボイラー等再生可能エネルギーや、森林の二酸化炭素吸収機能を活用した新たな分野における森林資源の活用を2つの大きな柱として、森林が連環する森・川・里・海の環境保全、環境再生の礎となり、豊かな森林資源を生業として活用するとともに、自然豊かな森林を対馬市の大きな財産として、次世代に引き継ぐことを目的としております。

では、お手元の「対馬市森林づくり条例」をごらんいただきたいと思っております。条例案は、前文と本文22条及び附則で構成されております。

それでは、大変恐縮ではございますが、条文の朗読につきましては省略させていただき、概要につきまして簡略に御説明申し上げます。

まず、前文は対馬の森林の役割、特徴、現状、課題、今後の方針などを明らかにしています。多様な動植物の生息空間として、また、他地域に類を見ない照葉樹林や落葉樹林などの豊かな植生を維持するとともに、環境に配慮した新分野の森林資源の活用のため、すべての方の理解と協力を求めるなど、本条例の理念をうたっております。

第1章の第1条、第2条までは本条例の骨格を定めるとともに、条例の目的、用語の定義や条例の位置づけを定めました。

第2章の第3条では、今後の森林づくりに対する考え方として、具体的に5つの項目を定めています。具体的には、利用目的に応じた森林のゾーニング、森林資源を活用した多様な産業化、

山・川・里・海が一体となった環境改善への取り組み、地域と連携した森林づくり、担い手の育成を基本理念としております。

第3章の第4条から第8条では、本条例の根本をなす行政、森林組合、森林事業者、森林所有者、市民の果たすべき責務と役割を定め、森林の有効活用と環境保全のために、それぞれの立場で取り組むべき事項を定めております。

第4章の第9条から第14条におきましては、本条例の大きな2つの目的であります林業及び木材産業の健全な発展のための施策と、多様な生態系に配慮した森林保全のための施策を定めております。

まず、林業及び木材産業の健全な発展のための施策として、木質バイオマス燃料の利用促進のための施策の展開や、島の自然、風土を利用した原木シイタケの再生と振興、森林の二酸化炭素吸収機能並びに化石エネルギー代替機能を活用した新規産業化の推進等を定めています。

次に、多様な生態系に配慮した森林の保全のための施策として、大陸と日本のつながりを示す多様な生態系の保護のため、環境に配慮した森林整備の推進や、人々に癒しをもたらす植物の面的な保全、森・川・里・海の連環した環境を保全するため、河川環境に特別に配慮した森林整備及び保全等を盛り込んでおります。

第5章の第15条、第16条では本条例の目的、理念を具現化するための具体的計画であります「対馬市森林づくり基本計画」の策定について定めております。

また、第6章の第17条におきましては、前述の対馬市森林づくり基本計画の策定及び検証機関として、また今後の本市の林業施策の提言、調査等を行う機関として、対馬市森林づくり委員会の設置について定めております。

第7章の第18条では、本条例の目的の達成のため、市独自の森林整備、環境再生を図る事業の推進のために、基金設置による持続的な取り組みを行っていくことを定めております。

第8章の第19条から21条では、遵守事項として、市有林以外の山林への立ち入り調査と、その際のルールについて、また森林法等上位法令の遵守について定めております。

第9章第22条では、本条例で定める以外の必要な指針、要綱、その他については別に定めることとしております。附則で、条例の施行日を平成24年4月1日としております。

本条例は、本市の約9割を占める森林に、多面的な機能を発揮させるとともに、森林環境の再生と保全並びに森林資源の有効活用のための、今後の森林林業施策立案における最上位指針として上程させていただくものでございますのでよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、市民生活部長、長郷泰二君。

ちょっと待ってください。本日の会議時間を議事の都合によって、あらかじめ延長します。は

い、どうぞ。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま一括議題となりました議案第110号、対馬市環境基本条例の策定の経緯と、概要につき説明を申し上げて提案理由とさせていただきます。まず、条例策定に至る経緯につきまして御説明申し上げます。

既に御承知のとおり、本市は平成22年9月29日、長崎県環境実践モデル都市に選定されました。このことを契機に、今後本市の環境施策を市民や事業者、行政が一体となって総合的かつ計画的に推進するためには、環境基本条例の制定が必要であるとの観点から、平成23年2月1日、学識経験者、諸団体の代表者や事業者、公募委員及び市職員で構成した環境基本条例検討委員会を設置し、6回にわたる委員会の開催と環境関連団体との意見交換会、市民からのパブリックコメントを御検討いただき、本年10月12日提言書をいただき、本議会に条例を提案するに至っております。

次に、条例の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げます条例は、本市における環境の保全や創造について、基本理念や基本方針を定めるとともに、市、事業者、市民、滞在者の責務を明らかにしつつ持続性のある環境施策の促進と、次世代への継承を目的に条例を制定しようとするものであります。

この条例は、全29条で構成しており、特徴的な事項は「魏志倭人伝」の記述を引用し、本市の持つ歴史的背景と環境の情景を記述するとともに、本市の進むべき方向性と決意を明らかにした前文を設けているところにあります。

第1条において、条例の骨格と目的を明確にし、第2条は、本条例に用いる用語の意味を、他の概念や言葉と区別できるよう定義いたしております。第3条では、基本理念を掲げて、第4条から第7条において市、事業者、市民、滞在者のそれぞれの立場における責務を定めております。

第9条は、施策の策定等に係る8つの指針をうたい、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うことを定めております。第10条は、環境施策の計画推進を図るための基本計画の策定に係る方針を。第11条から第23条は、環境保全及び創造のための施策について、項目ごとに定めております。

第24条、第25条においては、海岸漂着ごみの処理問題や海洋資源問題など、広域的な取り組みを必要とする施策は、国等と連携し国際協力のもと推進することを定めております。

第26条は、施策推進体制の整備について触れ、第27条、第28条において環境審議会の設置と掌握事務について定めております。なお、附則で施行期日を平成24年4月1日といたしております。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 議案第109号につきましてちょっとお尋ねしたいと思いますが、この森林づくり条例は19項目22条からなっているようでありますが、これはおおむね自然環境の保全と、木材販売等も含めた森林の有効活用を推進するというようなことのものでありますが、これを進める上におきましては、森林所有者、土地所有者を制限する、そういう縛るといいますか、そういうことが予想されるわけですね。ですので、これは森林所有者に対しての説明会等は考えておられないのか。

と申しますのは、ここに何点か具体的なことがあります。ゲンカイツツジやヤマザクラ、ケヤキ等を残す、あるいは対馬市伐採ガイドラインを定める、こういうガイドラインを定められますと、それに沿って森林所有者は売買をしていかなければならないことになりますと、また、森林づくり基本計画がどういうふうに具体的にになっていくか、まだできておりませんのでわかりませんが。

こういうものにつきましても、できたらそれに沿って地権者は事業を行っていかなければならないということになりますので、その所有者を無視して、説明なしにこれを我々が決めていくというのは、少しどうかなあという気がするわけですが、そういう説明会等のお考えはないのかどうか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） おっしゃられるように、今後説明会等を順次開いていきたいというふうに考えております。

まず、第4条の第3項の中で、市の責務及び役割といたしまして、市はこれらの森林づくりに関する情報の提供を通じて、理解が得られるよう努めなければならないといったような、こういう項目を設けております。

そういうことで、24年度にこの伐採ガイドライン、そしてまた森林づくり基本計画を策定するようにしておりますけれども、このときにつきましても各地域への説明会を通じて、このような基本計画、そして伐採ガイドラインを作成していきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 説明するということですので、ぜひそうしていただきたいと思います。

ただ、その計画をやっていく中で、これには5年ごとに見直すと、また市長が必要と認めたら見直していいですということが載っておりますので、それでいいんですが、やはり、最初に地権者に説明をするべきであろうかと思えます。

話は大きくなりますけど、私が申すまでもなく、この自然は数十億年かけて現在に至っている

わけであります。その森林もまたそうでありまして、本当に長い間かけて合った気候、合った土地に合った植物、木が育っているわけであります。人がそれをいじって、計画を立ててあちこちするというのは、私は、あまり賛成はできないわけであります。

自然は自然の木をそのまま育てたのが一番いいわけでありまして、どの自然木にも花も咲き、実もなりまして、蜂とか鳥とか、動物を育てているわけであります。ですので、私はわざわざ計画を立てて、ああじゃ、こうじゃという森林づくりをしていくべきではないというような気はいたします。

ただ、植林が昭和30年ごろから政府も奨励して、進められているわけですが、私どもも幾らかの植林はいたしておりますが、植えた木は整備しなければいけません、いまだに補助事業で栽植がなされているわけですね。ですので、もうそろそろ対馬でどのくらいの自然林を残すか、ここの中でもいいですけど、そういうことを検討する時期に来ているのではないかと思います、そういうことをするにしても、所有者、地権者の承諾が必要でありますので、ぜひ説明会で、よくその辺も説明しながら進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 今の堀江議員に関連する、森林づくり条例について、もう一点だけ確認をしておきたいと思いますが、今さっき、堀江議員も質問されましたように、特に、浅茅湾を一体としたゲンカイツツジ、そして私が一番大好きな久田のヤマザクラ、すばらしい対馬にとっては大きな私は財産だろうと私は思います。これを、この条例の中でどのように縛っていくのか、この中では私は見えないんですね。

さっき堀江議員が言いましたように、やはりそういう景観を、もう1件の環境保護のこの条例も関係してきますけど、やはり、何を残すのか、この島で何をどういうふうに残していくのか、漠然と森林づくり条例、もちろん今からこの条例が採択されて、具体的に入っていくんだろうと思いますけど、やはり最初に、ポンと条例をつくって、後、細則をしていくのか、ある程度絵を描いていって最終的にそういう条例を組み立てていく、2つやり方があると思うんですが。

例えば、比田勝部長、特に私がさっき言いましたように、森林所有者が普通はこのあたりでは、ひと山買われますね、森林事業者が地主から。その場合、例えばゲンカイツツジを残してくれろ、そしてヤマザクラを残してくれろ、ケヤキを残してくれろ、という場合に、果たして3者協議の中で果たしてこれはうまくいくのかなと、私はこれを非常に心配しているんですが。

例えば、先ほど基金の話が出ましたが、基金あたりを積んで、そして山林所有者か、あるいはもしくは事業者のほうに何らかの手当てをして縛っていかないと、私は、これは大きな絵に描いたもちのような気がしてならないわけですが、そこらでどこまで考えてあるのか、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） まず、この条例に書き込んでおります、先ほどおっしゃられるようなヤマザクラとかツツジの保全につきましてでございますけども、第6条の第1項と第2項に、森林事業者は人々にいやしをもたらす樹木とか、ケヤキ、カヤ等の有用樹木、こういったところの保全に配慮するということをうたっております。

それとまた、次に第7条におきまして森林所有者の責務と役割ということで、森林所有者は、このような樹木の保全に努め、かつ自然景観を損なわないよう配慮するものとするということをうたっております。

それと、基金についてでございますけども、基金につきましては第18条に、基金を設置するということをうたっております。この基金につきましては、平成23年度よりジェイバー制度を活用した基金をつくっていききたいということで、今年度委託等も出しております。ということで、幾らかのジェイバー制度による基金が入ってまいりますので、ここら辺をうまく活用しながら、先ほどおっしゃられるような保障的と言いますか、ヤマザクラとかツツジの保全については、協力していただけるようなことで協議をしたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 最後にしますが、目的はよく理解はできるんですけど、この案件は産業建設常任委員会に付託されて、もっと詳しく審査されると思うんですが、何か漠然として、よく理解ができないところがあります。

さっき言いましたように、ヤマザクラ、ゲンカイツツジ、ケヤキそういうものは残していかなければいけないと思うんですが、じゃ、果たしてそれを残して、全伐した中にヤマザクラが1本あって、果たしてそれが本当にきれいなのかなと、ある程度チップ材として全伐した中にゲンカイツツジがパラパラとあって、それが果たして景観として役立つのか、そこらあたりが、非常に私はこういうものを残す目的はわかるんですが、やはり常緑の森の中であって、初めてそのヤマザクラとかゲンカイツツジとか、そういうものが私は生きてくるんだろうと思います。

ですから、そこらあたりの計画性、そういうものも今後詰めてもらいたいと思いますが、片や森林づくり条例の中にバイオマスとか、そういうものが字句として入ってきておりますので、果たしてこれバイオマスを今後推進していくのには、やはり原料としてどこからか供給してこななければいけない。それは人工林の間伐材等もそれはいいでしょうけど、そこらあたりをもう少し、私はこの件については、産業建設常任委員会のほうで慎重に議論をしていくべきじゃないかなと思っておりますので、私の気持ちを述べさせていただきました。

○議長（作元 義文君） ほかに。2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） 森林づくり条例と、環境基本条例のことについてお伺いをしたい

と思います。

先ほど、近藤部長のほう为社会の変化に対応というキーワードの言葉を言われましたけども、52ページ、基本条例においては条例の検証と見直しということで、積極的に社会の変化に対応していこうという意味はわかりますけども、その後、森林づくり条例につきましては、条例自体の見直しについては文言はありませんが、60ページ、基本計画については10年の計画で、おおむね5年ごとに見直すという文言があります。

最後に、環境基本条例につきましては、基本計画自体も見直す文言がないし、条例自体も見直す文言がありませんが、ここに全体を見られたかとは幹部の方は思いますけども、3通り見直しについての考えの文言が違いますけども、それについて何か意味があるのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 黒田議員の御質問ですけれども、確かに本条例、環境基本条例の中には見直し条項をうたっておりませんが、具体的に71ページになりますけれども、第3章で環境審議会というのをうたわせていただいております。ここが、基本的に見直しについて協議する場ということで理解をしているところです。

この中におきまして、今後、環境審議会を設置することによって、御指摘のものにつきましては、見直しもしていきたいと考えているところであります。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 森林づくり条例の見直しにつきましては、第15条にうたっておりますように、おおむね10年間の基本計画を立てた中で、おおむね5年ごとに見直すということをおうたっております。

と言いますのも、森林もそれなりに樹木も成長していきますし、ここら辺の森林環境もおのずと変わるものと思っておりますので、ここら辺で5年ごとの見直しが必要なのかなというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） この条例を見てみますと、罰則がありません。

今の対馬市の考えというか、時代の流れは市長も標榜しております「協働・連携」だと思えます。罰則がないからこそ、皆さん対馬市の各関係各署が協働して築いていかなければならないと思っております。そういう中で、社会の変化に対応するというので、基本条例については、はっきりと見直しをするということが書かれております。

今、森林づくりと基本条例のことについては、基本計画の中で、審議会等の中で変更があればしていくということですが、やっぱりはっきりと基本条例のように、定期的に見直すという文言を入れて、時代遅れを回避するような条例にしていきたいなど。

もう一点が、どうしても見直し規定がないと、そのときのいろいろな状況の中で、新たに規定を追加するということでもなれば、改正条例を提案しなくてはいけなくなりますけども、そのときの連絡調整については意外と大変なことになりますので、あらかじめ初めから定期的に見直しをするということを条例に盛り込んだほうがいいのではないかと、私は感じたところであります。以上でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今3つの条例の見直しの件を、黒田議員のほうから意見を言っていました。

この森林づくり、それから環境というテーマと、最初の市民基本条例のテーマというのが、若干意味合いが違うということと、やはり2本のほうは自然を相手にしているものですから、その期間というのがどうしても長くなっていく、長い期間をかけて育てていったり、変えていったりしていく必要があるということがありますので、計画の中での条文の中でこのように挙げずに、逆に市民基本条例については、政治システムに大きく絡んでくる問題でございますし、国の方向とかいうことが変わったとき、それも変わり得る制度だと思っておりますので、そういう意味において条例にここは挙げ、こちらでは計画で扱うということを市民の皆さんも選択をされたのかなというふうに、私はこれは感じております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 私は立派な条例が3つ出て、ここで行政の皆さん、各担当部長にお聞きしたいんですが。

まず、市民基本条例の目的は立派なことを言っていますが、どのように担当部署として進めていくのか。それと環境、それと森林づくり、これは今現在の山々は雑木林と造林地しかないんです。造林地は杉、ヒノキを造林して高く木材として売るために、私は植林をしたと思う。雑木は、これは久保知事のときだと思っておりますけど、対馬の雑木をシイタケに、県にわざわざシイタケ場をつくって、その推進ということで、この落葉樹と、そして造林した杉、ヒノキしかないと思うんです。

そうしたら、あなたたちが目指しておるバイオマスを利用した発電所とか、いろんなことはどの木を使うのかなあ。まさか、造林した杉、ヒノキをバイオマスに使うんじゃないだろうし。シイタケの原木になる落葉樹をバイオマスに使うことは継続してないだろうと思うし。

そして今現在、イノシシ等で各山の下草はなんにもありません。雨が降ったら鉄砲水が流れてくるのが対馬全体の山の現状なんですね、8割以上の山が占める。そういう中、どういった立派な条例を、どのようにこの時期になってからつくっていくのか、それをちょっとお伺いしたい。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 私のほうから市民基本条例のことで、今後どう進めていくかということにつきまして御説明いたします。

その前に、先ほどこの3条例に共通しておる内容につきましては、黒田議員がおっしゃいましたように、やはり参画と協働だというふうにキーワードは、私はこの3つの条例はなるんではなかろうかなど。要するに、今後のまちづくりについては市民の方々の参画が必要だと、そして行政と一緒に協働で物事を進めていくという考え方になるというふうに思っております。

そういう中で、市民基本条例の今後の問題でございますけれども、阿比留議員がおっしゃいますように、あるだけの条例ではだめだと、だからみんなの条例にしなければならないということになります。

特に、先ほども御意見がありましたように、やっぱり年数を限っていくということについてのこの条例の意味は、やはりほかの条例の上に立つ条例、最上位の条例だという位置づけをしておりますので、やっぱり社会の環境に適宜対応していくことで必要じゃないかなという意味合いから、年限を切っておるところでございます。

したがって、市民基本条例の今後につきましては、今回の補正にも少しあげさせていただいておりますけれども、いかに市民の間に浸透させていくか、そして市民のものにしていくかということが非常に大事だろうというふうに思っておりますので、23年度におきましてもシンポジウム等の開催、それからチラシ等の配布等を、あるいは市報を使つての啓発、そしてまた、できれば24年度以降にも市民基本条例を制定したということの記念行事を毎年やっていながら、市民の方々に定着していきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 森林づくり条例の中での、チップボイラー等につきましての質問だと思うんですけども、現在のチップにいたしまして「湯多里ランド」とか、「白松」等の製塩工場でチップが使われております。

これらのチップにつきましては、林地残材とか曲がり材、俗に言うB材とかC材とかいう材料でございますけれども、そこら辺をチップとして活用して燃料にするといったことが実施されておりますので、阿比留議員さんが言われるように、シイタケの材料となる、そういう落葉樹、ほだ場用の木をわざわざチップボイラー等にするということは、私といたしましても考えておりません。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） この条例の活用ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

確かに、今おっしゃるように、イノシシ、鹿の被害で山林は御指摘のとおり鉄砲水が出る状態

には、私自身も目にいたしておりますし、自覚をしております。ただ、その傍ら環境への負荷をかけている現代社会、車社会を含めてですけど、こういったものについて、今のままでいいんだろうかということ、一つの条例の中で提起をさせていただいた。

だから4条から定めております各市民、行政、事業者それぞれが持っている生活の中で、どのように環境に優しい生活ができるかの、そういうことを、そのような立場で一つ検討もしていただきたい。だから、そういった場をつくる役割というものは、今後行政の中でさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 私が、なぜそれをいこうと言いますと、地方分権で対馬が合併する前に、私はちょうど上県町の議員をしておりました。そのとき私がよく議論したことは、地方分権されて職員がそれに対応できるのか、今まで林道をつくると言えば、極端な話が、紙切れ1枚に書き込むだけ場所と、そういう職員たちが、果たして一般財源化したときにこれに対応できるのか、これを一番心配しておったのです。

しかし、このとき国もさすがですよ、職員がそれでは対応できないからと言って、今度予算をつけた。恐らく対馬市も予算をつけて、職員の教育をやったと思う。A市、B市いろんな市が職員の教育からやっている。しかし、各市において差が出てきています。

それはなぜかと言えば、新しい市長になってから地域マネージャー制度というのができた。私はこのときに、今、補佐官が参画と協働が主になる。確かにそうですけど、それすらできていないから、基本になる基本条例をつくってやったらどうかというのが、私の一般質問に立ったときのあれです。これ、できたこと私は大変嬉しく思いますよ。

しかし、問題はこれから先に、それをあなたたちが勉強してどんなふう担当官が持つていくかが大事なことです。立派な条例をつくっても、実行に移らんと、私は何もならんと思う。

特に、今度環境とか、森林づくり、対馬らしさという立派な言葉がありますよ。対馬らしさとは何か、山険しい貧乏な島が対馬らしさなのか。だから、言葉で言うのは立派だけれども、この対馬らしさは何かという基本ができていないと思います。

そういうところから、こんな立派な基本条例ができて、それに恥ずかしくない行政の進め方をしてほしい、これは私からの要望です、お願いします。

○議長（作元 義文君） もう1件だけ、ちょっと待って、まだある。あるなら休憩しましょうか。
(発言する者あり)

それでは、あと2人でこの問題について終わります。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 先ほど阿比留議員も言ったように、立派な条例ができておるわけですが、この議案の108条の市民基本条例、そして109条の森林づくり条例、そして

110号議案の環境基本条例でございますが、こういう条例を3つつくることによって、市民の生活がどのくらい向上するのかと。それと、これに3つの条例をつかった、これに係った費用、これはどれくらいなのかということ、まずお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、質問の1点目についてですが、これについて、つくることによってどれだけと言われて、それを係数で表すということは全くできないと思っております。心の持ちようの部分も当然ありますし、これから対馬市の一つの方向性が、こういうふうなシステムでやっていくんだということをおっしゃっていただかなくてはいけないと、そのために啓発をしていきますということでもあります。

この条例によって、市民が市政のやっていることとかいうのにも参画していただく中で、やはり興味も抱くことによって、市はより良い方向に行くのではないかと、さらに、経費等の当然無駄とかいうものについても、市民のほうにさらに細かく見ていくこともあるだろうと思います。

そういう意味において、係数的なことはわかりませんが、今の時点では全くわかりません。しかし、この条例によって市民と市政の間が近くなるというふうなことを、予定をしているというふうに御理解いただきたいと思っております。

2点目につきましては。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 私のほうから、経費のことについて答えさせていただきます。

この3つの条例とも22年度から23年度、2カ年度にわたって会議をもっております。そういうことから、3つの条例で22年度が約210万、そして23年度が280万、計の490万、3つの条例で22年度から23年度にかけて2年度の事業でございますが、約490万円の経費がかかっております。内容としましては、委員さんの費用弁償が主でございます。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 490万の大きい金額を出しておるわけですから、やはり確実なものにこの条例はしていただきたいと思っております。

それと、この条例の文言の中で、よく市民の責務とか、事業者の責務というのがうたっておりますよね。まあ、当然市民、事業者に係るわけですが、逆に市民だけではなくて、例えば職員の評に関する条例とか、そういうことはこういう基本条例をつくったときに考えたということはないでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市職員の責務とか役割とかいうことにつきましても、この12条の中でうたいこんでいるんですけども。

○議長（作元 義文君） 最後ですね、10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この中でうたっている文言じゃなくて、私が言うのは、職員基本条例なるものをつくったらどうかということなんですよ。

例えば、今、大阪府で職員基本条例というのが継続審議をされておられます。その中で、こういう条項があるんですよ。第15条に給与の原則というのがございます。「職員の給与は同一労働、同一賃金の原則に基づき民間の同一職種または相当する職種に準ずる給料とする」という、こういう基本もあるんですよ。

そして、36条には、こうもうたっておるんですよ。「職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、過員を生じた」、まあ、過員というのは多すぎだということでしょうね、「そういった職員は免職とすることができる」と、こういうふうな職員基本条例も現在審議をされておるんですが、このような基本条例の制定のお考えはございません。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私自身不勉強で、今初めて職員基本条例というのが大阪ですか、審議されているんだということを知りました。

少なくとも職員、まあ、それは、いつ頃に施行する予定で今進んでいるんでしょうか。教えてくださいたいんですけども。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 今継続審査ですから、これが終われば多分可決される。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 職員の給料等につきましては、今、国が押し進めております労働基本権の問題等々があります。24年度とか25年度とかいう話もございますので、そうなったとき給料の形というのは変わっていくものというふうに思っておりますので、私どものほうで職員基本条例というものを、今つくるまでもなく、世の中は、すぐそこに来ておると思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか、それでは脇本君で、あとは委員会に付託したいと思います。はい、どうぞ。1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 47ページ、基本条例の8条の2、やはりどうしてもここが私はひっかかるんですが、「青少年及び子どもはそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」やはりこの年齢というところに、どうしても私はひっかかるんですね。

これは教育現場でも、何歳だったらどのくらいまでできなければおかしいというような、そういう感覚にもなっていないかなと思うんですよ。年齢で区切るのではなくて、やはりそれぞれの成長段階とか、そういう言葉使いのほうに適していると、この前も私言ったんですけども、検討した結果、またこの年齢ということになったんでしょうが、もう一度、今私が言ったように、

何歳だったら大体このくらいできて当たり前だろうというような教育方針につながりかねないという懸念もありますので、もう一度検討いただけないかと思います。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） この文言につきましては、前回の意見交換会のときも出ました。この青少年及び子どもと言いますのは、20歳未満、未成年ということでございます。

それで、それぞれ年齢がどうかという言葉、字句の問題だと思わすけれども、私どものほうも検討委員会で、再度論議をしたわけですけれども、まあ、それぞれの年齢に応じた、そうしたまちづくりに参加をしていくということで、現行の条文のままでいいのではなかろうかなということで了解を得ておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 御了承願いますということは、このままでいきますということですね。もう検討の余地もないということですね。

私はやはり、これ子供の教育の方針にもかかわってくると思いますよ。この何歳だったら大体このくらいできて当たり前だろうと、それぞれの成長の度合いは違うわけですから。こういう言葉の端々に、それぞれの市の教育委員会の教育の指針というのが出てくるんじゃないですかね。もう、検討しないというのであれば、もうくどいですから、ここで止めておきます。

○議長（作元 義文君） 脇本君の意見を踏まえて、総務文教常任委員会でもた願います。

お諮りします。議案第108号から議案第110号までの3件は、配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は配付しております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。4時30分から行います。

午後4時22分休憩

.....
午後4時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第39. 議案第111号

○議長（作元 義文君） 日程第39、議案第111号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま議題となりました議案第111号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案しております12辺地のうち、尾浦辺地、犬吠辺地、仁位辺地の3辺地が変更計画で、昼ヶ浦、巖原、久田、洲藻、芦浦、嵯峨・貝鮎、小綱、久原、豊の9辺地が新規計画でございます。

各辺地の事業内容を御説明いたします。総合整備計画書案をごらんいただきたいと思っております。まず、巖原町尾浦辺地でございますが、消火栓の老朽化による布設替え整備の追加に伴い事業費を100万円追加し、2億100万円に、辺地対策事業債予定額を100万円追加し、5,100万円に変更するものでございます。

次に、美津島町犬吠辺地でございますが、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車の経年劣化による更新に伴う変更でございます。なお、この更新につきましては、この犬吠辺地を含め7辺地での小型動力ポンプ付積載自動車の更新を計画しておりますことから、事業費は7辺地とも同額での計上となります。事業費を3,526万9,000円追加し、4億2,236万9,000円に、辺地対策事業債予定額を3,520万円追加し4億2,230万円に変更するものでございます。

次に、豊玉町仁位辺地でございますが、豊玉診療所において胃カメラを導入することで、適正な医療体制の整備を図ることに伴い、事業費を340万2,000円の追加、辺地対策事業債予定額を340万円追加といたしております。また十分な水利確保のため、新たに耐震性貯水槽を設置することに伴い事業費を1,800万円追加し、辺地対策事業債予定額を1,270万円追加し、事業費の合計を3,208万2,000円に、辺地対策事業債予定額の合計を2,670万円に変更するものでございます。

次の、美津島町昼ヶ浦辺地から新規計画でございますが、先ほど変更計画で申し上げました犬吠辺地と同様の小型動力ポンプ付積載自動車の更新に伴う計画となります。

次に、巖原町巖原辺地でございますが、消防施設における小型動力ポンプの導入に伴う計画となります。また、今屋敷地区プールの解体による新たな貯水槽の設置に伴い、事業計画を変更いたしております。

次に、巖原町久田辺地でございますが、十分な水利確保のため、新たに耐震性貯水槽を設置する計画といたしております。

次に、美津島町洲藻辺地及び芦浦辺地、豊玉町嵯峨・貝鮎辺地及び小綱辺地でございますが、先ほどの昼ヶ浦辺地と同様の小型ポンプ付積載自動車の更新に伴う変更計画といたしております。

次に、上県町久原辺地でございますが、小学校の統合に伴う児童の交通手段の確保のため、スクールバスの導入に伴い事業費1,865万円、辺地対策事業債予定額1,360万円を計画いたしております。

最後の、上対馬町豊辺地でございますが、先ほど6つの辺地計画で申し上げました内容と同様の、小型動力ポンプ付積載自動車の更新に伴う計画と、さらに当辺地の消防団格納庫において、災害時での十分な対応を図るための拠点施設としての新築に伴い計画をいたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから採決をします。議案第111号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第40. 議案第112号

○議長（作元 義文君） 日程第40、議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）、ただいま議題となりました議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）、提案理由の御説明をいたします。

本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施行しました佐賀漁港整備事業に伴い、岸壁敷及び物揚場敷とし

て、公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を峰町佐賀字在家に編入するものでございます。

土地の位置につきましては、字図、位置図を添付し、赤塗で表示している部分でございますが、峰町佐賀字在家536の14地先で、面積559.21平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから採決します。議案第112号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第41. 議案第113号

日程第42. 議案第114号

日程第43. 議案第115号

日程第44. 議案第116号

○議長（作元 義文君） 日程第41、議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定についてから、日程第44、議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について、その提案理由と内容について御説明を申し上げます。

市が設置しております当教習場の管理につきましては、効率的かつ効果的な管理を行うため、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、株式会社共立自動車学校に指定管

理を委託しているところでございます。

今回、契約期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく候補者の選定等により、引き続き、株式会社共立自動車学校を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者の選定につきましては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められました指定管理者選定委員会により、同条例第4条第1項の選定方法及び基準に沿って公正に審査をした結果、募集要項の選定基準を満たし、昭和41年から45年間という長きにわたる経営実績、また、最近の利用者の減少から厳しい経営状況の中、管理委託料が発生しないよう企業努力により運営されている現状から、引き続き指定管理者として選定をいたしました。なお、指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間としております。

続きまして、議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、提案理由とその内容を御説明をいたします。

本施設は、通称「半井桃水館」と申しますが、この施設の管理運営につきましては、平成21年4月1日より特定非営利活動法人「対馬郷宿」を指定管理者として、管理運営を委託しております。

今回、平成24年3月31日をもって契約期間満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく候補者の選定等により、引き続き特定非営利活動法人「対馬郷宿」を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者の選定につきましては、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に定められた対馬市指定管理者選定委員会により、同条例第4条第1項の選定方法及び基準に沿って、公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たしております。

また、当NPO法人「対馬郷宿」は、まちづくりの推進などの活性化を目指す事業の展開と、地域住民と行政との協働を通じた市民活動の定着を寄与することを目的とした団体であり、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館において、市民参画イベントを開催するなど、堅実な管理運営がなされております。

今後も積極的に運営することが期待できると思われることから、引き続き指定管理者として選定をいたしました。なお、管理委託料は153万5,000円を予定し、指定管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 峰地域活性化センター部長、大川昭敬君。

○峰地域活性化センター部長（大川 昭敬君） ただいま一括して議題となりました議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市ファミリーパークの運営管理につきましては、現在、社会福祉法人「梅仁会」理事長日高一夫氏を指定管理者として、管理運営を行っておりますが、平成24年3月31日をもって契約期間満了となります。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請があり、選定の結果、指定管理者候補といたしまして、社会福祉法人「梅仁会」理事長日高一夫氏を指定管理者として指定いたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、指定管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5カ年間といたしております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち、議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市パークゴルフ場は平成19年4月1日より、社会福祉法人米寿会を指定管理者として管理運営をしておりますが、平成24年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募の結果、2団体からの申請がありました。

選定の結果、社会福祉法人米寿会を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査し、指定管理者候補として選定いたしました。なお、指定管理期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第113号から議案第116号までの4件は配付しております議案付託表

のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件は配付しております議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第45. 議案第117号

○議長（作元 義文君） 日程第45、議案第117号、市有地明渡等請求に伴う民事訴訟についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） ただいま議題となりました議案第117号、市有地明渡等請求に伴う民事訴訟について、その提案理由を御説明申し上げます。

対馬市が所有する土地の明渡請求に係る民事訴訟提起のため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、対馬市が所有し管理している対馬市豊玉町田1081番4所在の用悪水路532平方メートル中、79.962平方メートルに長崎県が下県地区中山間地域総合整備事業で整備し、設置した排水構造物を無断で撤去するとともに、当該排水路を埋立、当該用悪水路に隣接する相手方の所有する各田に取り込み、工事を施工し、原状回復の通告にも従わず、当該土地に稲を植えつけ、その後も再三の原状回復請求に応じない等、公的資金を投じて取得した用悪水路である不動産を侵奪したものであります。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会の付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 諮問第2号

○議長（作元 義文君） 日程第46、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

現委員、松村穎幸氏が平成24年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の人権擁護委員といたしまして、薄本利夫氏を適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお願いするものでございます。

同氏は、美津島町雞知乙503番地44にお住まいで、昭和48年から平成23年3月まで小学校教諭として、子供たちを指導する立場から人権問題にも取り組んで来られました。また、平成23年4月からは対馬市教育相談員として、学校現場における教育支援活動に深い御理解と熱意をもって取り組んでいただいております。人格・識見ともに申し分なく、人権擁護委員として適任と考え推薦いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 質疑がありましたらこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決をします。

本件は薄本利夫氏を適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。本件は薄本利夫氏を適任とすることに決定しました。

日程第47. 請願第1号

○議長（作元 義文君） 日程第47、請願第1号、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書を議題とします。

本件は、厚生常任委員会に付託します。審査報告は12月15日に行います。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。あしたは定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時56分散会

平成23年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成23年12月7日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成23年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
4番 長 信義君	5番 山本 輝昭君
6番 松本 曆幸君	7番 阿比留梅仁君
8番 齋藤 久光君	9番 堀江 政武君
10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員(2名)

3番 小田 昭人君	15番 桐谷 徹君
-----------	-----------

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

通告します。桐谷徹君、小田昭人君より欠席の届け出がっております。なお、阿比留梅仁君より遅刻の届け出がっております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

それでは、届け出順に発言を許します。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 改めまして、おはようございます。新生クラブ所属の小川廣康でございます。前回、9月の定例会に続きまして質問の許可をいただきましたことに、まずお礼を申し上げます。

前回の積み残しの件も含めまして、市政一般について質問をさせていただきますが、その前に一言お礼を申し上げたいと思います。

実は、前回の一般質問の冒頭、対州馬の生育環境の保全のために、あるビールメーカーの実施したプロジェクトに対し御協力をお願いいたしました。全国的には若干本数は昨年より下回ったようでございますが、大体私の試算では、約500万円程度が対州馬振興会に寄附されるものと思っております。市民の皆様をはじめ、愛飲いただきました皆様方に厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、市長、まず通告はしておりませんが、今県議会が開会中でございます。12月1日、地元選出議員の坂本智徳県議が一般質問に立ち、韓国との人的交流、また経済交流を推し進めていくために、県の以前ありましたソウル事務所の再開を提案され、知事もその必要性を痛感され、前向きに検討されていることが、県議会のインターネット中継で私も拝見いたしました。

私も先日、同僚議員らと訪韓し、今後は経済交流をいかに進めるか、対馬市にとっても大きな課題であると感じました。どうか、今後は県とともに経済交流を進めていくために、お互い手を取り合って、その実現に向けて努力をしていただきますことをまず冒頭お願いをしておきたいと思っております。

さて、本題に入りますが、本来ならば、前回の質問の続きから入るべきではございますが、9月定例会開会後に、新病院につきまして地元新聞に大きく報道されておりましたので、新病院建設について、まず1点。そして2点目が、校舎等の耐震補強工事について、そして3点目が、前回の再質問になりますが、地域マネージャーの配置について、そして島おこし協働隊の活動についての3点について通告をいたしておりますので、順を追って質問をさせていただきます。市長、教育長におかれましては、明快なる答弁をお願いをしておきたいと思っております。

まず、第1点目の新病院建設についてであります。9月23日の対馬新聞に、山田正彦衆議院議員を座長とする民主党離島政策プロジェクトチームの先生方が、外海離島及び一部離島視察のため来島されました折、山田代議士が新病院建設再考の必要性を指摘し、計画変更は可能であると報道されておりました。

私の理解しておりますのは、平成18年11月より対馬市医療等対策検討委員会で協議され、

また長崎県病院企業団の方針により、医療の再構築が決定され、国の交付金20億円も現政権において決定されたものと理解をしております。なぜ今、政権与党の先生方がこのようなコメントを寄せられるのか、私には理解できません。多くの市民も、政権与党の先生方の言葉だけに不安感を抱き、将来の医療体制に危機感を抱いております。

しかしながら、この件につきましても、先ほど申しました、現在開会中の県議会におきまして、坂本智徳県議がこの件につきましても一般質問をされております。

その中で対馬いづはら病院と中対馬病院の統合による、新病院の移転により、どのような医療体制を目指しているのかとの質問に対し、福祉保健部長が、私たちが今まで説明を受けてきました内容と同様の答弁がなされておりますことも、先ほど言いましたように、インターネット中継で拝見させていただき、私は理解をいたしました。

しかしながら、市長、市民の皆様には説明する意味からも、いま一度、現在の状況と考え方、そして企業団の方針あるいは現況を、もしわかれば、この場で市民の皆様方にお知らせするという意味からも、御所見を伺いたいと思います。

この件につきましては、後もって脇本議員が同様の質問をされるようでございますし、同じ会派の松本議員も、新病院建設後のいろんな方策について質問される予定でございますので、私のほうからは、市長の考え方のみをお聞かせ願いたいと思います。

2点目の校舎等の耐震補強工事についてであります。この件につきましては、昨年9月定例会の一般質問で申し上げましたように、当時の対馬市立学校適正規模・適正配置等検討委員会で検討され、長期的に存続する学校においては、児童生徒の減少等の観点から、規模等を勘案し、耐震・大規模改修ではなく、対馬の木材を利用した校舎の新築を考えるべきだと質問をいたしました。既に巖原小学校は予算計上されておりましたが、雞知中学校についても、築43年を経過し、これに耐震・大規模改修をかけることに検討の必要性を指摘いたしておりました。その後、どのように検討されたのか、教育長にお伺いをしたいと思います。

3点目の地域マネージャーの配置についてと島おこし協働隊の活動については、前回の積み残しではありますが、まず、地域マネージャーのリーダー、校区ごとのリーダーあるいはサブリーダーは、私は地元活性化センターの職員から配置し、そして行政と連携をとりながら地域の活性化につなげるべきだと考えます。市長の所見をお伺いをいたします。

また、今年度からスタートいたしました島おこし協働隊は、総務省の事業で3年以内の期限制約と理解しておりますが、経過後についてはどのように活用されていこうと考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、3点について、それぞれわかりやすく簡単に答弁を求めますが、前回は25分ぐらいの答弁をいただきましたが、きょうは病院問題については、先ほど言いましたように、後ほど同僚

議員が質問をいたしますので、簡単明瞭といいますか、なかなか難しいでしょうけど、お答えを
願いたいと思います。中身によっては、また再質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。通告いただいております案件で、12月1日の坂本県
議の一般質問の内容が、今、議員のほうから話がありました。私はこの案件については、ちょっ
と知り得ていませんでしたが、当然韓国との交流の中で人的交流は今まで頻繁に行ってきたと
ころですけども、経済交流というのがなかなかそこまで行かないことがあります。当然円高の問題
とか、いろんなことがそこには存在をし、商いが進んでいかないということもあります。商慣行
が違うということに対する問題もあります。

そういう意味におきまして、私どももJETRO（ジェトロ）とか、逆に韓国側のJETRO
といいますか、KOTRA（コトラ）、そういうところにも訪ねていながら物事を進めておる
ところでありまして、これからもそれは当然進めていきたいというふうに思っております。

ソウル事務所のお話がありましたけども、できればソウル事務所ではなくて、私どもの釜山事
務所を県が活用してもらうことのほうがより効果が上がるのかなというふうな思いも持っており
ます。そしてソウルと釜山の間の時間的な距離というのも、大変あそこは近くなったところであ
りますし、そういう意味において、釜山でも十分に事はなせるんじゃないかというふうな考えで
おります。

今後も県の中村知事と一緒に、この対韓交流についても進めていきたいと思っております。ま
た、中国のほうとの交流、経済交流も見据えて物事を組み立てていきたいと思っております。

では、通告に従い、まず新病院の問題でございます。

9月23日の地元新聞に載っている記事を受けて、現在の進捗もしくは今後のことについてど
のように考えているのかという質問だというふうに理解をしております。これにつきましては、
もう十分に説明してきたつもりなんですけども、私自身のやはりまだまだ説明不足なのかなと
いうふうにも思っております。そういう意味において、改めてここで考えを述べたいと思います。

あの新聞を読んで、私、あの新聞の中に岡本前政務官の発言がありました。私、ここの場でも
以前、答弁の中で申し述べましたが、厚生労働省に行って、そのときは名前を挙げませんでした
けども、地方に医者を送り込むシステムをつくらないといけないじゃないですかというふうなお
願いに行きました。そのとき、医者にも基本的な人権があるから、そういう制度はつくれないとは
っきり明言されましたということを私はこの場で言いましたが、実はその方が岡本さんです。

そして、このときの新聞のコメントを見ますと、計画を変更してもいいんじゃないかみたいなの
ことであります。人を派遣する方法がないと明言をされた方がですよ、この基金事業でそういう
ものを組み立てられるんじゃないかみたいな発言があること自体が、私はこれを読んだとき信じ

られませんでした。私がああ政務官室でお願いをし、返ってきた言葉がすぐよみがえってきました。その前の日にもお会いをしましたけども、どうも私には来てあること自体がどうも理解できないようなことであります。

そういう中、この新病院の問題につきましては、県の病院企業団のほうで物事を今進めております。私ども対馬市は6月に用地造成の予算を承認いただき、今それに向かって進めております。今のこの計画が全く微動だにしないということを私は思っておりますし、さまざまな県とのやり取りがある中で、今回、下の2病院を一つの病院にすることが上対馬病院を存続させる道でもあり、そして基幹的病院としての機能を新たな病院が作り出すことによって、対馬の全体の医療体制の構築のためには必要だというふうな判断に至ったことは、今まで皆さんに説明をしてきたとおりであります。

そういう意味において、この計画は動きません。また、県議会のほうでさまざまな動きがあつていふことが報道等で見させていただいておりますけども、このことについて、病院企業団のほうにも問い合わせをさせていただいたところでもあります。また、病院企業団のほうからはこちらにお越しになりまして報告がありました。26年10月の開院ということは全くぶれませんということで県は報告されました。私もそのとき返したんですが、これがぶれるということになったとき、私どもが8,900万予算をした部分は、最悪のときは県とこの金額でけんかをしないといけませんねという話もさせていただきました。県は、そういうことは起こりませんというふうなことで、ぶれることはありませんからというふうなお話でございましたので、さまざまなその手法については細かい変更はあるやも聞いておりますけども、26年10月に新病院をということはぶれませんというふうな報告を受けておりますので、私も全くそれについては変わっておりませんし、8,900万の予算化をした対馬市としては、それを認めるわけにはいかないというふうに思っております。

次に、耐震、校舎の分につきましては、教育長のほうから後で答弁をお願いします。

地域マネージャーの件がありました。そのリーダー、サブリーダーと地域活性化センターの配置の問題でございますけども、確かに地域マネージャーが活性化センターとその地域マネージャーの配置と勤務の場所が違うということは出てきております。これにつきましては、極力、出身の方たちがマネージャーとして入っていただき、そこで活動をしていただいておりますが、リーダーとサブリーダーをこれがある程度制約をしてしまいますと、全く人事交流ができない状況というのが、制約があまりにも多い部分が出てきます。そういう意味において、勤務の場所は違えども、十分にそのリーダー、サブリーダーの役目が、職責がこなされるように、私どもも横の連携といいますか、地域マネージャーからのサブリーダー、リーダーへの連絡等については、緊密にやるように、こちらで指導をしております。大変難しい問題でござ

ございますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

また、実はきのう、ある地域の方から電話がありました。その地域マネージャーさんが大変頑張ってくれるということで、12月10日の朝7時から出て行って、地域で頑張ってくれようとしているよという報告もありました。

そのように、地域に密につながっているそのマネージャーさんは、その地域の出身でもないんですけども、しかし、朝7時からでも出て行って、物事のお手伝い等をやりながら地域を支えていこうというふうなことで頑張ってくれているというふうな報告を受けました。大変うれしく思いました。そのようなこともリーダー、サブリーダーのほうにも報告があっているというふうにも私は理解をしております。

また、4点目の地域おこし協働隊のことでございますが、これは偶然にもけさ8時半からお客様が見えられました。総務省の方が見えられたんですけども、本当偶然なんですけど、この島おこし協働隊を管轄されている総務省の職員さんでした。私どものところは、もう皆様御存じのように、5人の外部の人に来ていただいておりますけども、昨年度が全国で95、100人未満だとおっしゃいましたけど、150人ぐらいの人が総務省の制度を使ってやっていると。そして、今年度から恐らく全国で500人ぐらいのこの協働隊のシステムを採用をし始めていると。長崎県でも、小値賀、対馬、長崎、それからもう一つがどこでしたか、採用をしておりますけども、五島ですね、対馬のこの協働隊の活動というのは特出すべきものがありますねというふうなことで、今総務省の自治財政局長の椎川さんという局長さんがいらっしゃいますけども、その方もこの協働隊のメンバーも数日前会ったりして、いろんな言葉を交わしているみたいです。

そういう意味において、この人たちが地域の人たちにいろんなすばらしい影響を与えてくれるものと思っておりますし、外の血というものが対馬にとってはどうしても必要だというふうに思っております。隔絶された島ゆえに、どうしても内向きになりがちですけども、せっかく海でつながっているんですから、多くの方と交わり、外の血を入れることによって対馬を活性化したいと思っております。

また、この制度につきましては、きょうお見えだったその方も、ずっとこの利用状況を見たときに、国としてはこの制度を広げていきたいし、また3年という一応制約があるが、4年目以降その地域に残ってもらうための手法というものを改めて今つくり出そうとしている最中ですよというふうなお話がございました。一緒に国とアイデアを出しながら、この方たちが対馬に根づいていく方法を方策を見つけ出していきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） おはようございます。まず、校舎の耐震補強工事についてでございます。

言うまでもなく、学校施設は、児童生徒などの学習、生活の場でありますので、その安全性の確保は重要であり、計画的な耐震化の推進は、もう御案内のとおりでございます。

また、東日本大震災後、文部科学省は、公立学校施設の耐震化について、平成27年度末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出して、地方自治体の取り組みを支援しております。

対馬市におきましても、国の方針を踏まえながら学校の統廃合を視野に入れ、耐震性能が低い施設、建築年度が早い施設を優先し、早期に耐震性能を満足する施設とすることを最優先に補強工事を実施していく計画としております。

建物については、財務省の定める減価償却の耐用年数があり、学校は47年となっておりますが、一つの目安として考えるものの、必ずしも建てかえをしなければならないというものではないというふうに理解をしております。また、建物は適宜補修を行いながら使用していきますので、建築環境や維持補修等、また耐震工事そのものにより、実際の耐用年数は伸びていくものと理解をしております。

雞知中学校につきましては、昭和44年3月建築の校舎があり、この校舎について耐震補強の必要がございます。耐震診断結果でもIS値が低く、早期の耐震化工事を計画しなければならないと考えております。

そのほか、耐震化工事の必要な多くの学校施設も計画的に進める必要がございます。雞知中学校の改築の計画につきましては、耐震化工事を終え、今後予定される学校統合、その他諸条件を検討して建てかえを考えていきたいと思っております。

学校施設は、将来を担う大切な児童生徒たちの命を預かる場所でございますので、安全・安心な教育活動が維持できるよう、最大限の努力をしていく所存でございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ありがとうございます。まず、市長のほうに再質問をさせていただきますが、その新病院問題につきましては理解できます。だから、今後、対馬の将来的にわたった医療体制をどうするかということで、やはり検討会で検討をされ、市長としても苦渋の選択をされたものと理解をしておりますが、やはり今この時期いろんうわさが飛び交っております。皆さんはもう御存じのとおり、市内のあちこちの民主党の看板には、3病院存続というポスターが掲示されておりますし、いろんな話の中で、私のほうにも耳に入ってまいります。中対馬病院は残るげな、いつはらも残るげな、上対馬も残るげな、それが一番いいことやね、いわゆるげなげな話が本当に飛び交っております。

やはりこれは市長としても今まで市民に対する責任不足もあるんじゃないかな、そして私たち議会議員にもやはりこの議場で議論の場が少なかったと私は反省をいたしております。

ですから、今後につきましても、この議会が後で放送されます。ですから、後もってあと2人の同僚議員が質問をされますので、また力強く、先ほどはよく声が小さかったんですが、力強く揺るがないと、揺るがないということをはっきりやはりもう明言していただきたい。将来的にこの大事な医療体制をやっぱり政争の具にはしちゃいけないと私は思いますよ。だれが次の首長になろうとも、やはり今まで検討されたものは、やっぱりよしとして、特に私が言いたいのは、国がそういう方針を決めて、先ほど市長も申されました、岡本元政務官の記事も対馬新聞に掲載されております。何でこうぶれるのかなと私は不思議でなりません。

どうかこの新病院問題につきましては、ぶれないように、そしてきめ細かな説明をしていただきたいことをお願いして、この件については、後同僚議員に譲りたいと思います。

そして、2点目の地域マネージャーの件ですが、よくそれは理解できます、市長の言う人事の面ではですね。前回、私のこのマネージャー制度について、市長の答弁をちょっと簡単に読み上げますが、「多くの全国の議会の方々が本市に先進地視察でお越しになっていただいておりますけど、この中にこのマネージャー制度というのがほとんどその視察のケースに入っております。今後どのように進めていけばいいのか、日本の民主主義が云々」と書いてありますが、私が言いたかったのは、今このマネージャー制度が機能しておれば、私はあえてこういう質問を再三いたしません。

前回言いましたように、やはり温度差があります。先ほど市民の方から電話があったということですが、それは私もいろんな対馬市の広報を見させていただいたり、いろんな地域の方からも聞いておりますが。やはりこれは市長の大きな施策でもありましたし、うまく浸透するために私はこういう苦言をしているつもりでございます。この制度に対して、私は反対とかそういう考えは持っておりませんが、やはりいかに各地域がこのマネージャーによって地域が活性化していくのか、私はやっぱりマネージャー、サブマネージャーの力が大きくそこに係ってくるんじゃないかと思っております。

前回も言いましたように、市報ではいろいろマネージャー制度の活動が毎月掲載されているようですが、私は9月にも言いました。対馬市のホームページを眺めてみますと、各地域の取り組み状況が22年の11月でとまったままでございます。私は9月にもそれは指摘したつもりです。まだいまだにそのまま更新をされておられません。

そして、この地域マネージャーの配置が、マネージャー、サブマネージャーがどういう配置になっておるかということで引っ張り出してみましたけど、これも23年の3月1日現在、この中には退職された人方もいらっしゃいます、もちろんですね。

本当に、だから、財部市長がこの地域マネージャー制度によって地域を活性化していこうとするならば、やはりこの細心の注意を払って私は市民に発信しなければいけないんじゃないかな、こう私は考えますよ。その点について、市長、私の言っていることが厳しいのか、間違っているのか、ああ、ごもつともですとか、イエスカノーか、簡単にちょっとお答え願えますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 地域マネージャーの件につきましては、私自身の制度設計と、それを伝えていく部分が不足していたのかなというふうに反省をしております。

しかし、この制度というのは、現在の情報によりますと、長崎県のほうも来年度から採用をしたいという方向も出されておるやも聞きます。

そういう意味において、先進事例であります対馬市のこの制度をしっかりと組み立てていくことが必要だというふうに私、思います。簡単にということでもございましたけども、小川議員のおっしゃられたのを言葉で言えば、イエスということになるのかなと思います。

確かに全国で初めてのことですので、職員自身も戸惑っている部分もあろうかと思っておりますけども、職員の教育という部分、その点、私が力不足なのかなというふうに反省をしております。

しかし、地域によっては、先ほど申しましたように、動いている地域はあるわけですし、この制度で喜んでいただいている地域も存在しているということを御理解をしていただき、私自身は職員教育をしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） わかりました。それは地域によってはいろいろばらつきは、まだまだそれはあると思っております。私が今言いたかったのは、その発信の仕方なんです。市長が前回言われましたように、全国からこの視察に来られて、それが地域マネージャー制度が中に入っていると言うから、やっぱり今はインターネットを見れば、すぐ全国を見れるんですよ。

ですから、さっき言いましたように、市報の中では、本部長、聞いてくださいよ。市報の中では出ているじゃないですか、地域マネージャーの活動状況が。それを何でそれは対馬市のホームページの、すぐできるでしょう、しかし、それは。活動状況は、主立った活動状況はできるじゃないですか。中には更新ができ、更新ですか、その活動がなければ、例えば、今23年の12月ですから、23年の10月現在とか、そういうやり方をしておかないと、見た人が、ありゃこれは1年間、何もこりゃ活動があつてないのかと、地域で取り組みがあつてないのかと、そう理解せざるを得ないじゃないですか。私はそれを言っているんですよ。地域によっていろいろばらつきがあるのは、それはわかります。

ですから、対馬市のホームページの発信の仕方が、さっき言いましたように、地域マネー

ヤーの配置を見たって、23年の3月1日現在、この中には退職された方々の名前もまだ載っておりますよ。そして地域の活動状況を見ましても、22年の11月現在、それから更新されて、それからとまったまま。私が言いたいのは、市報で市民に発信しているんですから、全国に向けても発信するためには、ホームページを23年の10月現在、つしま市報のときでもいいじゃないですか。それをすれば、ああ、やっているんだと、表には発信できるじゃないですか、私は市民にもわかるじゃないですか。それを言っているんですよ。私は簡単な、そんな難しいことを要求しているつもりはないんですから、本部長、よろしく、補佐官、あなた達の力にかかっていますから、この件については、次の更新を楽しみにしておきたいと思います。

それから、その島おこし協働隊の件ですが、今市長が答弁されまして、今後また検討していくということです。継続に向けてということですが、できたら、やっぱり結果によっては、やはり継続できるものは私は継続していかないと、せっかくイノシシの皮を使った皮製品、これは研修にもやっておりますね、海外まで研修にやっておりますね。

ですから、そういうことも絡めて、やはりこれ3年間の制約、1年から3年となっておりますけど、これ総務省の方針のほうでなっておりますけど、いわゆるそれが切れたときに、果たして3年間でようやく形になったものが、その研修をやった、技術を習得させた者がこの島から離れていって、私はそういう矛盾を感じましたので、ちょっと質問させていただきました。

ですから、それはまた国とのいろんな補助事業のやり方があるでしょうし、そしてまた、その技術を習得した者については、何らかの形で、その結果によっては何らかの形で対馬市に残って、その地域起こしのために貢献していただきたいなど、これはぜひまた検討してみてください。苦言を申しまして申しわけありません。これで市長部局のほうは終わります。教育長、ありがとうございました。教育長の気持ちはよく私には伝わりましたが。

ただ、ちょっと今引っかけたのは、改築、新築をめどにということですが、それはめどというのがいつになるのか、3年なのか5年なのかわかりませんが、それをめどにしながら今の校舎に耐震をかけなきゃいけない、ちょっと私は矛盾を感じるんですが、どういうふうにとらえればいいんでしょうか。それとも、あと何年か後に解体するものに、今1億か、多分耐震だけやったら1億五、六千万、巖原小学校の分が昨日出ていましたけど、1億五、六千万ですかね、規模によって違うでしょうけど、それをかけなきゃいけないんですか、それをまず確認したいと思いますが。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 半端な額ではありませんので、言われることはごもつともだと思います。

しかし、国の方針が平成27年度までに心配される校舎等については耐震補強工事をするとい

うことが出ておりますので、県もその方針で指導が入っておりますので、補助を受けながら進めていかなければならないというふうに考えております。

どうせ崩すというお言葉でございましたが、耐震補強工事をすれば、例えば強度を示す数値がISというのがございます、IS値が雞知中学校でいえば0.32ぐらいでございます。それを補強工事をすると、耐震補強工事をするかしないかの境目の0.7以上になるということがございますので、校舎等の強度そのものも増すということでもありますから、先ほどお答えをしましたのとダブリますけれども、耐用年数の47年はまたクリアができて、その先も使える。

ただし、子どもたちが安全・安心に快適にその校舎を使えるかということ、現状はなかなか厳しいものがございますので、そこら辺は改修の予算づけもしていただくように私たちも努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ちょっとよく理解ができませんね。教育委員会としたら、考え方とすれば、例えば、今、雞知中学校を例にとつて悪いですが、43年たつて、私は巖原小学校のときも言ったつもりですが、43年たつて使い勝手の悪い、そして昔の建築基準でやっていますから、教育長、雞知中学校に在籍されてよくわかつとると思いますが、水道管も中に埋設されておる、いろんなトラブルがどんどん出ております。水道管が赤さびが出る、いろんな、それちょこちょこ予算をつけてやってもらっておりますが、基本的な考え方で、教育長、いずれは、いずれといいますか、近い将来は学校のその適正配置規模の中でも雞知中学校は将来的に残る学校ですよ、それはですね。改築という考えもさっきちょっと聞いたんですが、それで改築するわけでしょう、ちょっと確認。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） もちろん、今ある各学校校舎等、そのときが来れば改築、新築をしていかなければならないと考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） わかりました。また後でよく検討してみてください。それはどういうやり方が子どもたちの教育にとって一番いいのか、教育委員会でよく検討していただきたいと思います。別に市長部局のほうに遠慮する必要はないわけですから、自分たちのやっぱり方針を出してください。せつかく答申も出て、教育要覧のほうにも、これに基づいて今後の学校の改築とかが出ていますから。私が言いたいのは、特に45年も6年もたつたところに耐震かけて、また何年かしたら、また建てかえるとか、それは無駄じゃないかなと単純に考えますよ。それはまたちょっと後で議論をしていただきたいと思います。

それで、ちょっと確認ですが、私、前回言いまして、これはまた総務部長にじゃないな、活性

化センターか、美津島活性化センターに急に振って申しわけないですが、ちょっと学校関係の駐車場の件は、その後どうなりました、今、私が見ましたら、土建業者に貸しているところは更地になっていますが、現在どのように、私はあのときお願いをして、学校の駐車場用地として、教育長もお願いしましたし、その後どうなりましたか、申しわけないですが、通告しておりませんが、関連で、もしよろしければ、現況をお願いします。

○議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、主藤繁明君。

○美津島地域活性化センター部長（主藤 繁明君） 現在のケーブルテレビの裏側の件だと思います。この件につきましては、現在ケーブルテレビ、それと星野建設さんに12月まで道路側のほうを貸しております。

それで、教育委員会のほうとも協議をしまして、学校の駐車場用地として活用できないか、今検討をしているところで、前向きに考えて対処したいと考えております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 前向きに早急をお願いします。よろしくお願ひしときたいと思います。

そして、教育長、ちょっと後戻りしますが、さっきの校舎等の、ちょっと言い忘れておりましたけど、私は雞知中学校の改築、新築に向けて取り組んでいただきたいという気持ちがありましたので、前々回でしたか、ちょっと触れておりましたが、その公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が今年の10月1日から施行されておまして、何しろ国内産、特に公共施設には地元の木材を使ってくださいよというふうな法律が、国内産が出まして、対馬市も比田勝部長のほうで努力されて、その基本方針がつけられておりますね。県もつくっておりますし、例えば、公共幼稚園とか学校とか、そういうものについては、できる限り地元の木材を使ってくださいというふうな、市長部局のほうでもつくっておりますので、来年、きのうのあれでは、幼稚園の建設も何年後に計画されておりますので、やはりそういう園児といいますか、園児にやさしい対馬の木材を使った園舎といいますか、そういうものをぜひ今後基本設計の中には私は入っていただきたいと考えておりますし、そして校舎につきましても、そういうものをつくっていただきたいと思っております。比田勝部長のほうには前もって指摘はしておりましたけど、この件につきましても変更方、あえてこの場では申しませんが、よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

あと2分残しましたが、私の質問を終わりますが、市長、どうぞ病院問題については、くれぐれも市民に今の気持ちを発信をしてください。そして、これはもう終わらしましょ、病院問題についてはですね。後もって協本議員も質問されます。そして地元の松本議員も、統合後のいろんな対馬市の施策について質問する予定でございますので、また改めてそのときは力強く発信し

てください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、17番、小川廣康君の一般質問は終わりました。

.....

○議長（作元 義文君） しばらく休憩します。開会を11時10分から始めます。

午前10時51分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） おはようございます。会派清風会の脇本です。今回は新病院建設問題の1点に絞って質問します。

質問通告後に統合新病院建設阻止を訴えるチラシが複数配布されています。今や就職活動自己PRの定石となった結論を先に述べるコンクルージョン・ファーストの方式で行きたいと思えます。

まず、この内容について、私見を述べて私の立場を明確にしますので、市長の見解を求めます。

①統合新病院建設計画撤回、すなわち、新病院を建たなくすることは、対馬の医療そのものを成り立たなくすることに直結しかねず、到底容認できません。

建設計画撤回を掲げた方が市長となり、過疎債発行の棚上げなどを行えば、簡単に計画は撤回できます。しかし、病院企業団との信頼関係は崩壊し、医師の引き上げ等危機的状況を招くことは想像に難くありません。

②3病院すべての存続は、大変危険な選択であり、統合新病院を建設すべきです。野田総理が言う、持続可能な社会保障制度の確立とは、社会保障費削減が前提であり、選挙後にはさらなる医療費削減が必ず提案されます。マニフェストを簡単に撤回するような朝令暮改政権ですから、平成21年度から緩和された不採算地区病院に対する特別交付税の交付要件が強化され、いつ特別交付税の適用対象外病院にされても不思議ではありません。

③中対馬病院の新築は不可能に近いでしょう。新病院建設計画の撤回は市長の権限内です。しかし、中対馬病院の新築計画に関しては、病院企業団企業長の権限です。財源が確保できない限り、企業長は中対馬病院の新築計画を提案できないでしょう。東日本大震災の復興予算が優先される中、今回の臨時特例交付金のようなばらまき予算は近い将来には期待できません。

また、連立政権の延命策に端を発したとはいえ、国策に沿った新病院建設計画を撤回した自治体が新たに要望する病院新築計画を、国、特に霞ヶ関が了承するとはまず考えられないでしょう。

しかも、現在の中対馬病院建設地は、軟弱地盤ゆえに耐震基準を満たすには莫大な基礎工事費用が必要となることもつけ加えておきます。

次に、新病院建設に至った大まかな流れを整理します。

対馬地域医療等対策検討委員会から、将来的には対馬の医療をしっかりと考慮した新病院の建設が必要との報告がされた半年後、国から全国的に病院建設費等の支援を目的とした臨時特例交付金が通知されました。病院企業団と対馬市で検討した結果、この特例交付金を活用して下2病院を統合する新病院建設計画が提案され、市議会も了承しました。新病院建設予定地に関する説明会を経て、3月市議会で市長から建設地をグリーンピアに決定する発表がありました。

しかし、建設地決定後も新病院建設に反対する運動がいまだに起こっています。その大きな要因は、新病院建設に至った経緯や建設の必要性に関する説明不足にあると思われます。説明不足の責任は、市長や病院企業団にあります。市議会議員にも責任の一端があったことは真摯に受けとめなければなりません。反省を込めて一般質問の場をお借りして、少し長くなりますが、これから約10分間かけて市民の皆様にご説明をさせていただきます。

まず、県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会設立までさかのぼります。国の医療保険財政が逼迫し、地方に自治体病院運営形態の早期見直しを求めている時期に、Aのあり方検討懇話会報告書の答申がなされます。答申を受けて、関係市町会議と長崎県議会が開催され、答申どおり入院機能を集約することと、県と5市1町で病院企業団を設立することが表明されました。

続いて、国は、骨太の方針2007に沿った社会保障費削減を図るため、Bの公立病院改革ガイドラインを総務省から通知させ、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを県が主体となり、関係自治体と共同で計画を策定し、実施するよう求めました。

これに対して、民主党と社民党からなる県議会会派改革21が住民説明会を、6月28日、上対馬、6月29日、美津島で開催し、病院機能の低下、医療従事者の失業、地元経済の地盤沈下等への不満や不安の声が市民から多く上がりました。

私見ですが、当初県は、Bのガイドラインに沿う形で再編ネットワーク化と経営形態の見直しを同時並行的に進めていましたが、地元の強い反対が予想され、平成20年7月ごろから経営形態の見直しに絞って先行実施をする方針に変更したと思われます。

このような経過をたどって、9月の対馬市議会に経営形態の見直しに関する離島医療圏組合解散、病院企業団設立等が提案されました。このときも議会や市民への事前の説明不足が批判されています。また、病院共同体の管理者が市長から、企業長になれば地元の意見が反映されにくくなるとの懸念から、厚生常任委員会では否決されました。しかし、企業団に参加しなければ将来対馬市単独で医療を担うこととなり、デメリットのほうが大きいとして本会議では逆転可決されました。

その後、関係自治体の議決を経て、平成21年4月1日に県病院企業団が発足しました。また、Bのガイドライン通知を受けて、Cの対馬地域医療対策検討委員会報告書では、医師の確保、中対馬病院の老朽化、過重な勤務環境の改善、不採算地区病院の特別交付税の要件確保などを踏まえて、中対馬、いづはら2病院の入院機能の集約化は近い将来必要、将来的には対馬の医療をしっかりと考慮した新病院の建設が必要という今後のあり方に関する報告がなされました。

新病院の建設の必要性を認識しつつも、財源に苦慮していた折、総選挙前に、当時の与党・自民党と公明党が病院建設費の支援策として、Dの平成21年度地域医療再生臨時特例交付金の交付についてを厚生労働省から6月に通知させ、対馬市の場合は30億円程度の支援が見込まれていました。8月中旬に迫った申請締め切りに対応するため、対馬市は病院企業団と協議を早急に開始しました。7月末の臨時市議会で、この特例交付金を活用して、いづはらと中対馬の2病院を統合した新病院の建設に取り組むことの市長提案を議会も承認し、その後の政権交代の影響が心配される中、病院企業団を通じて統合新病院建設事業案を県に提出しました。

やはり政権交代は、Eの臨時特例交付金の執行一部停止の厚生労働省通知や、Fの臨時特例交付金決定通知等の悪影響を及ぼし、最終的な新病院建設関連の交付金は20億円まで減額されました。しかし、国や地方財政状況の悪化が予想される中、この機会を逃せばこの先新病院建設はますます困難になるとの結論に達し、特例交付金は減額されたものの、新病院建設計画続行を市議会で改めて承認しました。

ことしの1月から建設候補予定地の説明会が開催され、厳原会場で要望されたアンケートを実施し、その結果も踏まえて、3月市議会で市長が建設場所を発表しました。

ここまでは福祉保健部とも確認済みですから、答弁は必要ありません。長くなりましたが、ここからやっとならぬ質問に入ります。

新病院が開院すると、より多くの医師で当直を交代でき、過重な勤務環境が改善されます。さらに、新たな専門診療科目の資格取得には、その科目ごとに複数名の指導医が必要です。いづはらと中対馬に各1名ずつ指導医がいても要件未達ですが、統合新病院で複数名の指導医が確保できれば、特に若い医師を確保しやすくなるというメリットが生じます。この例のように、新病院建設の目的とメリットについて、具体的に例示して答弁を求めます。

次に、新統合病院、上対馬病院の2病院と診療所の機能分担と連携強化に関して、島内医療機関間、島外医療機関間について、おのおの端的に答弁を求めます。

上対馬病院は、11月から待望の整形外科医が常駐していただき、「夜明け前に並ばなくてもよくなり、ありがたい」「親切な先生で、診てもらう時間もふえて安心でき、心強い」といった喜びの声を多くの患者様からいただいております。新病院における医療従事者の安定的確保に向けた取り組み状況について、公舎整備も含めて答弁を求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 脇本議員の御質問に答えさせていただきます。

フリップでずっと説明をしていただきました。その写しを先ほどいただきましたが、今いろいろ説明がありました。この新病院建設に至るまでの経過については、脇本議員のおっしゃるとおりであります。全く間違いはないんじゃないかというふうに思って聞いておりました。

確かに3病院残ることが最も望ましいことなのかもしれません。しかし、今のこの公立病院の状況、医療の政策環境等々を考えますと、3病院が残っていくことは不可能だというような思いでおりますし、この20年12月に対馬内の医療対策検討委員会でしたか、のほうから答申をいただきました。3病院の医療従事者の方々が中心となって作り上げられた、これは答申です。医療そのものに私どもは、当然先生方と比べれば見識は浅うございます。そういう中、医療従事者が今の状況をしっかりとらえて、約2年以上にわたって協議をなされた結果でございます。それを、その答申というのは、3病院では生き残っていけない、対馬の医療体制を守ることは不可能だと、それを私どもは遵守していくということであります。

また、この基金事業でございますが、基金事業が始まった段階においては、25年度に病院事業に用地取得でもいいんだけど、その着手をするということが条件でございました。そういう中、時間的に市民の皆さんと協議を重ねることが可能だという思いで21年の7月の末に臨時会を開催しまして、皆様に協議をさせていただいたところです。そして、その年の10月に県が厚労省に対し計画を出し、そのときは、先ほどおっしゃられましたように、54億近い金額で上げられておりました。そして、その直前に政権が交代になり、翌年の1月の末に20億2,000万程度ですかね、それに減額される中でこの計画は認められたものであります。

私は、3病院存続というお話は今ちまたでよく聞きますけども、この2病院にしていく案を認定したのは、今の政権与党になってから四、五カ月たった後でございます。そして当初、県の企業団が出した53億何千万という計画を削減して20億円に落とされたのも、今の政権与党です。

そういう中、今の政権与党の先生方々が、その自分たちが認めた計画というものを否定されること自体が不思議でなりません。真に対馬の医療体制を守っていくためには、医師確保ということがとても重要です。先月の12日に私は、ある地域のお祭りで偶然ある病院のお医者様と話す機会がありました。その方がおっしゃられたことを皆様に伝えたいと思います。

「私たち医者は、金銭云々ではなく、真に対馬の医療をどう守っていくか、その使命感を最優先に仕事をしているんだ」、その言葉を聞き、私は大変感銘を受けました。過重な労働環境、32時間を超える連続勤務、それをやっていけるのは金銭ではない、使命感なんだと、そういう

ふうに訴えられました。

そういう意味において、平成16年でしたか、14年ですかね、研修医制度が導入されて以来、現にことしの4月もいづはら病院は4名の医者が減です。1診療科のお医者様をふやすこと、これでないと若い医者は研修ができないということで、どの病院にも来ません。皆さん御存じのように、大学医局に残る医者がいなくなった。研修医自由になって、医局の縛りというのがなくなり、医局から派遣されていた公立病院の先生方がすべて引き上げられている状況です。

そういう医療政策を考えますと、現在の3病院のままで存続できるとは到底私も考えられません。ただ、決定までの間に25年着手という基本方針が、22年の2月になって、翌年の2月に、26年までに基金の精算をしなければいけないというお話が降ってきました。そのときに私は、それでは到底不可能だと、住民に伝える時間さえもないと申しました。

しかし、そのままこの基金事業の制度にのっかかるしか対馬の医療を守ることは不可能だというふうな判断をあえてまたして、そのまま、そして今に至ったわけですが、その間、市民の皆様への周知というものが大変少なかったというふうに反省をしております。

この12月の市報に、病院企業団が新たな病院の基本設計ができ上がったことを告知する折り込みを入れるというふうな報告も聞いております。先ほどの小川議員の質問もありましたが、この病院の問題については、県の病院企業団も26年10月開院をずらす気は全くないということで、お互いの考えを統一しているところです。ぶれることなく、この問題については進んでいきたいと思っております。

質問がありました内容でございますが、建設のメリットというもの等につきましては、今の説明でわかっていただけたかなというふうにも思っております。

次の機能分担、病院間もしくは島外医療機関間との問題でございますけども、これにつきましては、当然のことながら、今も島外の病院とも連携をして物事を進めております。こちらのほうからホワイトボードを使って福岡の民間病院との連携もされております。そのような連携というものは密に今現在も行ってありますが、今後行うというふうな返事をいただいております。

そういうところでまずもってよろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 先ほど小川議員のほうからも、議員としても反省すべきところがあったという言葉がありました。今回も市長のほうからも、市民にお知らせするのは不足していたんじゃないかという真摯な反省の言葉をいただきました。私もそういうふうに思います。今回こういう形でお知らせすることはできましたが、まだまだ周知できていないところがあります。周知の徹底をよろしく願いたいと思います。

それから、先ほど、最初のこの1番目の質問についてなんですが、今の件に関しては、目的とメリットについて、それから島内医療機関、次の島外医療機関との関係については簡単に説明がありましたけど、私はやはり飛ばしたところがありまして、ここに説明をお願いしたいと思うんですが、このBの公的病院改革ガイドラインで公的医療機関の果たすべき役割というのが書かれています。その中で地域に必要な医療のうち、採算性の面から、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することとつたわれております。山間へき地・離島などが具体例として真っ先に挙げられています。その財源を担保すべく公立病院が、その役割を果たすためにやむを得ず不採算となる部分においては、繰り出し基準に基づき支出される一般会計等からの負担金等によって賄われることが法的に認められています。

最近、対馬新聞に、対馬の3公立病院は経常黒字と言うが、市からの繰り出し金を差し引いた医療収支は赤字であり、本来赤字経営だという趣旨の寄稿がありました。医療収支の黒字化を優先するあまり、公的医療機関の果たすべき役割の放棄を誘発しかねない主張だと思います。安定経営に向けた取り組みと公立医療機関の果たすべき役割、確保のバランスについて、市長の見解を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられました公立病院の、要するに使命ということ、そして法的にもそこには財源赤字分について担保されているというお話、確かに私も憲法で守られている部分でそれをうたっていただくのは当然だというふうに思います。

ただし、だから、赤字を容認しているというわけではなくて、赤字を極力減らすのは当然だということだと私は思っております。繰り出し基準は確かにあります。そういう基準の中で物事が組み立てられ、そして特別交付税のほうで担保されるというふうな流れでありますけども、それが、幾らまでいいのかというふうなことは、当然書かれてないと思っております。やはり赤字をたくさん出すことは極力改めていくためにも、私どもは企業団には努力をしてほしいという願いをするのは当然だと思っております。

そういう意味において、公立病院は存続するための制度もありますが、赤字は極力抑える。そして、今の不採算地区病院の補助金を受けて、確かに上対馬病院と中対馬病院それぞれ補助金が交付されております。それも先ほど脇本議員がおっしゃられたように、いつまでこの制度がここでは担保されているとはいえ、継続されるのか、もしくは交付要件の見直しということがいつ降りかかってくるかわからないような脆弱な制度だというふうに私は感じております。

そういう意味において、公立病院の経営を安定化させることが対馬の市民の方を医療難民にさせないことにつながるものと考えておりますので、どうかそういう意味において、公立病院の役割と経営のあり方というものについては御理解をいただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 私も今、市長の答弁されたとおりだと思います。公的病院、私たち国民は皆保険で医療保険を払っているんです。それが保険料は払うけれども、医療が受けられない、これは国家的な詐欺になりかねません。そうです、民間企業では考えられないことです。介護保険に関しても、それは言えると思います。しかし、その環境を整える責任は地元自治体にも十分あります。しっかりその環境を整えていただけるよう要望いたします。

それから、先ほどの特別交付税の交付要件についてですが、くどいようですが、今回の要件緩和は、強引に市町村合併を推進し、成果を上げてきた総務省に対する財務省からの褒美みたいなものなんじゃないかと思います。合併させておきながら、3つあったところでは3つとも残しといていいよ、合併したんだから一つにきなさい、こんなめちゃくちゃなことはありません。この合併自治体に対する、不満に対するガス抜き措置、こういうものであったかと思います。それも時間がたてば、先ほど市長も私を同意していただいたように、いつこの要件が強化されて除外されるかわかりません。今のうちに当然この統合病院は建設すべきだと、もう一度訴えておきます。

商売人も政治家も信用が第一です。確かに民主党が掲げる改革も必要です。しかし、拙速な、そして強引な改革は、政府に対する国民の信用を揺らがせます。

余談ですが、核のごみ最終処分場受け入れ問題で京大の小出裕章先生に来島していただき、講演してもらった際に、誘致推進派から、国は安全と言っている、国家を信用せず、何を信用するのかという主張があり、小出先生は、国家ほど信用できないものはないと答えられたことが思い出されます。

さて、最後に、このことについて何か御意見があればお聞かせください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどから申し上げますように、3病院が存続をしていくことは不可能な状況に陥っているというふうには私は思います。特別交付税の問題について見解を述べられましたけれども、議員がおっしゃられるような、この繰り出し基準の改定、交付要件の見直しには、そのような意味合いも含まれているのかなというふうにも感じております。

対馬において、この病院をどのように組み立てていくか、上対馬の病院、これを残すためにも2病院にしなくてはならないという部分もあります。そのことを市民の皆様も御理解をいただきたいと思ひますし、それぞれの地域が痛み分けをしないと成り立たない時代が来ているというふうにも思ひます。

そういう意味で、3月18日、苦渋の選択となりました。しかし、先ほど申しますように、対馬の皆さんを医療難民にするわけにはいきません。そういう意味において判断をさせていただいたことを市民の皆さんが理解していただきたいなと思ひております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 今日はほとんど同じような意見でありがたいなと思っております。

さて、最後に、昨今、消費税や社会保障費削減等の、選挙にとってはマイナスになるような政策が、それこそ待ったなしの状況になっています。これらの政策のように、市民から批判があっても執行する必要がある事業については、安易に先送りするのではなく、トップの決断と実行が求められます。

つまり、よりよい市政の実現には、選挙受けをねらった大衆迎合政治、いわゆるポピュリズムからの脱却が必要です。従来の選挙では、利益をいかに分配するかが争点でした。しかし、右肩上がりの経済状況が終わって久しい今日では、負担をどのように分担していくかが争点に変わり始めています。

私は、自身の市議会選挙前に配布したこの「対馬未来予想図、近未来予想図」というチラシで、「負担と達成感を分かち合う覚悟が必要です」と市民に訴えて初当選させていただきました。多くの市民の幸福を達成するために、不利益をこうむる方々に対して、不利益を負担することを納得いただける説明を果たすこと、さらには、負担を軽減する手当てを提示し、なおかつ実行することが求められます。そのことに関しては、午後から松本議員が巖原市街地の空洞化対策等を質問されるようですから、答弁を期待して聞きたいと思います。

時間10分余りましたが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、1番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 昼食休憩のため1時から開会いたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 市民の声を活かす、市民の市政をモットーに頑張っております10番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間は50分でございますので、よろしく願いをいたします。

どうでしょうか、この世界の動き、ヨーロッパでは大変なことが起きておるようでございます。ユーロ圏のギリシャ、イタリアなどの国が破産をするんじゃないか、倒産するんじゃないかと、債務不履行、デフォルトに陥っている状況でございます。その責任をとるがごとくに、各首相た

ちが辞職をしております。これは2008年のリーマン・ショック以来の大変な危機に直面をしておる状況でございます。

この我が日本はどうか、また、これも大変なことが発生をしております。さきの11月の27日、まさに大阪秋の陣、大阪府知事選と大阪市長選のダブル選挙がございました。2期目を目指す現職の平松現市長と大阪維新の会が推す前知事の橋下候補の実質的な一騎打ちでございました。そして橋下候補が現職を20万票以上という差で圧勝をしたわけでございます。

よく考えてみますと、なぜ圧勝をしたのかと考えてみますと、この現職の市長、平松市長ですね、この方はその市自体のビジョンがなかなか見えない、曇ってなかなか見えない。それに対して橋下候補は、大阪都構想というものを立ち上げて、論点が非常にはっきりしている。やはりそういう点から考えると、平松現市長の惨敗は当然のことだというふうに思われます。

そして、この当選された橋下、今市長じゃございませんけども、市長になられる方は、この対馬市とはなかなか縁が深い。たしかあれは2年前でございましたか、定額給付金のときに、テレビのインタビューで、そのときは知事でございますから、のインタビューで、対馬市の定額給付金の差し押さえについて、対馬市のその政策は愚作であるという一蹴を受けたわけでございます。それによって、いいか悪いか知りませんが、この対馬は全国の津々浦々まで名前が行き届いたわけでございます。

それについて、市長のほうが、私が前回の一般質問のときにそのお話をしたときに、大阪府の職員からメールをいただいたんだと。そして、その内容というのが、最高の施策ですという評価をいただいたんだということで胸を張っておられました、うぬぼれもそこまで来ると目を覆いたくなるような状況でございます。

そして、この財部市長の4年間、これをどう評価するか、私なりにこの愚直な頭でいろいろと考えてみたんですが、よく12月の中ほどに、皆さん御案内のとおり、京都の清水寺がございまして。あそこに畳一畳ぐらゐの用紙に貫主さんがその世相をうたった字を、大きい字で一筆書くんですね。もうしばらくしたら書かれると思うんですが、私、ああ、これだなと思ひまして、じゃこの4年間の財部市政の評価をどう考えるかということで、ない頭を絞りに絞って考えたんですが、漢字一字「無」です。私をはじめ、市民のたくさんの方々が大変な期待をしておられました。この4年間が無駄ではなかったのか、4年間の無駄の「無」、この一字に尽きるんじゃないかなと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

それと、今回、財部市政の4年間を振り返るわけですけども、市民の方からもいろいろと意見をいただいております。何点か紹介をさせていただきたいと思ひますけども、これは、上の方なんですけども、こう言っておられます。「4年前は財部市政誕生のために選挙活動などで力いっぱい頑張ったが、あれは一体何だったのか、仕事もないので島を出ようと思う、企業誘致もだめ

だったので」というふうな話もお聞きしました。

そして次の方、これは下の方でございますが、これは1回紹介した人でもございます。「市長、副市長、すべて役場上がり、仲よしクラブ、市政の改革を期待していたが、残念でなりません。期待した私が間違っていました」というふうな声もいただいております。

そして、3人目ですけどね、これも下の方でございます。「財部市政は一体何だったのか、財政が苦しいと言いながら、職員給与カットを取りやめた、市職員のための市政だったのか」と、非常に厳しい意見もいただいております。

これが最後ですけども、これも下の方でございます。「対馬の中心は、宗家時代から府中厳原の町だった。なぜ新病院が美津島町なのか、どう考えても納得がいかない。それが4年間の成果なのか」というふうな意見もいただいております。

では、さきに通告しておりました2点について、まず1点が選挙公約について、そして2点目が、東日本大震災の復興支援について、この2点について市政一般質問をさせていただきます。

まず、この選挙公約でございますが、確かに4年ほど前のときには、あれもやりますよ、これもやりますよと、私に任せてくださいというふうな声を聞きました。特に市民が期待しておりましたこの企業誘致、これについては市長さんは当初、100人規模とかそういうものよりも、やはり第1次産業に根をおろした農林水産業の関係の企業の誘致と、10人でもいいじゃないか、20人でもいいじゃないかと、そういう小さい規模の誘致をやるというふうなお話もしておりましたが、実際この時期に及んで企業誘致はされてないわけでございますから、さきの議会のと きにも、市長さんのほうからは、公約違反だというふうな、企業誘致についてはそういうふうな話もされました。ただそれだけで終わっていいのか、どう考えておるのかというのがまず第1点のことです。

そして2点目が、東日本大震災の復興支援についてでございますが、私どもの会派で10月の中旬ごろでした、岩手県の陸前高田市、それと大船渡市を見てまいりました。私どもが見る被災地というのは、いつもテレビで小さい画面でしか見れないわけですが、しかし、現地に行くとすごいですよ。これは行ってみらんとわからんとですけども、海岸べたから、特に高田市なんかは海岸べたから山のすそまで、当時はいっぱい家があったそうです。それが何もないんですよ。あるのは、建物の基礎と、そして、えぐりかえった道路だけなんです。これだけは実際に見てみないとわかりません、映像だけでは。私もそこに参ったんですが、そこに行ったときに、ああ、対馬市としても何かできることがあるんじゃないかと、何かしなければならぬというふうな感覚にすべての方がなると思います。そして今回は予算といいますか、国のほうが国家公務員の給与を7.8%カットして約3,000億、これを2年間やろうということで、今まだ決定はしておりませんが、今国会のほうで審議中でございます。

ならば、よく事業でもそうですし、国に従うのが各市町村でございますので、これは国のほうに従って7.8%カットをして、そして、あの悲惨な被災を受けた、本当にすごいあの町に支援として行うことができるんじゃないかと。既に職員の5%カットも終わっておるわけでございますから、せめて1年でもいいじゃないですか、そのカットした分を被災地の市町村に支援としてやるべきだと思いますが、いかがでありますでしょうか、その2点を。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の御質問に答えさせていただきます。

前半、欧州情勢から始まって、倒産間近の国が生まれ、首脳の方々が辞職に追い込まれているというお話がありました。

倒産させてはいけないという思いでこの3年半を私自身過ごしてきたつもりであります。そういう中、借金まみれの市政を、この体質を改善しなくてはいけないということを私は公約の1番にかざしていたつもりです。もう小宮議員は捨ててあるかもしれませんが、このてのやつでございませう。これで借金体質からの改善ということを大きく打ち出しております。財政の改革に取り組まなくては対馬はいけないんですというようなことを言ってきました。企業誘致、これについても、この中には書いております。今、小宮議員がおっしゃられたような方向性の中で小規模の企業誘致を行っていききたいというようなことで、私どもも担当職員も一生懸命動いてきたところであります。

しかし、現下の経済情勢の中でそれがままたまならなかった、その経済の見通しについて、私は自分の勉強不足、予見できなかったことについては、市民の皆さんに謝らなくてはいけないというふうな趣旨の発言をさせていただいたところであります。

ただ謝るだけでよいのかというふうな意味もありましたが、その点に関しましては、世界中の経済学者も、このような状況に世界中が陥ることが予見できなかったこともあるわけですし、予見できなかった私を責められる分は一向に構いませんけれども、私を含め、皆さん、それは同じじゃないかというふうに思っております。

また、この4年間で「無」だというふうにおっしゃられました。清水寺の貫主が「無」を書くだらうというふうな趣旨のことでもございましたが、大変ありがたい言葉だと私は思います。無の境地になって、立って物事をきちんと組み立てていくことがすごく大切なんではないかというふうに思います。私がこれから先、市政をあげる上においても、そのことを肝に銘じていきたいというふうに思います。

また、2点目の国家公務員が7.8%の給与の削減をしようとしている。今の新聞報道では、恐らくこの臨時国会ではならんだらうというふうな評論も出ております。そのときは人事院勧告のほうを国家公務員は上げていません。マイナスの人事院勧告は上げず、またマイナス7.8%

この削減案も通らないということになったとき、地方公務員だけが人事院勧告でマイナスになるというふうなことが起こるわけです。今の臨時国会の状況というのを大変私は興味深く今見ているところです。もしそのようなことが起こった場合、私どもも市長会として、国に対してきちんと物を申す用意があります。

また、国同様、7.8%仮にそういう率で自治体も削減をし、それをあの悲惨な被災地の復興支援に充てるべきではないかというふうな御質問ですが、これにつきましては、5月以降、私どもの職員も事務職の人も、そして今、技術職の人も、そして保健師の人も、計たしか32名だったと思いますが、あの場所に行って業務をこなしております。技術職の職員に至っては、2カ月という長丁場の業務を請け負っております。また、1月以降もその業務に別の人が携わる予定です。ほかの市町村、長崎県の中でもすべてが行っているわけではありません。私ども対馬市は、この人を送り出すこと、これについてはしっかり取り組んでいこうということで、途切れることなく対馬市民のあの場所に対する思いを届けるためにも、この業務を職員みんなで頑張っって補いながらやっていこうじゃないかということで取り組んでおるところです。

7.8%の国家公務員の削減という、これはあくまでも復興予算を捻出するために苦肉の策として打ち出されたものであります。片や協約締結権を剥奪された公務員が、人事院勧告というものがあながら、それをのまず7.8に走り、それがもしこの臨時国会で流れるということになったとき、それはすべてを否定したことになるのではないかというふうな、9日までの会期末の状況をきちんと見てから、こちらも物を申していきたいというふうに思っております。

あの場所の被災状況というのは、私を含め、職員も、先ほど言いました32名のほかに、住民の方も自分で足を運んで報告をいただいております。みんながあの地をどうかしてあげたいという思いは持っております。今、私どもにやれることは、人を派遣して、そして声をかけ、そしてあの地に活力を与えるために人を送り込むことだと思います。金を送り込んで、なかなか使う場所さえもないようなことです。公共事業に関しましては、国がしっかりと十何兆円という予算の中で組み立てをするということになっております。そのまたしわ寄せというのは、当然あの土地以外の日本中にそれはあります。私どもの通常の公共事業に関しましても、そのしわ寄せで減があります。そういうことで痛み分けをしているというふうな御理解もいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） では、この第1点の選挙公約から行きたいと思うんですが、市長が就任したときの6月議会に、私が放射能の問題、俗にNUMOなんですが、この問題でお尋ねをしたときに、こんなふうに答えておられるんですよ。原子力利用計画もしくは原発設置の時

点で、破棄処分があわせて論議をされていないと、もしくは国民に知らせてなかったことについて、私は国策として間違っているのではないかというふうな質問をされておられます。なぜこれを言うかと言いますと、その選挙の公約の、小さい企業の誘致を口にするということは、ある程度の計画的なものがなければ人は口にしないわけですから、その計画的なものはあったのかなかったのか。ただ抽象的な表現に終わったのか、それを公約としたのか、それはどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私はそのときは新人の候補であります。そのような当てがあったのかというふうなお話ですが、当然私では持ち合わせてはおりませんでした。

だから、対馬が生き残っていくため、この対馬の資源を有効に活用しながら、後で対馬の人が誘致企業が撤退した仮に後にでも技術が残る方法としては、この農林水産業による企業誘致、小規模な企業誘致が必要だという思いで、それについては資源が豊富にありますから、対馬は、だから誘致は可能だというふうな見通しで私は公約の中に挙げさせていただいた次第です。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） じゃそのときはその具体的なものはなかったということですよ、（「企業はですね」と呼ぶ者あり）企業はですね。

しかし、就任した当初、これによると、原子の火がついたときに、既にその処分も考えておかなければならないということは、今の発言と矛盾するんですが、公約というのは、やはりある程度の具体性がある初めて公約として生きてくるわけですよ。それが公約なんですよ。

そういった意味からすると、当初からそういう具体性はなかったのに公約をしたということは、市民を欺く行為になるんじゃないんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） では、逆にお聞きしたいのですが、先ほどから。（「議長、私が質問者ですよ」と呼ぶ者あり）私が私に対しておっしゃってあります前大阪府知事の大阪都構想、細部にわたるまでの組み立てを読まれたことはありますか。私はないと思っております。（「議長、私が質問者です」と呼ぶ者あり）そういう意味において、一つの方向性を打ち出す、そして、それに向かって走り出すことを公約として挙げることは何ら問題はないと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 議長、私が質問者ですからね、反問権は与えてないんですよ。そうすると、ただの雑談になってしまうじゃないですか。その辺はよく注意してくださいよ。注意してください、先に。

○議長（作元 義文君） はい。答弁は、答えを出して答弁してください。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） では、お聞きしますがね、この企業誘致にかかった今までの経

費、これはどのくらいあるんですかね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりの金額につきましては、担当のほうから答えさせます。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 市長が就任されました20年度から本年度、23年まだ年度途中でございますけども、約890万ぐらい、主として旅費でございますけども、経費を使っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 890万も使ったんですね。それで成果がなかなか見えなかったわけですね。すごいですよ、890万と言えば。

それと、ちょっとお尋ねしますが、この対馬市というのは、登記簿上は法人なんですけれども、市長というのは、法人格の最高経営責任者、俗に言うCEOなんです、そういうふうな認識でよろしいんですか、先にそれを。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） オーナーという感覚は持っておりません。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 最高責任者であることは間違いありませんよね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 最後の意思決定をする立場にあることは、当然承知しております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この責任者というのは、例えばこの企業誘致一つとってもそうですけど、まず、経営者としてやるべきことは、市場経済において、原理原則に基づいて、その本質をつかむのが責任者の務めなんです。

じゃお尋ねしますが、この企業誘致の原理原則は何をもって組み立てられたのか、それを一つ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 企業誘致の原理原則は何なのかと。当然、私どものこの対馬の中で雇用を創出するためのことであり、また対馬の中の資源というものが有効に活用されることを願って、そのような企業誘致を行っていくものというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） まず、先ほど私、どうして組み立てるのかということですけども、組み立てがなかったんでしょう。例えばですよ、さっき言われたように、経済の動向は見え

なかったんだと、それはそういうこともあるでしょう、こういう状況ですから。ただ、じゃ原理原則はどうか、企業誘致というのはどういう分野でやっていくのか、どの分野をどう攻めていくのか、そのためにはどういう組織でやっていくのかということが原理原則になるんですよ、企業誘致、何でもそうですけども。ということは、今のこのメンバーでこの企業誘致ができると最初から思ってたんですか、このメンバーで。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このメンバーでということですが、どのメンバーかわかりませんが、今、私のこの近辺におります理事者と一緒にできるものというふうには思っていました。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 皆さん、副市長も含めてそうですが、もう全部役場上がりの方ばかりですよ。企業誘致は、やはり人と人の接点をたくさん持っていかなければいけないんですよ。ということは、私は、だれが見ても、やはり外部から新しい者を入れて、そしてその人に企業誘致ならそれを任せると、そういうふうにしなれば、ただ単に900万ほど使って、あっちに行ったりこっちに行ったり、そういうことじゃ企業誘致はできないんですよ。先ほど申しましたように、人と人とのつながりがまず企業の誘致なんですよ。

そういった意味では、このメンバーで、市民の方は思っていると思いますよ、企業誘致なんてできませんよ、そんなもん。外部から入れてやらんといかんと思うんですが。長崎県もそうですけど、金子知事的时候には、企業誘致とか、いろいろな分野を、推進本部長を3名外部から入れたりしとるんですよ。この長崎県がこういうふうにして外部から入れた者について、どのような評価をしておられますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まずもって、長崎県の評価は別としまして、外部の人というお話がございました。前任の市長におきまして、外部の人が入ってきたこともございますが、そのときもやはり実績というものは上がらなかったということもあります。

そういう意味において、今、私どもは島外の方々とさまざまなネットワークの中で物事を組み立てております。対馬出身者の方、そういう方との意見交換、情報交換もしております。ありとあらゆるネットワークを使いながらやっておるところであります。

次に、長崎県の外部の人を入れられたことにつきましては、私自身はお三方ですかね、お三方ですか、（「3人やね」と呼ぶ者あり）ですね、そのうちのお二人の方とはお会いし、話をさせていただいておりますけども、今までのノウハウを行政の中に落とし込むことに努力をされているというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） なぜ県がそうしたかと言うと、やはりそういう業界に通じる者、顔が広い者、そりゃ市長は広いでしょうけど、津々浦々までわからん人間はおらんわけですから。やはり外部の者を入れて、そしてすると、それしか方法はないと思いますよ。それをしなかったわけですから、当初から外部の者を入れるということも考えなかったんですか、組織づくりの中で。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどの答弁の中で申しましたように、外部の人を入れて二、三年間された対馬市も。ところが、実績が上がらなかったということ、事実もございます。そういうのを踏まえ、改めて物事の組み立てをしていく必要があると思って、今、私どもは取り組んでおるところです。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 基本的な考えは違うんでしょうけども、私はもう基本が間違っておると思いますよ。能力はそれぞれ個人差がありますけども、その分野分野で違うわけですから、そうしなかったのは一つの責任だと思いますけども、だれが見てもできんと思いますよ、そんなものは。

それで、ちょっとお尋ねしますけども、この市長、4年間で退職金をいただくんでしょうけども、これはどのぐらいの退職金があるんですかね。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 退職金のことについては、私自身は幾らかもらえるんだろうと思いますが、計算したこともありません。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 退職金は1,728万もあるんですよ。1,728万、約2,000万もあるんですよ、たった4年間で。普通の企業なんかは、倒産、倒産でほとんどもらえん状態なんですけども、そして、この隣の壱岐市なんですけども、壱岐市は、市長はこの退職金も50%カットですよ。

それで、企業誘致という基本的なことはできなかったけども、その経過の中で組織の編成もしなかった、そういうことを考えると、この壱岐市みたいに、何ぼもらえるかわからんというお金なら、50%をカットして、その誠意を示したらどうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 恐らく条例、あれは長崎市町村退職手当組合でしたか、向こうの規約ですよ。ですから、その規約改正というのが必要になってくるんじゃないかと思いますが、それ以外であれば、もし仮に50%カットとなった場合、規約改正ができない場合は、今度は私が公

職選挙法違反で捕まることになるのではないかと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） ああ、じゃ公職選挙法に触れなければカットを考えてもいいということですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 規約改正がまず必要なんではないんでしょうか、退手組合の。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） その改正ができれば50%カットもやぶさかじゃないということなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 退手組合の規約がそうなれば、当然支給は半分になるというふうなことだと思います。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 私が知り得ている範囲内では、この50%カットも専決処分のできる範囲だと思いますよ。専決がうまいんですから。専決のプロならば、その辺もよくできるんですよ、専決は何でもできるんですよ。できるんですよ。自分の退職金を50%カットすればいいわけですから、その改正を自分で出して、そして専決すればいいじゃないですか。そういうこともあるんですが、とりあえず、時間がありませんけども、もしそういうことができるのであれば検討してくださいよ。そして、ぱっと専決をして、気持ちよく、お願いしたいと思います。

それと、東日本大震災の話なんですが、市長も現地を見られて、本当に皆さんびっくりするんですけどね、もう言葉にならないぐらいなんですよ。

それで、先ほどの話ですと、今、国会に上がるとるんだと、カットの分がですね。今議会ではちょっと難しいという状況です。でも、また新たな議会で上げるわけですし、もしかしたら継続審査となる形にもなるかもしれません。

それで、これがもし国会で通ったときには、その状況を見ながらという御説明ですけども、通ったときには国に沿って7.8%のカットをする考えはあるんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 国は、自分たちの財源を見つけ出すために国家公務員に7.8の削減を求めているわけですし、地方自治体は、その前に私どもにおきましては、あれは19年度からでしたか、19、20、21と総額6億恐らく8,000万ぐらいの削減をしてきたところであります。その間、国は全くそのようなことはありませんでした。人勧どおりにやっています。

そういう意味において、今この時期に国に追随する必要は私はないと思っておりますし、人勧

を国は選んでおりません、今回は、私どもは人勸を選んでおります。そちらで物事を考えていくべきだと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） そういう考えなら仕方ないですね。

それで、先ほどの壇上でこの市の苦しい財政という話がありました、ここに、これはことしの3月に策定したもんなんです、対馬市中期財政計画というのがございます。ことしの3月の作成ですよ。この中に今後の財政を詳しくうたっておるんですが、これは27年度までの計画です。それによると、私どもが一番懸念とするのは、やはりこの実質公債費比率、これがネックになるわけですが、御案内のとおり18%を超えると指定団体になって、なかなか借金ができない、お金を貸していただけわけですが、それが18%ラインです。

それで、この27年度を見ますと、これは3年間を一つの対比としておる分と、その年の実質的な数値ですね、それを見ますと、27年度は実質公債費比率が、これは3年間平均ですが17.4、そして単年度、その年の分を計算すると17.9なんです。実質的には17.96ぐらいあるんですが、これからすると、27年度から非常に厳しくなるんですよ。そして一番懸念とするのは、この厳原の病院の建設もございます。また11億の借金もしなければいけません。それと合併特例債関係はまだ残っております。そうこうすると、約また60億かそこら起債がふえてくるわけですよ。その分、減る分もございますが、こういう厳しい状況の中、27年度以降は指定団体になるんじゃないんですか。いつぞや前回のとき私が説明しましたが、もう既に30年度は18.56になるんですよ。そして、このような病院建設、過疎債発行もあります。そして合併特例債を入れていくと、既に早い段階でマイナスになっていくんじゃないんですか、18を上回るんじゃないんですかね、その辺の財政的な見通しはどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 23年、今年の3月に23年度から27年度までの5カ年の中期財政計画を作成をいたしております。

今の小宮議員さんの指摘のとおりでありまして、27年度の単年度の公債費比率が17.9の予定をいたしております。

現在の国の交付税の状況等を勘案をいたしまして、26年度からは、25年度までの合併特例の交付税等も徐々に減額になっていくと、そういった中で一番厳しい状況の中でこの計画の27年度を作成をいたしております。その中で今後の財政運営と課題ということで、税込、不要財産の売却、ふるさと納税制度の活用といった歳入面からの財源確保、また歳出面では、第2次の行革大綱による歳出削減、定員適正化計画等をさらに推し進めていくことによって、この数値は改善をされるというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この27年度の数字は改善されんと思いますよ。というのは、この26年度からどんどん悪くなって数字が上がっていくわけですから、だから、3年度平均も自然と上がるんですよ。上がるんです、これは。この前も言ったように、税収もかなり減ってきていますから、本当厳しい状態になるんですよ。そこで言わんとすることは、その7.8%のカットが無理なら、この前5%のカットを取りやめたじゃないですか。その取りやめた理由というのは、これは22年3月の9日の分なんです、このような議案説明していますよ。給与削減については、所定の目的を達成したと。繰上償還があらかた終わったと、だから5%のカットはやめたというふうな議案の説明内容でございましたね。

じゃこの繰上償還はもう既に終わってしまったんですか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 繰上償還にも限度がありまして、政府資金等の繰上償還については、償還できるものについてはすべて繰上償還をいたしております。民間資金の縁故債につきましても、今年度補正でお願いいたしましたように、金融機関と協議をしながら最大限の繰上償還をしてきたつもりであります。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 公的資金は、先ほどあったように、その5%のところは全部終わったんでしょうが、さっき言われたように、十八銀行をはじめ、親和銀行から、俗に縁故債ですけども、この借金が145億もあるんですよ、一般の銀行から借りておるのが。金利だけでも2億円ちょっと払いよるんですよ。済みません、1億6,000万ぐらい、約2億円金利を払いよるんですよ。ならば、こういう厳しい状況の中で、27年度以降の計算が難しいならば、この繰上償還はできるわけですから、縁故債は145億。今年度この予算にも繰上償還は約3億ありますが、その前のときにもしていますよね、縁故債の繰り上げを。先にそれをやるために、再度また5%、議会も含めてそうになっていいと思いますけども、そうやらんと、後々がもたんこととなりますよ、早いうちに手を打たんと。どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど総務部長が言いましたように、この縁故債については、民間金融機関と協議をしております。私どもが出せる範囲もありますし、向こうが繰上償還を認めていただく範囲もございます。そのあたりをずっと詰めながら、その話がついたときに補正等に予算化させていただいている次第であります。

私どもも今、縁故債が100億を超えてあるというのは十分に認識をしております。これしか返せない、まずは、ということも十分に認識をしております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この145億の縁故債は、国の資金と違って、厳しい取り決めというのではないですよ。言われる合意というのは必要かもしれないが、ことしも3億返すわけですから、返す予定は立つわけですから、3億ということは、5%カットすれば2.4億ぐらいお金が拠出できるわけですから、そういうところからまずやっていって財政の安定を図らんと、後々は大変なことになるんですよ。その辺はどう考えますか。市長でいいですよ、もう部長はいいです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この公債費がここまで対馬市が抱え込んだ部分については、市全体の責任だというふうに私は思っております。

そういう意味において、職員がすべてその責任を負うものでもなく、みんなで分かち合わなければいけない問題だと思っております。

そういう意味において、職員が6億8,000万円の削減、そこまでをのんでいただいたということ、それ以上ずっとこれをやっていくということは、職員だけを一方的に責任を転嫁するという問題でもなかろうと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 最後、この対馬で一番大きい企業は、対馬市なんですよ。安定しとるわけですから、首になることもないし、土日は休みじゃないですか。市民のために頑張っておられるんですから、やはり縁故債でも「転ばぬ先の杖」で、段取りを立てて借金は返すと、返せるのは生活が安定している公務員ですよ。だから、また5%をカットして、そして27年度以降の厳しい状況の中に対処するようにお願いをして、終わります。

○議長（作元 義文君） これで、10番、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。2時5分から開会します。

午後1時51分休憩

午後2時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） 新生クラブの松本曆幸です。どうぞよろしくおんいをいたしたいと思ひます。本日、大まかに3点についてお尋ねをいたしたいと思ひますので、明快な回答をおんひしたいと思ひます。

まず1番目ですけれども、対馬いづはら病院と中対馬病院の統合による新病院の建設移転に伴う経済効果と経済移動対策についてお伺いをいたしたいと思います。

新病院の建設によるグリーンピア周辺における経済波及効果と、また病院がなくなる巖原市街地から経済活動が移動することはないのか。経済効果を算出して対策を講じる必要はないのか、お伺いをいたします。

新病院建設に伴い、巖原市街地の経済について杞憂ととられるかもしれませんが、懸念するところがありますので、質問をいたします。

新病院が美津島に建設されることにより、まちづくりへの影響については、美津島のグリーンピア周辺は多少なりとも土地利用の誘導や周辺のにぎわいが創出され、経済の活性化はもちろん、地域の活力にもつながることが考えられます。

一方、巖原市街地においては、病院がなくなることにより経済が移動するおそれがあります。

市長は、先の3月定例会において、新病院の建設地については美津島町雞知ナガイタのグリーンピアに決定発表され、現在、工程に基づいて進捗がなされておるものと思料をいたします。対馬の医療体制充実のために、新病院基本計画にありますように、「対馬に暮らす人々の健康を守り、信頼と安心の医療が提供できる病院を目指す」ことを理念として、開院に向けて地域医療体制の充実に更に努力され、市民の皆さんがより安全で安心して質の高い医療を受けられるよう期待をするものであります。

さて、現在の対馬いづはら病院についてであります。昭和41年12月、巖原町立病院として着工し、昭和43年4月に完成と同時に、長崎県離島医療圏組合巖原病院として発足し、巖原町中村地区に開院以来、町立病院として町民の皆様に親しまれ、現在の場所に移転後も、地域の医療はもとより、地域の経済においても、これまで多大の貢献をしてきていることは周知のとおりでございますが、このいづはら病院が統合の名のもとに、隣の美津島町雞知ナガイタのグリーンピアに建設されることにより、経済が今まで以上に美津島のほうに移動することが考えられるわけですが、医療と経済を結びつけることは不謹慎かと言われるかもしれませんが、御承知のように、病院は市民の命と健康を守るという病院本来の役割のほか、中心市街地活性化の核施設としての役割も果たしているのではないのでしょうか。

市長におかれては、まちの活性化を高めるため、市街地のまちづくりを進められている中、行政の判断によることが起因となり、人の流れが変わり、市街地の経済活動の低下が考えられます。このことは、現在、人口減少が進む中、経済活動が縮小して、さらに市街地の人口減を招くという悪循環ともなる可能性もあり、市街地空洞化に拍車がかかることも懸念されるわけであり。特に商業者の方にとっては影響が大であると考えられます。

巖原町民がともに育ててきたいづはら病院がなくなるということは、いまだもって信じがたく、

日々切齒扼腕の思いであります。病院問題においては、現在もいろいろと喧しいところもありますが、現時点においてどのような考えをお持ちであるのか、お伺いをいたします。

次に、2番目として、同じく新病院建設に伴う巖原南部地区における救急医療を含めた医療体制の充実について、1、救急車や分遣隊の早期配置について、2、診療所の充実について、3、通院費の助成についての3点についてお尋ねをいたします。

まず、救急車や分遣隊の早期配置について伺います。

消防署からの資料によりますと、救急車の集落別搬送所要時間を見てみますと、対馬管内で最も時間を要する地区が上県出張所管内の田の浜地区で、現在の中対馬病院まで85分、次いで本所管内の巖原町の浅藻、上槻地区のいづはら病院までの82分であります。豆酩地区を含めた南部地区においては、60分から75分以上の時間を要する地域がほとんどであり、現在でさえも遠い地域であります。

市長は先の3月定例会において、新病院建設に伴い、通院距離が長くなる対馬南端の豆酩地区に配慮し、開院までに救急体制を見直し、救急車や分遣隊を配置すると明言をされました。開院に合わせた配置ではなく、一日も早い救急体制の整備を望むものでありますが、いかがでしょうか。

次に、診療所の充実についてお尋ねをいたします。

対馬地域における公的医療機関の現状を見てみますと、病院が3病院、診療所が17診療所ありますが、そのうち巖原町には久和診療所、久根診療所、下原診療所、豆酩診療所がありますが、このうちの豆酩診療所は、診療日は、条例によりますと第1から第4月曜日と木曜日の午後1時から午後5時までとなっております。資料によりますと、平成22年度は91日の診療日数となっており、月平均約8日開所されていることとなっております。患者数においては、豊玉診療所、仁田診療所に次いで患者数であります。常勤医とまではいかないまでも、診療日をふやすなど、体制の充実を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

医療機関が健全に機能するために、医師をはじめ、看護師や専門職員の確保のために奔走努力されておられる中で、甚だ浅慮な質問だとは思いましたけれども、地域住民の皆様の不安を代表して質問をするものであります。

次に、バス通院費の助成についてであります。

さて、新病院が美津島に建設されることにより、現在でさえ通院に難儀をされている方にとっては、病院が移転することによりさらに遠くなりますと、公的病院としては新病院に通院するか選択肢がない。巖原町の市民のほとんどが、今よりも片道約20分ほど余計に遠く通院することになります。とりわけ、浅藻、豆酩、内院、上槻、久根田舎、椎根などの巖原南部、西部においては、所要時間が現在のいづはら病院への通院時間よりさらに片道20分ほど遠くなることに

より、最も遠い浅藻では片道1時間を超す時間となります。

また料金についても、現在の料金で見えますと、片道540円、往復で1,080円の負担増となります。通院距離が遠くなることにより住民の不安は増大します。また、今後高齢化が一層進む中、年金で生活される方などにとっては、経済的にも負担がかなり大きくなります。このようなことが誘引となり、病院の足が遠のくことも考えられなくもありません。運行時間においてもしかりで、将来的にはぜひとも見直しが必要と思われま。

このようなことから、バス通院について何か助成はできないものか伺います。また、通院費の助成については、全対馬市民が等しく望むものでありますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思ひます。

最後に、児童厚生施設の管理についてお伺いをいたします。

そのうちの児童遊園と遊具の管理について御質問をいたします。

児童遊園とは、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設であります。

これら施設は、子どもの健全な発育に欠かせない体を動かす遊びの場を提供するとともに、それらの遊びを通じて、児童が事故を起こさないように配慮されているものとあります。

現在、対馬市においては、対馬児童厚生施設条例によりますと、児童厚生施設は、児童遊園が14カ所、児童館が2カ所ありますが、このうちの児童遊園の管理について質問をいたします。

以前、豆殿の児童遊園において、遊具の老朽化がひどく、子どもたちが遊んでいる最中に鉄棒が壊れて倒れたことがあります。また、雑草の繁茂も著しく、どうかすると子どものひざほどにもなることがありました。現在は民生児童委員さんが草刈りなどを自主的にしていただいておりますが、春から秋にかけては雑草の成長が著しく、年間5回から6回ほど、どうかすると7回ほど草刈りをしなければならぬ状態です。このことについては以前より担当課のほうにも何度か連絡をして対応していただいておりますけれども、その後においても同じような状態が繰り返され、一向に根本的な解決が図られません。

よって、市内のほかの児童遊園においてはどのような管理状況であるのか、現地を見て回りましたけれども、きれいに管理されているところもありました。また、かなり荒れているところも見受けられました。

そこで、市内の児童遊園において、現在どのような管理形態となっているのか。また、遊具の保守点検と管理についてもどのようになされておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

以上、大きく3点について御質問をいたします。よろしく御解答くださいますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 松本議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の病院が移転することによりまず経済の移動ということが、特に対馬いづはら病院が移転する厳原地区において心配の向きが強いんだと、その経済移動というものをどのように今後算出して、対策を講じていくのか。また、厳原地区におけるまちづくりの方向とかいうことにも絡んでくるのかなというふうに思っております。

確かに病院とはいえ、今までの消費動向等を見ますと、大規模な公共施設等が建設されることによって、経済が動くということは、もう御承知のとおりであります。当然、病院が動くことによりまして経済は移っていく部分はあるかと思っております。直接的な建設投資額ではなく、その施設が存在することによっての経済波及効果というものを算出はまだ私どももしておりません。

と言いますのも、厳原地区における今後のまちづくりの計画というものがすべてでき上がっているわけではありません。現在進めております、今回の第4号の補正予算において予算を今計上しておりますが、旧やまや旅館跡の用地購入の問題、そして日吉のNTT社宅跡の特別会計からの、一般会計が買い上げるというふうな問題を含め、さらに今、教育委員会が中心となって組み立てていただいております。また県の地域振興部並びに県の教育委員会の方々も入って、対馬歴史海道博物館という仮称でございますけども、そういう博物館を市・県がどのような共同でやっていたのかということも今、策定委員会においてももってもらっている状態です。

そのような計画が出てきた暁に、その計画が及ぼす経済の波及効果額というものを算出する必要は確かにあると思います。そういう意味において、その計画が出そろったときに、来年、変わりまして3月、4月ごろにはその計画はすべて見えてくるのではないかと思っております。この計画ができ上がった後に、その分について算出をしてみたいと思います。

ただし、その算出した結果、プラス・マイナス当然出ると思います。それをマイナス額を補うということは至難の技だと思いますが、できればさまざまな人が厳原のあの街並みの中で滞留してもらうようなまちづくりのあり方とか、また、やまや旅館の跡地におけるバスターミナル機能を持たせることによって、人があの中心市街地で滞留する部分等々を十分に見ていきながら、まちづくりのあり方というものを厳原地区の皆様と一緒に考えていきたいというふうに思っております。

また、そのときは、通称野良と言っておりますけども、野良地区にあります、以前の焼却場の跡地もございます。さらに、現在陸自に貸しておりますヘリポート用地もございます。また、それから南側に1.5ヘクタールの土地を造成している場所もございます。そのような遊休地もしくは市有地を有効に活用する方策というものを市民の皆さん、地区の皆さんと一緒に考えて

て、巖原地区のまちづくりの方向性を見出していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の巖原南部地区における救急体制のお話がありました。確かに今のいづはら病院が北部に移動することによりまして、当然通院距離が長くなるという問題はあります。

ただし、救急体制につきましては、3月18日に申し上げましたとおり、南部地区の救急体制が空白地帯があると、対馬の中でということで、きちんと救急分遣隊を置きたいというふうに申し述べました。その期限につきましては、先ほど一日も早くという御質問の中でお言葉がございましたが、できるだけ早い時期にやりたいと思っております。

しかし、もうすぐ24年度です。仮に24年度につくるということになりましたと、補助事業の関係等々もございます。一番スピードは上げて、25年度に建設し、26年4月に開所するような方向が最も早い時期だろうと思っております。

松本議員がおっしゃられるように、開院前、開院と同時にではなく、開院前一日も早くというお気持ちは十分に理解できますし、南部地区皆様のお気持ちだというふうに受けとめて、こちらもしっかりそのあたりを組み立てていきたいと思っております。

また、診療所の件がありました。この診療所につきましては、実は豊玉診療所、そして仁田診療所のお医者さん方5名で、実は直営診療所運営委員会というものを定期的に開催をさせていただいております。昨年从这个委員会を立ち上げました。

このように、私どもが抱えておりますこの直営の診療所を進めていけば、市民の皆さんがより安心できるのかということをお医者様5人の知恵をおかりして組み立てていくということを進めております。私どもの委員には、副市長と総務部長も当然入って組み立てております。最も医療の見識の高い方々の御意見をしっかりとらえていこうと。

その中でこの豊玉診療所4名の先生が中心となって、出張診療所をカバーすることを組み立てております。ことしの4月、豆殿診療所におきましては、週2回の診療を医師を派遣してあります。いづはら病院のお医者様が数が足らなくなることによって派遣ができなくなったという事態、影響が出ております。

そういう中、それをカバーするために豊玉診療所の所属先生が豆殿診療所に行き、週2日を堅持しておるところであります。そういう意味におきまして、この直営診療所運営委員会の中で物事を組み立てていききたいというふうに考えております。

また、次に通院費のお話がありました。当然この病院が移転することによりまして、通常ありますと通院費は高くなるというふうなことになるわけですが、県の公共交通担当課とこの問題については今組み立てをずっとしているところでもあります。恐らく来年の5月、6月ぐらいをめどに一つの方向性を出したいと思っております。その方向性と申しますのは、運賃をどのようにして引き下げていくかという方向性であります。いましばらくその結論についてはお待ち

いただければと思っておりますけども、当然そういう方向というのは守っていきたいと思っておりますし、県もそこに向かって一緒に走っていただいております。そうしますと、対馬全体の運賃を引き下げることと考えていきたいというふうに思っております。

また、最後に児童遊園の問題、この管理の問題でございますが、現在、管理体制が不十分な状況が私も気づいております。今までの公共施設のつくり込み方というのが、やはり地域の方がこういう施設もしくはこういう遊び場が必要だとおっしゃられることを受けて、当然行政はやってきたところでございますけども、つくる段階における管理の問題等々の取り決めというのが、やはりどこかで欠落していたんではないかと思っております。これから先、市民協働という方向の中で、公共施設の管理というものをしっかりしていきたいと思っておりますし、今の体制のままでよいというふうには全く思っておりません。公共施設全体の管理のあり方というのをきちんと見直しを進めていきたいと思っておりますし、そのことによって市民の皆様にとっても、もしかすると今までと違う部分があるかもしれません。

しかし、身近に感じていただける公共施設になることによって長寿命化が図られるんではないかというふうな期待もしております。そういう方向での全体の管理見直しに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、松本暦幸君。

○議員（6番 松本 暦幸君） どうも、3点ともにいずれも誠意ある御解答をいただきました。ありがとうございました。

その中で、いづはら病院の中対馬病院の統合による経済効果についてでありますけれども、その対策についてであります。今までも、さきに同僚議員が質問をいたしましたけれども、その中でちょっと触れてない部分がありましたので、お尋ねをしたいと思います。現在の対馬いづはら病院の今後の活用といいますか、役割について、いまして詳細に説明ができればお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけございませんでした。現在の対馬いづはら病院の跡利用でございますけども、これについては、3月18日の用地選定の説明の際にも申し上げましたとおり、病院機能と介護等の複合施設を予定しております。入院のベッド数が何床、介護等のベッド数が何床ということは、今、私の口からは言うことは不可能です。と申しますのは、そこを受けていただくような方々が、やはり経営ということもございます。そういう中でケアミックスの施設としてそこは存続していく予定でございます。

それと、丸和用地の件でございますけども、やまやの旅館のあの家老屋敷の長屋門の再建、復

元ではなくて再建を取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、その機能につきましては、観光物産情報センターの機能を持っていきたいと、持たせたいと思っておりますし、バスターミナルの機能も考えております。また、観光協会のほうからも、以前から要望が出ておりました大型の観光バスが一時駐車をするスペースとしても、そこは活用をしていきたいというふうに思っております。

今後、来年の3月ぐらいまでの間に、観光物産協会が中心となりながら、この施設の機能等についてさらに論議を深めていただきたいというふうに思っております。そのことによって、先ほど申しましたように、あの中心部に人が滞留することに当然つながっていくものと思っております。

○議長（作元 義文君） 6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） 人のことですから、やっぱり今まで病院などにおいては、いろいろ決定をされる中で、熟慮を重ねられる中で、多分にいろいろな問題においても、経済においても、十分に熟慮を重ねられてきたものと思っております。やはり一番心配するのは、巖原町民の方が一番心配をされておりますので、そのあたりがしっかりと町民の皆様、今後のまちづくりにおいてどのようなビジョンをお持ちか、機会あるごとに、また機会をつくられて、町民の皆様、説明の機会をつくっていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。もとの元気にぎわいのある城下町が作り出されますように、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、救急車や分遣隊の早期配置についてであります。先ほどのお答えの中で、25年度中には建設をしたいと。26年度の当初には公共開始をしたいというような答えでございましたので、この件については、かなり開院と合わせたというようなことではなくて、かなり早くというようなことにもなりましたので、さらに一日も早い配置をお願いしたいと思っております。

それと、診療所の問題でありますけれども、診療所については、やはりいろいろ説明がありましたけれども、現在やっぱり医師が不足する中で、多分に無理なお願いとは存じておりましたけれども、やはりさらに病院が遠くなることによりまして、高齢化も進んでおります地域においては、非常に不便を感じ、不安を感じておられるところです。

やはり地方自治法でも、住民の福祉の増進を図ることを基本とするということが地方公共団体の役割として第1にうたわれております。その福祉の意味は、特に社会の構成員に等しくもたらされる幸福、幸せとあります。市民の皆様への福祉が後退することのないように、向上されるように切に願って、この2番目の診療所の充実についてもこれで終わりたいと思っております。

次に、バス通院費の助成についてであります。

現在、一番遠い浅藻地区などにおいては、タクシーが通っておりますけれども、非常に利用が

高く、地元の方もかなりありがたく思っておられるようですが、このバスの通院費の件につきましては、以前からいろいろ質問が出ておりました、全島的な市民の皆様の要望であろうと思われるので、このことについてもさらに前進するようにお願いをいたします。

そして、児童厚生施設の管理についてであります。これについては、写真を撮ってありましたからごらんいただきたいと思いますが、実は、見えますかね、（「はい」と呼ぶ者あり）かなり草が茂っておると思いますが、これもですね。これもですが、この中で遊んでおられるわけですね。そして、これは先ほど質問の中で説明しましたように、子どもたちが遊んでいる最中に鉄棒が壊れて、子どもたちが自分たちで片づけて、そして張り紙をしておるんですが、この張り紙には何と書いておると思いますが。「倒れるので、さわらないでください」、自分たちが書いておるんですよ、これ。自分たちで片づけて、自分たちで書いて、張り紙をして、ほかの人に知らせておるんですよ、さわらないでください。子どもたちがですよ。

以前からこのことは、先ほども申しておりましたように、再々お願いをしてきておったわけですが、担当のほうも一生懸命頑張ってくれてはおったんですけども、なかなか解決が図られることができませんでした。

私もほかの場所の児童遊園をちょっと見て回りました。その中でちょっと二、三紹介をいたしますけれども、ある遊園においては、イノシシの侵入の形跡もあったようです。それと全く草ぼうぼうで、もう遊園の体を全くなしてないというようなところもありました。

そして、また豆殿の遊園を例に出しますけれども、鉄棒は取り除かれてそのままです。以前、2人で向かって乗るブランコがあるんですけども、ちょっと名前はわかりませんが、それも幾らか不具合があったんでしょう、取り除かれて持っていかれて、そのままです。ですから、以前あったものの遊具については、取り除かれるままで、後の補充は何もないというような管理の状況がなされておるようですが、今後においても補充はもうされないのか、それとも、なくなってしまうと、遊園のままだけになっていくのか、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 島内の遊園を見て回ったというお話でございます。私は全部わかっているわけではございませんけども、明らかに子どもたちが利用がもうないような遊園もあります。そして、それが条例でも残っている状況もあります。その児童遊園の今後の必要性等もじっくりと考えなくてはいけない時期に来たと思いますし、先ほど申しましたように、管理体制を地域の方々とどのように細かく組み立てていくかということが施設の長寿命化につながるものと思っておりますので、そういうことを考えた上での管理体制を整えていきたいと思っております。

そして、撤去したところについての後補充の問題がありますけども、その中で全体を見直す中

で、補充しなければいけない遊園等々をきちんとすみ分けをしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） まだいろいろ質問の準備はしてきておったんですけども、市長に誠意ある回答を大変いただきましたので、もうこれで終わりたいと思えますけれども、いずれにしても、厳原町の市街地においては、やはり元気な城下町がつかれますように、今後ともに十分厳原町の方には説明をしていただきながら進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられましたように、厳原地区における活性化、経済移動というものに対して、新しい厳原地域の進み方というもの、特にこれから先、これは経産省が中心になろうかと思えますけれども、中心市街地活性化基本計画というのがございます。これは結構ハードルの高い計画なんですけれども、私ども、そちらに向かって計画の組み立ても今やっている最中でございます。どうか、先ほど申しました計画を中心市街地の基本と入れながら、皆様の知恵をお借りして、その経産省の計画にハードルを越えたいと思っております。そして、市民の皆さんと一緒にまちづくりに取り組んでいきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） いいですか。6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 以上で、6番、松本曆幸君の質問は終わりました。

.....
○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を3時から行います。

午後2時47分休憩

.....
午後3時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

本日最後の一般質問でございます。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 通告に従い市政一般質問を行います。

対馬一釜山間の国際定期航路は、平成11年7月より開設され、本年10月30日までの13年間に43万4,684人の入国者を受け入れた実績となっており、さらに今後拡大をしていくものと思われます。

さて、今年3月11日、東日本大震災の影響により、釜山一対馬間は3月28日より運休することになり、島の観光産業に大打撃を与えることになったことは記憶に新しいところであります。

市としては、二度にわたる海運会社の再開への要望をいたしたところではありますが、その結果、7月17日より週末——金、土、日の運航、8月からは毎日の運航、しかし、9月には再び週末のみという理解に苦しむ大亜高速海運の行動と私は思っております。

このような迷走した中で、10月1日よりJR九州ビートルが比田勝港に就航、また、11月1日より未来高速コビーが巖原港に就航、このようなことは島として大変うれしいことではありますが、今後、島の観光の受け入れの体制が問われる今後であります。

先ほど申し上げました大亜高速海運の運休や今後の対策を含め、6月定例議会において、長崎県と対馬市は、対馬・韓国国際航路・空路緊急対策事業として、合計4,275万7,000円の予算計上をしておるところであります。

今日に至るまで、この実績についてどのようになっておるか、お尋ねをいたしたいと思います。次に、観光道路整備についてお尋ねをいたします。

対馬観光協会の調べによりますと、韓国観光客を対象としたアンケート調査をいたしております。その中で来島の動機は、歴史、登山、景観、釣り、このような順番になっております。しかし、旅行会社は比較的島の景観地をいわゆる巡回し、その手段は大型バスによるものであります。このようなスケジュールを一日の組み立てとしている実態であります。

そのような中で、40台を超えるバスの往来は、従来に比べ道路事情は険悪となっております。

次に申し上げます観光道路の基盤整備について、改良すべきとの関係者の指摘がございますが、市の方針についてお尋ねいたします。

1つ、豊玉町烏帽子岳の登山道の拡幅、2つ、豆靨崎岬道路の一部拡幅、最後に、千俵蒔山への観光道路の拡張について、この3点について市の計画がございましたら具体的にお尋ねをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の、この7月から再開になった航路、そして10月、11月と新たな航路開設があり、今3つの航路事業者が韓国と対馬の間を往来をしていただいております。受け入れ体制の充実ということが急務でありまして、観光の部署におきましても、県と一緒に受け入れ施設の改修助成等をやりながら、もてなしを表現していきたいというふうなことで取り組んでおります。

今回の4号補正にも八百数十万円の補正を上げております。どうか、市民の皆様も、前回比田勝でありましたJR九州の町社長がおっしゃられた、受け入れる気持ちというのを市民の皆さんが一人一人が表現すること、それは本当簡単なことだというふうなことがありました。韓国観光客に対して、手を振ってあげるだけでも十分に受け入れですよというふうなお話がありました。市民はじめ、直接かかわっております観光の関連業者の方々、私ども行政も一緒になって、

そのような島をつくっていかなくてはいけないというふうに思っております。

そういう中、9月定例会に予算を上程しておりました県と市が一緒になって組み立てました国際航路緊急対策事業のその後の進捗状況を問われたところでございますけども、これにつきましては、7月に16社から申請がございました。206万5,000円ほどです。そして8月が21社から262万9,000円、9月が16社から128万2,000円、10月が20社から320万9,000円、延べ10月までの統計によりますと、28社、918万6,000円というふうな予定をしております。

この事業の今後の予想でございますけども、10月からJR九州高速のビートルが就航をし、助成申請が増加している状況でございます。現在のままの助成額を継続した場合、来年3月までの助成総額の見込みは、冬場の観光客数の落ち込みも考慮したとしましても、県と市のこの助成関係が2,340万円を超えないものと予想しているところであります。

韓国からの観光客数は、東日本大震災及び円高の影響により、9月までは大きく下回っておりましたが、10月からビートルの就航等によりまして前年度を17%上回ります1万4,036人となっています。そして先ほど議員がおっしゃられましたように、11月からはコビーの就航効果によって前年を上回るものと予想しております。先ほど申しましたように、12月からの冬季に入りますと、観光客の落ち込みもありましようけども、前年を大きく上回ることはそうないものと予想をしております。

また、この航路がたくさんふえたことによりまして、たくさんの観光バスが対馬の中を行き来をしております。先ほどおっしゃられました豊玉・烏帽子岳の問題、そして上県の千俵蒔の道の問題、そして巖原南部の豆敷崎の問題等々がございます。それぞれに離合が困難な問題を抱えております。これにつきまして、一定の基準を設けて、離合場所をその基準に合わせてつくっていくということも可能かとは思いますが。

しかし、その離合場所の間の距離の問題を考えたときに、直線道だったらいいんですけども、この道はほとんどが曲がりくねった道で、見通しが悪うございます。いずれかがバックしてするにしても、その離合場所の距離というものを間隔を狭めなくてはいけないのかなと思っております。恐らく1カ所当たり200万以上の事業費はかかるのではないかと思っております。また、考えようによりましては、このような景勝地の場合、自然公園法のさまざまな制約もございます。そういう中でもし公園法の制約の中で物事が組み立てにくいというようなことが起こった場合、さて、どうするかという問題がありますが、山頂部もしくは、例えで言わせていただきますが、烏帽子のところを例に挙げさせていただきます。

烏帽子の一番上の駐車場がございます。そして、下は和多都美神社のところと考えてください。下から山頂部の駐車場まで上ろうとしたときに、当然上からの車とぶつかるといいますか、そう

いう状況が生まれてきます。ならば、上で出た車が下でわかるシステムをつくることも可能なんではないかというふうに思っております。今、下り車両が何台ありということが表示を下ですることによって、下からの車があと何分でおいてくるということは想像がつかますので、そのあたりの待ちを入れるということも可能かと思えます。そういうシステムも今専門家のほうにも尋ねておりますが、ざっと1キロの距離があった場合、1,000万円ぐらいのシステム開発費等々で要るのではないかというふうなお話もあります。しかし、よくよく考えますと、自然公園法で何もできないよりは、そのようなものができることによって皆さんの通行がスムーズに流れていくという方法もあろうかと思っております。

そういう意味において、いろんな手法を考えながら、今の御指摘がありました大型バスのスムーズな運行にこれから先努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 一番最初の、韓国の国際航路、対馬—韓国の、これ6月の定例会の前に、議会に資料としていただいた資料によりますと、韓国から対馬に来る観光客に対し、旅行会社に1人当たり500円を助成しますと。そして、もう一つは、バスに対する助成を1人500円いたします。それと、運航に対する接岸料その他、飛行機であれば着陸料の一部を助成すると、こうなっております。

議会の中ではそういう説明を受けまして、6月28日の資料によりますと、バスの助成は、バスの業者じゃなくて、エージェント、いわゆる旅行会社に全額支給と、こういうふうに変化がなっておりますが、これについてちょっとコメントを、観光物産推進本部長でも市長でもいいんですが、私たちの見解では、エージェントに全部金が行くというふうには理解しておらんやっただから、その見解を一つ確認をとってみたいと思います、まず。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。（発言する者あり）ちょっと待ってください。

○市長（財部 能成君） 6月の資料と、実際実施したときの方向性が若干ずれたんじゃないかというお話でございます。それにつきましては、前回でしたか、説明させていただいたところでございますが、細かい内容につきまして観光物産推進本部長のほうから答えさせます。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 今、大浦議員のお尋ねの件なんですけども、いろいろ物議を醸した件なんですけども、直接バスの運行会社に補助をしないのかというようなこともございましたけども、これは、まず県との協議の結果でございまして、まず集客に対するエージェントの手数料として、手数料と申しますか、インセンティブと申しますか、それが500円と、そして、そのエージェントが対馬島内でバスを使ったら1人当たり500円をその送客したエージェント

に払うというようなことで御説明を申し上げておりましたけども、私がおのときちょっと説明が不足したのかなと今反省はしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） もう予算を組んでしもうた後の執行について、とやかく言うて、どうもならんとですが、説明資料が2つありましてね、1つのほうは旅行会社って書いているんですよ。その資料を見りゃわかります。その後、28日付ということは、予算執行後ですよ、執行後の資料として、またそこにメモが28日と書いていますけどね、予算はその前につけたのでしょう。これ見りゃわかるんですよ。それにはエージェントと書いているんですよ。

だから、全協か何かで1回説明したと思うんですよ、このことは。その後の資料としてはエージェントに変わっているんです。その前は旅行会社というふうに明記されておりますよ。括弧してエージェント、こう書いています。

ですからね、要は、言いよるのは、全部お金が旅行会社に行くものとした場合に、その利用する韓国の客にバスの軽減措置が何もないというのは、ちょっと指摘のことなんですよ。そういうことなんですけど、ちょっと部長に、意味はわかります。済みません、見たらわかると。済みません。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩しましょうか。休憩しようか。（「はい」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

午後3時21分休憩

午後3時23分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） そのこと前に進みまして、とにかく3つの船会社が運航するようになったと。しかし、観光客の伸びが果たしてどうかという市長の発言もありましたが、しかし、島民としては、これを活用する方法というのは最大に考えないかんわけですが、これまた観光協会のほうの調べでありますけど、ちょっと聞いてほしいんですけど、島内の宿泊施設の実態です。巖原町、27件、774人の受け入れをしております。美津島が16件の487、豊玉の5、81、峰の3、53、上県、3の58、上対馬、9件の319と、こうなりますけど、この中で非常にアンバランスといいますか、この内容であれば巖原を中心とした宿泊の展開がこのままでは進むと。宿泊する所に金が落ちるといふふうに私は理解しておりますし、上対馬を含めた北部の宿泊の強化というのが、私は対馬の観光の一つの力を入れないかんということを思うとります。かといって、市にそれを促すということは限界がありましようが、民間の力でそのような方向に

活動、活躍があつておるかどうか、市長でもいいですが、本部長でも結構ですが、そのようなことを私ほうわさとして上がるような、時期として船が3つも着く中で、そのぐらいの元気が対馬にないのかなと、こう思うんですが、ちょっとその辺は、どちらかお答え願えます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 宿泊施設につきましては、私どもの市が持っております企業誘致条例において、宿泊施設も当然一定の要件をクリアしていただければ、島内の方であっても、その条例に適用させるという基準がございます。その要件というものに向かって、市民の方々、民間の方々動き出しをしていただきたいというふうに思います。

また、その後の動き出しはどういう動き出しがあるかという御質問でございますが、特に北部対馬におきましては、宿泊施設ではございませんけども、レンタサイクルを始められる方が出てこられたというふうにも聞いておりますし、自ら道の駅をつくられた方もいらっしゃいます。また、12月1日から休憩所で食事を食べれるところを開設をされた方もいらっしゃいます。

そういうふうな動きが徐々に芽生えてきておりますので、先ほど申しました受け入れということにみんなが今知恵を出し始めていただいているというふう感じて、大変うれしく思っております。そのうねりというものをもっと大きなものになるように、市としても支援ができるところはしていきたいというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 話はわかるわけですが、私は北部の振興についてかなり力を入れんと、この衰退はそのまま寂れていくと。そうさせるがために、これを機会に一つ韓国の観光客の皆様が比田勝港を中心とした範囲に宿泊機能をどう描くかというのが私は対馬北部振興の大きなかなめであると、このように思っております。

ちょっと聞いていただきます。上地区の観光ルートはこういうふうになっております。これはバス会社から問い合わせをしまして、担当の方、直接お聞きしました。ターミナルに上陸して、それから三宇田浜を經由して韓国展望台、スーパータケスエのショッピング、このコース。それから、ターミナルから三宇田浜、韓国展望台、佐須奈の島大国神社、そしてターミナル。それから御嶽の登山、そしてショッピングセンター、ターミナルと、これは日帰りみたいな感じのあれなんです、それに控えて、下のほうは、上見坂、小茂田神社、椎根、石屋根、豆酸崎、鮎もどし、内山、お船江、そして市内観光、こうなっております。それがAコース。Bコースが、万関、それから烏帽子岳、三根資料館、韓国展望台、三宇田浜、ターミナル、これも帰るということですね。それと、白嶽、有明登山、非常に上が薄いんですよ、その観光ルートも。

私、先ほど一般質問の中でどこに絵を描くか言うたら、私は一番上の資源は、千俵蒔山の頂上付近から見た景観は、恐らく対馬で1位、2位の場所であろうと、このように思っております。

それで、市長、この千俵蒔山の総延長なんですけど、井口浜から頂上付近まで約2,970メートル、この幅員6メートルの改良をして、あの地に観光の拠点といいますか、1時間半以上の待機時間が私は可能とっております。頂上付近に駐車場をつくり、そして散策もして、この景観は恐らくどこにも負けないでしょう。この企画をして、上にもう少し観光ルートの時間が稼げる場所をあと二、三カ所つくらんと成り立たんような気がいたします。そうと思いますが、市長、この辺の思いを、市長、最近千俵蒔に行かれた最後はいつですか。市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 最近、千俵蒔へいつ行ったかということですが、野焼きのときに行きました。去年だったかもしれません。最初に行ったのは小学4年のときにあそこには行きました。去年、（発言する者あり）いや、じゃおととしか。済みません、おととしだそうです。確かに対馬らしくない牧場が一面に広がっておりますし、韓国が臨めることもあります。そして、あの場所には、佐護港には、古事記にも出てきております毛麻利叱智の伝説、日本から韓半島に戻る最後の場所というふうなこともあり、また、あそこには多久頭魂神社もございます。神道の里でもある佐護、ヤマネコも抱えております。いろんな資源を持っておる佐護の地区だというふうに思っております。

そういう中、北部対馬における滞留時間を長くするために、この千俵蒔山を活用することが大事なんじゃないかという御指摘ですが、千俵蒔一つだけではどうしても苦しいというふうな思いもあります。いろんなものを組み合わせて、それを旅程の中に入れていただくことを考えていかなくてはいけないというふうに思います。

今、議員からいただきました考え方というのも当然入れながら、北部対馬の滞留計画なるものを組み立てていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） こういうことです。現在4メートルあるかないかの道路がずっと山頂まで行っていますが、それに大型バスが観光客が50人乗りが、頂上付近の手前8合目ですかね、あそこにピリオドがありますよ、道路の。そこに大型バスが10台前後駐車できるようなスケールを持ってやる企画をしてほしいというふうに思います。できれば、私は、本石部長、現場を見られて検討してくださいよ。そうすりゃ上の一部の滞在期間を、あそこ1時間半、十分下に対州馬の牧場をつくれれば十分活用できますから、そこが私は観光振興の企画だと思いますよ。検討をしてください、よろしいでしょうか、私のお願いでございます。

それと、烏帽子岳について、市長の答弁で、私もあの現場を見たときに、右側に切り立った山をさらに切るということは、大変な場所だなと。ただし、あの急峻な勾配、19%前後最高があるそうですが、その中で大型バス同士が遭うて、その下りが物すごく嫌がって、危険が非常にあ

るということで、皆さんがその中で、言葉はえさがるといいますかね、運転手が。そういうことで観光客も恐ろしがるそうですよ。ですから、この危険な箇所は、やはり対応を市の管理の中で考えないといけないが、先ほど言いましたね、信号機をつけてありますね、道路工事の、それは私はいい案だと思いますよ。1,000メートル、1,000万ですか、あの延長が、調べてみますと、1,270メートルございます。幅員が5メートルから6メートル、狭いところで4.7と書いています。

ですから、そのことを検討してください。そうせんと、引っくり返って落ちりゃ、あそこは一遍に行きますよ。そういうふうに皆さん恐ろしがりますよ、ここ。観光客も恐ろしがる。これを検討してください。

次に、豆餓崎なんです、豆餓崎は建設課長にちょっとお尋ねいたします。道路のことなんです、西浦という、あの村の入り口がございましてね、観光道路。あれから88カ所の先に三差路がございましてね。海岸のほうから上がる道路と、豆餓崎に行く道路と、これを今の財部市長の中で鋭角を改良しましたね。私もそこは見て、ああ、ここで十分にかじは切れるが、その先の幅員は幾らになっていますか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 尾崎山の道路幅員の最小幅員ですね、これにつきましては、道路台帳上から見ますと4.5メートルです。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） その線形が非常にカーブが多いことと、ちょうど中型バス等がとまるのは、ちょうどバンガローといいますか、キャンプ場跡地のあの辺が限界だろうと思いますが、その間が私は非常に整備が必要であろうと思いますが、その点、2つ問題がございまして。駐車場がありませんね、ほとんどバスの、現場に行ってみたんですけども、その辺の把握は、本石部長、地元ですが、されておりますか。あそこにバスがとまるのが、スペースが私はないと見ているんですが。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 豆餓崎の場合、今、建設部長が申しましたように、市道美女塚線と鋭角処理をしたところからが尾崎山線なんですけども、今12メートルというバスが入れないのが豆餓崎だけでございまして、駐車場としてはとりたてて設定はしてありませんけども、今現に12メートル以内であれば駐車は、ほかの小さいバスはそれぞれ駐車はしておりますけども、先の駐車場までは行っておりません。手前の駐車場で駐車をしているという現状です。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 鋭角を改良されて、そしてある程度中型が入られるようになった。その先の幅幅が対応できないだろうかというふうなことで、要は大型が入るという意味です。そのことがなぜかと言いますとね、先ほど申し上げました観光バスの従業員の皆様としばしば会いますが、対馬で一番景観地というのは、声を出して、これは美しいというのは烏帽子岳だそうです。これが1番だそうです。2番目に豆敷崎というふうなことで、非常に皆さんがこの岬をすばらしいところであるというふうになっているそうです。

ですから、そういうところを従来の形でよいのかという時期に入っていますということについては、言いたいんですが、あのころはそんなになかったわけですよ。ところが、今6万来ていますから、6万の40台をフル回転した夏場というのは、ひっきりなしに遭うということのを少し考えていかないかんということでもありますから、ですから、豆敷崎においては、私は言いますが、バンガローの芝地を、あそこは本石部長、利用はどのようになっています、現在のバンガローの利用実態は。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） もともと青少年キャンプ場でございましたけども、その後、県のほうの補助を受けて、いろいろな多用途の目的で、最近では身障者用のトイレもできましたけども、何分にも水が供給できないということで、キャンプとして利用できないということなんですけども、一応キャンプとして利用する場合は、管財課のほうに対応をお願いしているということなんですけども、ほとんどキャンプとしての申し込みはないようでございます。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 現場の細部を私は市長が十分把握しておらない旨もあって、担当部長にお聞きしたんですが、鋭角の場所から大型バスが入られるようなことが本当は望ましいであろうということが1つ。

その先の駐車場がバンガローの芝地といいますか、そこに検討ができないかというふうなことも課題であろうというふうな思いで、そこらの検討もしてみたらどうかというふうなことで、質問の内容でございます。

それと、もう1点、美女塚の道路は、これは管理は市ですかね。いいですか。それから西浦に抜けていくわけですが、その、ちょっと私たちにとって、この場で言うていいかどうかかわからんですが、ほとんど桜の木が両方から入りましてね、バスの屋根が全部かき破った状態になっております。それも私も見ました。市長、道路管理という中でその整備をなされるということが私は当然と思いますが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、美女塚線のお話がありました。あそこの、たしかあの桜につきました

ては、豆殿地区の皆様があれをずっと植栽をされたという記憶がございます。今のような交通量、観光バスがこんなにひっきりなしに来るということは想定をしてない中で、地区の皆さんが一生懸命植えていただいた桜だということもちょっと考慮をしていかななくてはいけないかなと、今お話を聞いて思った次第です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） かなりのバスが傷をつけておるといふうなことを耳にしておりますので、できれば建設課長がその現場の把握をされて、市長に報告されて、高さが幾らのバスがあのかにかかるといふうな実態をおおむね把握されて対処する時期に来ると私は思うとります。その程度で今のことについては今後の対応を望みます。

そして最後に、この3つの海運会社の就航によって、一部6,000人ぐらいですね、10月の流入は1月6,000人ぐらい入っていますね。その中に日帰りということがかなりあるということで聞いております。1つは、韓国の釜山で免税店を利用してそのものを買う。対馬に来る用というのは、わずかな時間といふうな、新聞で書かれておりますが、市長でも部長でも結構ですが、その対馬での時間の活用をどのようにされているか、把握しておりますか、日帰りの客のことなんですが。部長でも結構です。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 確かに11月で3社目が新たに入ったわけですが、航路運航者としては、極力満船に近い状態で運びたいということがございまして、今、韓国のエージェントにおいても、激しいしのぎを削っている状態ということは御承知おきだと思えます。

極端な話が、往復3万ウォンか4万ウォンでということですから、日本円に換算すると、わずか4,000円か前後で往復ができると。それも免税品を買う目的でというようなキャンペーンを張っておりますけども、そういう中で客が対馬の魅力にとりついてくれればいいというグループもございまして、あるいは、トレッキングシューズを履いたまま有明とか白嶽にぱっと登って、その日のうちに自分の家から弁当を持ってくるかといふうなグループもございまして、弁当あたりも、奥さんのつくった弁当をそのまま食べて、そのまま船で帰るといふうな形態もございまして。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） よくわかりました。なるだけ宿泊の企画ができるような島にして、できれば下に1泊、上に1泊、そうすれば金は上にも落ちるといふうな企画と仕掛けをすることが私は観光推進の役割であると、このように思っております。

それと、この13年間の運航の実績を私、見せていただいて、毎月の航路の利用状況、当初二、

三年は月に200人ぐらいの運航実績ということが、大亜高速海運の中ではあっております。それを思うと、この13年間の培われたことにつきましては、非常に敬意を表せないかなと、最近に起こったことについては別としましてね、その継続があって今あるような気がいたします。

ですから、何もかんも悪いんじゃないなくて、そこまで引っ張ってきたことについては、私はよく見ていかないかなという思いもいたしております、先ほどはああいう言い方をしましたけども。

以上をもちまして、私の一般質問は終わりますが、先ほどの3道路の整備について、さらに検討を、財部市長、もう一回検討をしてください。それが私のお願いでございます。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 以上で、大浦議員の質問は終わりました。

以上で市政一般質問を終わります。

○議長（作元 義文君） この際申し上げます。配付のとおり、理事者から議案の訂正請求がっております。本件は、昨日議題としておりましたので、会議規則第19条第1項の規定によって議会の承認が必要であります。協議の結果、議案の内容等が変わるものではなく、明らかにミスプリント等の軽微な誤謬錯誤であります。事件の訂正請求書をもって了承事項といたします。よろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） なお、訂正を行わせますので、議案書を机の上に置いて帰ってください。

以上で、本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時46分散会

議事日程(第3号)

平成23年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支出金
議案第108号 対馬市市民基本条例
議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者
の指定について
議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、3款・民生費、4款・衛生費
議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第3 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費、11款・災害復旧費
議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第118号 港湾区域内公有水面の埋立て変更について(比田勝港
湾)
- 日程第5 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養
成経費(医療技術修学資金)の定数増に関する請願書
- 日程第6 発委第2号 大中まき網の操業規制等を求める意見書
- 追加日程第1 発議第4号 医療従事者養成経費(医療技術修学資金)の拡充を求
める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支出金
議案第108号 対馬市市民基本条例
議案第113号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
議案第114号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者
の指定について
議案第116号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、3款・民生費、4款・衛生費
議案第110号 対馬市環境基本条例
- 日程第3 議案第94号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費、11款・災害復旧費
議案第109号 対馬市森林^{もり}づくり条例
議案第115号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第118号 港湾区域内公有水面の埋立て変更について（比田勝港
湾）
- 日程第5 請願第1号 長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成
経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書
- 日程第6 発委第2号 大中まき網の操業規制等を求める意見書
- 追加日程第1 発議第4号 医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求
める意見書

出席議員（19名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 脇本 啓喜君 | 2番 黒田 昭雄君 |
| 3番 小田 昭人君 | 4番 長 信義君 |

5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	9番 堀江 政武君
10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員（2名）

8番 齋藤 久光君	15番 桐谷 徹君
-----------	-----------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君

教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。桐谷徹君、齋藤久光君より、欠席の届出があつております。

これから、お手元に配付しております議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第94号・議案第108号・議案第113号・議案第114号・議案第116号

日程第2. 議案第94号・議案第110号

日程第3. 議案第94号・議案第109号・議案第115号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から日程第3、議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題とします。

議案第94号は、各常任委員会に分割付託、議案第108号から116号の4件は、総務文教常任委員会、議案第110号は、厚生常任委員会、議案第109号及び115号は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は、所管委員会にかかる歳入、歳出は、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金。

議案第108号、対馬市市民基本条例、議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について、議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定についての5議案について、その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月8日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において全委員出席のもと、市長部局より松原政策補佐官、近藤地域再生推進本部長、本石観光物産推進本部長、平山総務部長、長郷市民生活部長、中村豊玉地域活性化センター部長、教育委員会より大石教育部長、消防本部より竹中消防長、議会事務局より橋事務局長、ほか各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税9億6,077万2,000円の追加、14款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費国庫補助金4節幼稚園費補助金31万3,000円の減額は、就園奨励費補助金の交付決定による減額、18款繰入金2項基金繰入金の50万円の減額は、住民生活に光をそそぐ基金繰入金の減、20款諸収入5項雑入のうち、消防費関係で自治総合センター助成事業助成金及び長崎縣市町村総合事務組合助成事業助成金として103万5,000円の追加、21款市債1目総務債のうち、合併振興基金積立事業債2億8,500万円、過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債5,910万円の追加が主なものであります。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費において、1項総務管理費3目財政管理費25節積立金に3億5,910万円の増、5目財産管理費15節工事請負費359万8,000円の追加は、本庁庁舎屋根防水工事149万8,000円と旧教員住宅解体工事は、豆殿中学校と厳原小学校の2棟分210万円であります。3項戸籍住民基本台帳費13節委託料378万円の追加は、昨年の戸籍法施行規則改正により除籍簿の保存期間が80年から150年に延長されたことにより、現在80年を経過した紙の除籍簿1,161件が保存されておりますが、これが劣化などしないように原形を長期的に保存する必要があるため、システムのイメージ登録を実施するものであります。

9款消防費1目常備消防費19節負担金、補助及び交付金60万円の追加は、コミュニティ助成事業として少年婦人防火委員会へ煙体験ハウス一式の購入費であります。

10款教育費3項中学校費15節工事請負費のうち1,640万円の追加は、仁田中学校合併処理浄化槽改修工事。6項保健体育費2目体育施設費15節工事請負費2,013万9,000円の追加は、清水が丘多目的広場夜間照明増設工事ほか6事業の工事費。12款公債費は、縁故債の繰上償還金5億円の増額であります。

議案第108号、対馬市市民基本条例は、本市における自治の基本理念や市政運営のあり方な

どを定める本条例の制定に向けては、平成22年6月に対馬市市民基本条例検討委員会を設置し、同年8月より平成23年9月まで10回に及ぶ委員会の開催を経て、本年10月18日に条例案の提言書が提出されたものであります。

条例の概要は本市における自治の基本理念や、市民、議会及び行政の役割と責務並びに自治を推進していくため、市民の参画、協働による自治の基本的事項を定め、地域の自主性、自立性を目指した個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とするものであります。

第2章では、まちづくりの基本理念及び基本原則を、第3章では、本条例の根幹を成す市民、議会及び行政の責務と役割を定め、3者が一体となって青少年及び子どもの育成、地域コミュニティ及びNPO法人の育成について取り組むこととなっております。

第4章では、市政運営に関し必要な事項を定め、第5章では、自治の基本原則である情報の共有、参画及び協働について定め、第6章の第30条では、住民投票について定めてあり、市政に関する重要な事項について住民の意志を直接確認する必要がある場合、議員もしくは市長の提案、または住民の直接請求により、その都度条例を定め住民投票が行われる個別設置型の住民投票を想定されております。

第7章では、対馬らしさの特性を生かしたまちづくりを、第8章は、条例の検証及び見直しが規定されており、制定後の社会の変化に対応した運用が図られるよう条例推進審議会の設置や、4年を超えない期間での条例の見直しを定めております。なお、報告書には記載をしておりますが、本条例につきましては、過去数回にわたり議員全員協議会において理事者から十分な説明がなされ、議会もそれに同意をしているということでございます。

なお、委員会におきましても字句、語句の一部訂正等の意見もありましたけれども、おおむね本条例制定について意義ないということで、委員会としては原案を可決するというふうな結論に至ったところであります。

議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定についてであります。市が設置しております自動車教習場の管理については、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、株式会社共立自動車学校に指定管理が委託されております。

今回、管理運営期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、引き続き株式会社共立自動車学校を指定管理者として指定するものであります。なお、管理委託料は発生せず、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっております。

議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定については、本施設は通称「半井桃水館」と呼んでおりますが、管理運営は平成21年4月1日より特定非営利活動法人「対馬郷宿」が指定管理者として管理運営しておりますが、平成24年3月31日を

もって管理運営期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、引き続き特定非営利活動法人「対馬郷宿」を指定管理者として指定するものであります。なお、管理委託料は153万5,000円が予定されており、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間となっております。

議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定については、本施設は平成16年に建設され、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間、社会福祉法人「米寿会」に指定管理が委託されております。今回、管理運営期間が満了となるため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例により、引き続き社会福祉法人「米寿会」を指定管理者として指定するものであります。なお、管理委託料は発生せず、指定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第94号、議案第108号、議案第113号、議案第114号及び議案第116号の5議案につきましては、慎重に審査し採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、3款民生費、4款衛生費及び議案第110号、対馬市環境基本条例についてであります。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月8日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、小田副委員長は欠席でありましたが、市長部局より松原政策補佐官、長郷市民生活部長、扇福祉保健部長、糸瀬理事並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に係る歳入は、14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金576万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金で408万円、子ども手当負担金で給付金額の改定により4,181万9,000円の減と、自立支援費負担金2,402万1,000円、生活保護費1,586万2,000円の追加によるものです。

2項2目民生費国庫補助金123万8,000円の追加は、子ども手当事務取扱交付金、母子家庭の自立支援教育訓練給付費補助金であります。

15款県支出金1項2目民生費県負担金2,055万1,000円の追加は、子ども手当負担金

で361万5,000円の減と、保険基盤安定負担金1,215万6,000円、自立支援費負担金1,201万円の追加によるものです。

2項2目民生費県補助金501万2,000円の追加は、福祉医療費補助金99万3,000円、放課後児童健全育成事業補助金276万7,000円であります。

3目衛生費県補助金9,573万8,000円は、地域グリーンニューディール基金事業費補助金の追加であります。

20款諸収入5項4目雑入では、県管理海岸を海岸漂着物地域対策推進事業県委託金において、市が実施した回収事業費の精算による5,313万9,000円の減額であります。

21款市債1項2目民生債1,260万円は、障害者福祉医療費助成事業債570万円、高齢者生活支援給付事業債420万円等の減で、3目衛生債は汚泥再生処理センター整備事業債等260万円の減であります。

歳出については、3款民生費1項1目社会福祉総務費5,079万4,000円の追加は、高齢者等見守り体制構築事業委託料84万5,000円、自立支援給付費4,874万9,000円であります。

4目国民健康保険費1億3,224万6,000円の追加の主なものは、保険基盤安定負担金分1,077万1,000円、その他一般会計繰入金1億2,709万円であります。

5目老人福祉費3,668万6,000円は、特別養護老人ホーム特別会計3,040万3,000円、介護保険特別会計511万4,000円、後期高齢者医療特別会計156万円が、それぞれ一般会計からの繰出金の減で、各特別会計とも前年度繰越金を全額予算計上したことによるものです。

2項1目児童福祉総務費419万2,000円の追加は、人事異動による職員の給料、手当等261万4,000円、所得税法の改正による保育料算定における、所得階層区分の決定において法改正の影響を受けないよう電算システムの改修委託料103万5,000円であります。

2目児童福祉施設費は198万7,000円の減額は、嘱託職員報酬950万円の減と、保育所トイレ修繕料325万4,000円、放課後児童健全育成事業委託料380万7,000円の追加によるものです。

3目児童措置費4,431万7,000円の減額は、子ども手当給付金の改定が主なものです。

4目母子福祉費163万2,000円は、乳幼児福祉医療費及び母子家庭の自立を支援する高等技能訓練促進費等給付費の追加であります。

3項1目生活保護総務費938万3,000円の追加は、職員の異動による給料、職員手当等769万8,000円で、2目扶助費2,115万円の追加は、生活扶助費2,000万円等であります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費938万3,000円の追加は、診療所特別会計への繰出金2,431万3,000円等であります。

2目予防費650万9,000円は、日本脳炎、麻しん、風しん等接種者の増加による予防接種事業委託料641万6,000円の追加であります。

2項1目清掃総務費3,525万6,000円の追加は、人件費で761万7,000円、重機等借り上げ料で672万4,000円の減と、漂着物処理委託料4,700万円等の追加によるものです。

2目塵芥処理費968万6,000円の減額は、塵芥収集委託料における入札執行残1,125万1,000円の減、修繕料等171万8,000円の追加であります。

3目し尿処理費は、燃料費等233万8,000円の追加、4目清掃施設建設費は、用地購入費169万2,000円が減額されております。

次に、議案第110号、対馬市環境基本条例につきましては、環境基本法第7条及び第36条並びに長崎県環境基本条例に基づき制定しようとするもので、条例制定の目的は環境保全及び創造に関する施策を総合的及び計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与しようとするものであります。

条項では、市の環境施策を推進する上での礎となる基本理念や施策の指針が定められており、環境の保全及び創造と、持続可能な地域経済の両立を目指しております。

以上、議案第94号、議案第110号については、慎重に審査を行った結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費。

議案第109号、対馬市森林づくり条例、議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定についての3議案であります。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年12月8日に豊玉地域活性化センター3階会議室において、桐谷委員は欠席でありましたが、比田勝農林水産部長、本石観光物産推進本部長、平山総務部長、堀建設部長、関係各地域活性化センター部長、他担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、歳入の主な

ものとして、14款国庫支出金1項国庫負担金4目災害復旧費国庫負担金1億2,157万1,000円は、10月31日に発生した上県町の市道中山線道路災害の復旧事業国庫負担金の追加、2項国庫補助金4目農林水産業費国庫補助金は、阿連漁港整備事業の国の補正などによる3,975万円の追加、6目土木費国庫補助金は、市道改良事業、橋りょう長寿命化事業、まちづくり交付金事業などの事業費増による4,896万4,000円の追加であります。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2,666万8,000円の減は、鳥獣害防止総合対策事業補助金が対馬地区有害鳥獣対策協議会へ直接補助になったことによる減、及びイノシシ、シカ捕獲駆除補助金の追加。5目商工費県補助金879万9,000円は、外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金が、対馬島外国人観光客受入対策ネットワーク協議会への直接補助から、対馬市の受け入れとなったことによる追加であります。

21款市債は、4目農林水産業債1,070万円、6目土木債6,210万円、9目災害復旧債3,070万円それぞれ追加であります。

歳出につきまして、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費3,651万9,000円の追加は、主なものとして19節負担金、補助及び交付金で、イノシシ捕獲補助金2,000頭分2,000万円の追加、2項林業費2目林業振興費1,368万5,000円の追加は、主なものとして19節負担金、補助及び交付金で、シカの捕獲駆除補助金1,000頭分1,000万円の追加。

3項水産業費2目水産業振興費1,406万1,000円の減は、主なものとして19節負担金補助及び交付金で、水産物販売促進事業費補助金など、ほか5つの事業費1,617万2,000円の減によるものであります。

7款商工費1項商工費3目観光費1,338万4,000円の追加は、主なものとして18節備品購入費319万7,000円の追加で、湯多里ランド及び三宇田浜キャンプ場における施設備品の購入。19節負担金、補助及び交付金882万9,000円で、外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金などの追加であります。

8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費13節委託料で、市道竹敷昼ヶ浦線の測量設計委託料820万8,000円の追加。15節工事請負費で市道佐保田線、仁田志多留線の2路線の事業費増、及び市道久田日掛線など5路線の事業費組み替えによる1,567万3,000円の追加。4目橋りょう費15節工事請負費で、赤島大橋の橋りょう補修整備工事の交付金留保分と、早期完成に向けての増額による2,250万円の追加。

5項都市計画費5目まちづくり事業費1億1,559万7,000円、主なものとして13節委託料で横町線建物調査、まちづくり調査委託料など4,495万円の減。15節工事請負費で、厳原小学校線改良事業など6カ所の工事費減による6,470万円の減。17節公有財産購入費

で旧丸和所有の用地購入、旧NTT宿舎跡地の一般会計買い戻し分などによる2億5,705万円の追加であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路災害復旧費1億5,217万6,000円の追加は、上県町の市道中山線の道路災害復旧事業に係る関係予算であります。

次に、議案第109号、対馬市森林づくり条例について、本条例を策定するに当たりましては、昨年9月から現在まで、対馬市森林づくり条例検討委員会において委員19名中6名の林業関係者も交えて、9回にわたり検討され議論を重ねてきております。

本委員会において、特に議論された第7条森林所有者の責務及び役割については、上位法である森林・林業基本法の基本理念、所有者の責務の内容を逸脱しない範囲で作成されております。

また、第7条第4項の森林を売却、譲渡する場合の事前の届出については、所有する山林を地域外の個人、業者、外国人等に売却すると、地域に住んでいない人がその地域の山林を所有することとなり、将来、山林等を管理するに当たってさまざまな弊害が予想され、市がそのような売却や譲渡に関しての情報を事前に把握し、また相談できる窓口を設置することで、対馬の山林を地域住民で継続的に管理できる状態にしておけるよう、努力目標として条例に盛り込んでいるとのことであります。また、ゲンカイツツジやヤマザクラ等の保全についても、これまでその根拠となるものがなかったため、本条例に規定し保全を推進していきたいとのことであります。

なお、本条例の有無にかかわらず、平成24年4月施行の改正森林法においては、新たに森林の土地を所有したものは届出を行わなければならない、それに係る罰則も規定されております。また、伐採の届出、立ち入り調査に関しては、以前から森林法で規定されているということでもあります。

最後に、議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定については、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、社会福祉法人「梅仁会」を指定管理者として指定しようとするものであります。今回の変更点として、ファミリーパーク直売所も合わせて指定管理とし、農林水産物の販売について研究促進していくとのことであります。

以上、本委員会に付託されました議案第94号、議案第109号及び議案第115号の3議案は、慎重に審査をし採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 以上、報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対し一括質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 総務文教の委員長にお尋ねいたします。

委員長報告のページ数が、2ページの財産管理費、ちょっと真ん中上ですね。15節の工事請負費のことが報告がっております。その中で359万8,000円の追加の内訳で、その中で本庁庁舎屋根防水工事149万8,000円と書いてありますが、この工事請負費について屋根の工事以外の工事というふうなことは、説明がなかったかどうかちょっと確認をとってみたいと思います。委員長さん。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） お答えをいたします。ただいまの質問は15節の工事請負費359万8,000円の質問かと思いますが、先ほど報告いたしましたとおり私どもの審査の段階では、一応、本庁の庁舎の屋根の防水工事として149万8,000円、それから旧教員住宅の解体工事、先ほど申しあげましたように2棟分でございますが、その210万円を計上しておるといふふうなことで報告を受けました。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 実は、私も初日の本会議において予算説明がなされたときに、このことについてもっと詳細なことが出てくるかなと見ておったんですが、総務部長の説明ではそういうふうなことがございませんでした。

もう、結論を申し上げますと、実は昨年6月の補正予算、それと当初予算に対馬振興局と対馬市の執務室共同化、ワンフロア化、これが計上をされまして2回ほどの定例会において、総額で備品購入費を含めて500万円相当の予算計上がなされ、当初の計画では市に振興局の農林水産部門、部局、そして振興局に市の土木建設部門が移行すると、移動するというふうな組織の編成を組みながら、最終的には22年度中の執行はなされなかった、未実施に終わっています。

で、引き続き、市と振興局は協議をいたしまして、これ資料として私いただいたんですが、現段階で対馬振興局が税務課、農林整備課、そして林業課この3部門が対馬市に、いわゆるワンフロア化すると、執務室の共同化は振興局の、今3部門が市に全部移行すると、そして、それを少なくとも平成24年4月1日から実施するというふうなことが浮上しております。ちまたという言い方は失礼ですが、そういうふうな市と振興局が、双方が歩み寄ってそういうふうな構想になったと。

その中で、昨年は五百数万円を越える予算化でございましたが、本年度は先ほどの委員長報告の中の149万の内訳の30万ほどが、その執務室共同化に係る予算というようなことを、私は確認をしております。

問題は、そのことを議会として、私は昨年の6月定例会で異議を申しあげましたが、今の段階でそのことをとらえることではなく、市と振興局が執行としようとするのを、本議会で当然、議員の皆様とそれから市民の皆様に説明するべきであったと、かように思っております。そのこ

とがなされなく、ことが進むということは、私はいかがなものかなと。

少なくとも、市にそれだけの県の機関が移行するわけですから、説明ぐらいしても私はよかつたんではないかと、このように委員長思いますが、長委員長のこのことに対する、予算の説明の中でそのことが、私は十分論議してほしかった、あるいは説明してほしかった、このように思います。

執行理事者のほうに対して、そういう委員会の見解を言うわけにはいきませんが、長委員長に今のことが進めておられる内容だったことを、どう思われるか、そのことだけを聞きまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） ただいまの質問でございますが、本会議の中で確かにおっしゃっていたことはわかっておりましたけれども、今回の予算につきましては、その内容について委員会として審査をいたしておりません。審査をいたしていない関係で、私のほうからちょっとお答えをすることはできませんので、どうしても必要であれば、議長の許可をいただきまして、市長のほうからでもお答えいただければというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 審査はしておらんことはわかっているんです。ただ、予算の説明がなかった、十分にあったかなかったか、あったならばどうであったかという点を、私は確認をしておるわけですよ。その辺は、本会議の1日目にはなくても、委員会では十分な説明があつてもよかつたんではないかと、そのようなことを言っておるわけで、委員長としてその辺をどう思われるかというふうなことを言っているわけで、審査をしたとか、せんじゃなくて、予算の説明がどうであったかということを、私は申し上げておるわけです。その辺のとらえ方を、委員長としてどう思うかということです。

○議長（作元 義文君） 総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） 委員会として、その質問も理事者側にしておりませんし、理事者側のほうからも、この点に関して詳しい説明をいただいております。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私から以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 産業建設常任委員長に、森林づくり条例についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

前回の本会議でもちょっとお話をしましたように、この森林づくり条例は自然環境の保全、ま

た、バイオマス燃料の利用促進、木材の流通販売貿易を含めた多岐にわたった条例であります、すっきりしないと言いますか、わからないところも多いわけではありますが。

特に、森林所有者の責務及び役割、第7条第2項「森林所有者は前条第2項に定める樹木の保全に努め、かつ自然景観も損なわないように配慮するものとする」、第5項「森林所有者は市、県、関係機関等が行う森林づくりに関する各種施策に対し協力するよう努めるものとする」とあるわけではありますが、これはどういうことが起こってくるか森林所有者は大変不安に思われると思うんですね。今後、どういうことが起こってくるかわかりませんが、どうなるかなあとと思われる、そう思います。

そこで、もう一つは多様な生態系に配慮した森林の保全第11条で、これも前回ちょっとお話ししましたけれども、第5項で「市は多様な生態系に配慮した森林の保全を図るための指針として、対馬市伐採ガイドラインを別に定めるものとする」、もう一つは第15条で森林づくり基本計画を策定するようになっておりますが、この2点について、委員会のほうで基本的な考え方、方向性等質疑、説明はなかったかお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 堀江議員の質問にお答えします。

まず、今この森林づくり条例に関しましては、一つの条項の目的として、私の報告にもありましたとおり、気がつけば外国人が対馬の山林を買っておったと、そういうことのないように、例を挙げて言うならば、竹敷の海上保安部の横、あの土地の件のように、ああ、自衛隊ですかね、済みません、気がつけばもう外国人、またそういう全然対馬の人とは関係のないような人が購入をしておった、後で気がつけば、対馬市としてもどうしようもないという例もあっております。

そういうことのないように、事前に届出とかしてもらって、強制的にしないじゃなくて、対馬市のほうに土地を売りたいとか、山林を売りたいとかいうときは事前に届出をしてくださいと、そうすることによって対馬市も管理もできるし、アドバイスもいろいろできるというのも一つの目標であります。

それと、また前回のときもありましたように、対馬の昔からあるヤマザクラ、ゲンカイツツジこの貴重な植物を、これから先も保持していくために、今まではそういう条例、規則がないものですから、ゲンカイツツジ、ヤマザクラなどを切られても、ただ暗黙の了解で見ていたわけですが、この条例をつくることにより、その貴重な植物、これが保全できるということになります。

いろいろ私たちも、この森林づくりに関しましては、委員の中でもいろいろ意見が出ました。その中で、やはり林業関係者が19名の委員の中で6名委員の中におられます。そういう林業に携わった人も、委員会の中のいろんな意見の中での集約だと思います。その中で、この森林づくり条例というのができたわけでございます。

そういうわけで、委員会はいろんな審議の結果、報告のとおりといたしました。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 委員長の話はよくわかるわけですが、私の言っているのは、全体の森林づくりを10年間でどういうふうにやっていくかという事業計画ができるわけですね、森林づくり計画。

もう一つは、伐採ガイドライン、伐採するということは木を切ることについて、ここまでは切ったらいかんよとか、ここは残しなさい、ここは切りなさい、そういうことがガイドラインということであって、どういう方向性で、どういう基本的な考え方をもってそれを進めていかれるのかなあということが、一番聞きたいところだったものですから、そういう長期的な、基本的なことについての質疑、説明はなかったのかお尋ねをしたわけですが、そういうことはなかった……。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 堀江議員の質問ですけども、実際に委員会の中でもいろいろ意見も出たんですよ。ただ、森林法では、例えば極端な話1本の木を切るにも、届けをしなければいけないのが国の手法ですよ。ただ、これを1本切るのに市のほうに届けるとか、そういう特別な縛りはないと言ったら、またおかしなことになりますけど、そういうところは、まあ、変な話ですけども、その臨機応変と言ったら委員長の報告とは外れますけれども、そういう形でどれだけ切ったらいけないとか、どれだけ切るときにこうしなさい、そのときは場所とかいろんな現況に応じてやっていくというのが、この森林づくり条例だそうです。

○議長（作元 義文君） 9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 委員長の話はわかることはわかるんですが、例えば道路の近くで景観が悪くなるから切りなさいとか、ここは残してくださいとか、ある一定の観光地のところは残してください、してくださいということはできませんでしょうが、山全体を、この10年間で計画を立てるということは、かなり地権者にとって、森林所有者にとっては大きな関心があると思うんですね。

ですから、そういうことをわかっていかないと、トラブルが起こる原因になると、私は思っておりますので、そういう説明を事前に、やっぱり議会も森林所有者もわかって、理解してこれを進めていくというのがベストではないかと思っております。

それはそれでいいんですが、この条例の施行が来年の4月1日ですから、この基本計画もガイドラインも、その前につくらないんですかね、これ。（発言する者あり）その後になるんですか。

でしたら、私は4月1日から施行ですので、その前にできるかと思っておりましたが、それまでできないような話ですので、これはできたら、ぜひ議会あるいは森林所有者にこれは公表するようになっておりますけど、公表だけではなくて十分説明をしていただくよう、委員会でも検討

していただきたいと思います。以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） それでは、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時5分から開会します。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

これから、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第94号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから起立によって採決します。本件に対する各常任委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、対馬市市民基本条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決しました。

議案第113号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第114号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第116号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第110号、対馬市環境基本条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第109号、対馬市森林づくり条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第115号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第118号

○議長（作元 義文君） 日程第4、議案第118号、港湾区域内公有水面の埋立て変更について（比田勝港湾）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま議題となりました議案第118号、港湾区域内公有水面の埋立て変更について（比田勝港湾）の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、長崎県が事業主体で実施をいたしております比田勝港湾整備事業の網代側埋立地に用途変更の必要が生じ、公有水面埋立法第13条の2第2項において準用する同法第3条第1項に基づき意見を求められましたので、異議のない旨、長崎県知事に答申するため同法第3条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋立地用途変更の理由及び内容等につきましては、添付資料の5ページの埋立地用途変更の理由並びに資料末尾の埋立土地利用計画図の変更前、変更後のとおり、当初臨港道路の北側は既設市道を併用する計画となっておりましたが、地元との協議の結果、これを埋立地内に配置をし、南北に直線の道路に変更いたしております。

また、本埋立地は定期フェリー、旅客専用岸壁として整備をしていることから、当初、広く配置をしていた荷さばき所を、フェリーやジェットフォイルが取り扱う貨物のための必要面積に縮小し、かわりに旅行客や地域住民の散策スペース、また地域イベント等に供するために、緑地を新たに配置いたしております。さらに、市が計画をいたしております国内ターミナル建設に合わせ、ターミナル用地、駐車場の配置や面積を変更いたしております。

なお、埋立面積につきましては、海岸等の外周施設の規模、延長等に影響ありませんので、変更前と同じ2.05ヘクタールでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 部長にお聞きします。せっかく立派な港湾ができてきているみたいですが、計画があるようですが、今、対馬は韓国との観光、外国航路が有名になりすぎて大変いいことだと思えます。これで、人だけじゃなくて韓国との水産業の貿易が必ず増加してくると思わ

れます。

この図面を見る限り、私が目が悪いかどうか知りませんが、水産物の貿易に対する保税港、またそういう設備がないようにありますが、今後、市・県はどのような計画を持たれているのか、ちょっとこれ埋め立てに関連してお聞きします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 埋立地につきましては、説明の中でも説明をいたしました、客船専用ターミナルということで位置づけをいたしております。

本来であれば、当初、荷さばき所等につきましても広くとっておりましたが、これが面積の根拠として、あくまでもこの施設が旅客ターミナル施設ということで、その辺を精査されての中の荷さばき所の縮小ということでございます。

それから、今後の比田勝港の整備につきましては、現在、県のほうからいただいた情報によりますと、耐震岸壁の整備、今、対馬市の現状といたしまして、耐震岸壁を保有している港といたしましては厳原港1港のみでございますが、県としては対馬の場合面積も広いということもあまして、道路事情で非常時が発生したときに南北に寸断される恐れがあるという、そういうことも想定されまして、北部に1港を耐震岸壁を有した港を整備する必要があるという方向性を示しておられます。その箇所といたしまして、今のところ舟志港を含めた比田勝港を位置づけをされております。

御質問の貨物用のための荷さばき等の整備につきましては、この耐震岸壁とあわせて、今後検討をしていくという方向で確認をいたしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 観光客だけの外国航路というもの、それは悪いことではないと思うけど、今、対馬のあなご等も、ほとんど韓国産のものもだいぶ含まれているみたいで、対馬と韓国との間でとれている、それで韓国との水産物の輸入も以前からやっておると聞いております。

これだけ外国航路ができたのは誇らしいことなだけで、そういう水産物の輸入、また輸出、そのための場所の確保、港湾の整備というのがあまりにも遅れておるのではないかなあと、耐震のものとかをつくるという問題も大事かもしれないけど、そのときに合わせて、もう少し先を読んだ保税設備を進める必要があるんじゃないかなと思うんですが。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 比田勝の現状といたしまして、今お話をいただいた内容につきましては、施設として西泊に一部そういう設備の整備をいたしております。現段階であれば、この貨物量の取り扱いの状況を見たときに、現施設で今のところ対応できるという県のほうの判断でござ

ざいます。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） それでは質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認め、委員会への付託は省略することに決定しました。
これから、討論、採決を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5. 請願第1号

○議長（作元 義文君） 日程第5、請願第1号、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書を議題といたします。

本件は、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 請願第1号に対する審査報告を行います。

平成23年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました請願第1号、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増に関する請願書について、その審査の経過と結果を同規則第137条の規定により報告いたします。

当委員会は、12月8日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、小田副委員長は欠席でありましたが、請願者等より資料の提出を求め、慎重に審査を行いました。

全国的に看護師不足は深刻な社会問題となっており、長崎県病院企業団の離島地域、対馬、五島、新上五島の病院においても、看護師確保はますます厳しくなっています。このような看護師不足の状況から離島医療の資質向上のため、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費については、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例を適用し、将来、企業団病院に看護師等として勤務しようとするものに対し、入学資金、授業料等の修学資金を貸与するものであり、貸与期間の2倍に相当する期間を勤務した場合は返還免除するものであります。

経費負担については、長崎県、所在市町（対馬市、五島市、新上五島町）及び灘島各病院にて3分の1ずつ負担することとなっています。対馬地域3病院においては、平成28年度末までに定年退職者は32名となっており、退職者の補充が懸念されております。

医療従事者養成経費（医療技術修学資金）は、看護師等確保対策においては、大変有効であります。現行の各年度定数2名を、定数5名以上への拡充を求める請願の趣旨は十分理解できることから、当委員会は慎重に審査を行った結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 審査報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、これから採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6. 発委第2号

○議長（作元 義文君） 日程第6、発委第2号、大中まき網の操業規制等を求める意見書を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会提出議案でありますので、委員長に趣旨説明を求めます。産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） ただいま議題となりました、発委第2号について御説明を申し上げます。

本件は、最近、大中まき網船団が対馬沿岸で横暴とも言える、大量乱獲操業を頻繁に行っています。生活のため必死で操業している零細な地元漁民の怒りは頂点に達していると思います。

対馬の海は、対馬漁民、また島民の大きな財産であります。対馬沿岸の漁場と対馬漁民の生活を守るためには、大中まき網の操業規制等について、早急な対策がぜひ必要と考えます。

この問題は、産業建設常任委員会としても、積極的に取り組む必要があると考え、別紙、意見書（案）を本定例会で議決、関係各位へ提出しようとするものであります。

発委第2号、平成23年12月15日、対馬市議会議長作元義文様。産業建設常任委員会委員長大部初幸。

大中まき網の操業規制等を求める意見書について、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

大中まき網の操業規制等を求める意見書（案）。

対馬は国境に面した離島で、水産業が第一番の対馬島全体の収入源であります。そのような中、大中まき網船団の対馬沿岸での横暴ともいえる操業と、多魚種にわたる大量乱獲は、零細な対馬地元漁民が生活のため必死で操業しているにもかかわらず、漁獲減少と魚価の大暴落をその都度何回も繰り返しております。

ことしの11月は今までにない不漁で、やっとこの12月初めからヨコワ漁が釣れだし、正月を目の前にしたヨコワの大漁に地元漁民は期待と喜びにあふれていましたが、その喜びも一瞬にして、大中まき網船団に奪われてしまいました。このままでは対馬の漁民は生活ができなくなってしまいます。

対馬の西海岸は、3マイル以遠は許可範囲であるが、一部3から5マイル間は自主規制ラインです。また、灯船の灯火制限は1隻10キロワット以下で、灯船は2隻までであります。その操業中の灯船の灯りは、とても10キロワットの灯りとは思えず、現在の19トンのイカ釣り船以上の光力に思えます。この灯船に対しても監視を強化し、徹底してほしい。

特に、県が設置した浮き魚礁周辺での操業、魚礁周辺でやっとヨコワが釣れだしたやさきの、まき網船団のこのたびの操業により、対馬漁民の悲しみと怒りは頂点に達しております。

しかしながら、まき網船団にも生活があります。全面禁止は無理なことです。操業期間の見直し、魚種の規制、あるいは水揚げ高の制限等、また、浮き魚礁周辺での操業の禁止、産卵時期と産卵場所での操業の規制等、国や県に対し強く要望する必要があります。

対馬の海は対馬漁民、また対馬島民の大きな財産でなければならない。どうか我々対馬漁民、対馬島民の切実な実情を御理解いただき、早急に適切な対策を講じていただきますよう国や県、監督官庁に強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成23年12月15日、長崎県対馬市議会。提出先、農林水産大臣鹿野道彦様、長崎県知事村中法道様。

以上のとおりであります。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 提案者にお尋ねしたいと思います。

鹿野道彦、中村法道と書いてありますが、取り締まり機関に直接出すような考えはないんでしょうか。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 操業規制等を求める意見書にありますように、この監視体制を強化するという事は、鹿野道彦、または県の中村法道を通じてできると思いますので、監督官庁に直接じゃなくて農林水産大臣の許可でありますので、まず農林水産大臣、そして県の代表であります県知事に提出する予定であります。

以上です。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、委員会への付託は省略することに決しました。

これから討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

発委第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発委第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時34分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。追加議案の提出があります。

お諮りします。配付のとおり、発議第4号、医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。発議第4号は日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第4号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第4号、医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） ただいま議題となりました、発議第4号について御説明申し上げます。

本件は、看護師不足が全国的に深刻な社会問題となっており、こと離島においては、さらに深刻であり、地域医療の堅持が困難な状況になりつつあります。今後において定年等退職者看護師の補充が懸念されるところであります。

看護師確保対策においては、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における、医療従事者養成経費制度が最も有効であると考え、現在の資金利用者定数枠の増、拡充を求めるものであります。

この問題は、対馬市議会としても積極的に取り組む必要があると考え、別紙、意見書（案）を本定例会で議決、関係機関へ提出しようとするものであります。

発議第4号、平成23年12月15日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員山本輝昭。賛成者、対馬市議会議員長信義、同、大部初幸。

医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書について。別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げます。

医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の拡充を求める意見書（案）、看護師不足は都市部の7対1看護病院の増等により、看護師需要が増大し、離島地域の看護師確保はますます厳しくなっています。

長崎県病院企業団の離島地域、対馬、五島、新上五島の病院においても、看護師の募集を行っても応募者が少ない状況です。このような看護師不足の状況から、離島医療の資質向上のため長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費が平成21年4月より再度施行されることになり、経費負担については長崎県、所在市町（対馬市、五島市、新上五島町）及び離島各病院にて3分の1ずつ負担することになっています。

医療従事者養成経費は、将来、企業団病院に看護師として勤務しようとするものに対し、入学金、授業料等の修学資金を貸与するものであり、貸与期間の2倍に相当する期間を勤務した場合に返還免除するものであります。

対馬地域3病院においては、今後5年間で定年退職者が32名となっており、退職者の補充が懸念されます。また、医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の定数増を希望する地域住民からの要望は非常に高く、看護師確保対策においては大変有効であります。

上記により、長崎県病院企業団構成団体負担要綱における医療従事者養成経費（医療技術修学資金）の、各年度定数2名を定数5名以上への増を図られよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成23年12月15日、長崎県対馬市議会。提出先は長崎県知事 中村法道様、長崎県病院企業団企業長 矢野右人様でございます。

以上のとおりであります。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

発議第4号について討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがあるかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に一任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。市長よりあいさつの申し出があつておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議員の皆様、大変お疲れ様です。閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げ

げます。

去る12月6日から本日までの10日間にわたり開会されました本定例会も、本日閉会を迎え、この間議員の皆様には終始御熱心に御審議いただきますとともに、それぞれに適正な御決定を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会にて御決定いただきました事項につきましては、速やかな事務処理を行い、適正な行政運営に務めてまいる所存でございます。

今定例会における皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に十分反映させるよう一所懸命取り組んでまいる所存でございます。皆様の、今後一層の御指導よろしくお願い申し上げます。

ところで、対馬テレビ学習塾がいよいよ今週から放送が始まりましたが、教諭と生徒が一緒に出演されておりました。今後も引き続き対馬っ子の底上げに尽力したいと考えております。

また、先ほども議論で出ておりました、ワンフロア化の問題でございますが、これにつきましては、3年ほど前から協議が始まり、今年やっと一つの方向性を見出すまでになりました。年が変わりまして2月1日から、遅くとも4月1日までにワンフロア化の実施をしたいと思っております。

ワンフロア化の内容につきましては、当初、県が出された案ではなく、こちらからはこの対馬社協が1階におられますけれども、社会福祉協議会が振興局のほうに、そして振興局の林業課、それから農村整備課、さらに税務課の3課が本庁舎の中に移動して来られるという案でございます。

議員の皆様と論議がありましたように、水産改良普及センター等につきましては、そのまま現在の体制でいくというふうなところで落ち着いたというふうに御理解をいただければと思っております。

次に、先ほど対馬近海での出来事について報告を出していただきました。対馬西側で大中まき網操業によるヨコワ等の大量捕獲があり、その後の釣果に影響を及ぼすというようなことが起こっております。

これはまさに、水産資源の持続可能な利用による伝統的漁法を妨げる行為ではないかと痛感し、今後、さらに市民、漁業関係者、行政、議会、それぞれに連携を努め一体となって海洋保護区の設定と、資源管理型漁業の確立に向け、早急に進めていかなければならないと再認識いたしておるところでございます。

このことにつきましては早速、本会議の中で同趣旨の委員会発議による意見書が議決され、議会の思いというものが市民の方々に伝わったものと思っております。今後におきましても、海洋保護区の設定へ向けての、さらなる御助言、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、先に御案内申し上げております消防団出初め式及び成人式を、それぞれ新年1月5日及び1月8日に予定しております。新年早々大変お忙しいところでございますが、議員皆様には御出席を賜り、激励くださいますようお願いいたします。

ことしも余すところあとわずかとなってまいりました。来たる平成24年の新年を御家族と共に健やかに迎えられ、新年が皆様にとりまして最高の年となりますよう御祈念申し上げます。

これから年末、年始を迎え何かと無理が生じる時期ではございますが、議員皆様には健康に十分留意され、御健勝にてますます御活躍されますよう祈念申し上げ閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年第4回定例会は議案全般にわたり、熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待をいたしております。

また、対馬市の新病院の建設問題、あるいはイノシシ、対馬鹿の駆除の問題、また水産部門では、先ほど意見書が採択されました、大中型まき網や以東底引きの問題など、いろいろな問題が山積をいたしております。市当局あるいは議会ともに、この市発展のためにさらに努力をしていかなければならないというふうに思っております。

この1年間皆様の御労苦に対し、心から感謝を申し上げ、来たる平成24年を元気で迎えていただきますように、祈念をしながら閉会をいたします。

会議を閉じます。

平成23年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 長 信義

署名議員 山本 輝昭